

タイトル	十六世紀イギリス旧救貧法の成立(五)
著者	大場, 四千男; OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(156): 133-222
発行日	2013-06-25

# 十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）

大 場 四 千 男

## 目 次

- 1 編 チューダー朝初期救貧法とマックス・ヴェーバーの方法論
  - 1 章 マックス・ヴェーバーの市民資本主義論と救貧法
    - I 大塚久雄のマックス・ヴェーバー論
    - II 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの相同性
    - III 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの違い
    - IV マックス・ヴェーバーの資本主義論の特異性
    - V 市民資本主義論と救貧法
      - (一) マックス・ヴェーバーの資本主義方法論
      - (二) 天職労働, カソリック, プロテスタンティズム
      - (三) 宗教改革と市民資本主義
      - (四) 市民資本主義と救貧法
  - 2 章 ジャン・カルヴァンの「天職」概念とマックス・ヴェーバー
    - (一) カルヴァンとマックス・ヴェーバー
    - (二) カルヴァンの「天職」概念と「キリスト教概要」
    - (三) カルヴァンの「天職」概念と「真のキリスト教的生活」
- 2 編 イギリス旧救貧法成立の歴史的背景
  - 1 章 16 世紀新しい貧民層の勃興
    - I 問題の所在
    - II 旧救貧法の歴史的倫理構成
    - III 新しい「貧民」概念について
      - (一) 「労働不能な貧民」概念
      - (二) 「労働可能な貧民救済」条項
      - (三) 「労働可能な貧民」概念
  - 結び

2章 イギリス旧救貧法の資料探索——ジョン・F・ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570年」(一)

はじめに

- a 手書き原稿
- b 人口調査の背景
- c 分析

地図

付録

- I 年齢, 性別, 婚姻
- II 16歳未満の児童の年齢と性別
- III 21歳以上男性の職業
- IV 21歳以上女性の職業
- V 貧民ハウスに収容された人数
- VI 世帯あたりの人数
- VII ノリッジでの在住期間
- VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産
- IX 各教区の貧民人口 (以上迄 152号)

3編 チューダー治政期地方救貧政策

序 問題の所在

1章 ノーフォーク州の救貧政策

- I ノーフォーク地域の再生産＝蓄積基盤
- II 貧民救済事業の変遷
- III 教区の救済事業
- IV 小括——地域別貧民救済事業活動

2章 16世紀前半ノリッジ市の救貧政策

- I 修道院解散以前の救貧政策
- II ヘンリーVIII世治政期の救貧政策

結び——展望にかえて——

3章 イギリス旧救貧法の資料探索——ジョン F.ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570年」(二)

- I 貧民調査資料 (以上迄 153号)

4編 マルティン・ルターと天職倫理

I 部 マックス・ヴェーバーのルター評価について

序章 マルティン・ルターの見直しについて

- 1 章 マックス・ヴェーバーによるルターの天職倫理とその評価
- 2 章 マックス・ヴェーバーのルター評価と批判
- 3 章 マックス・ヴェーバーによるルター神学思想の意義
- 4 章 ルターとカルヴァンの信仰形態と天職倫理

II 部 マルティン・ルターの修道士時代とシュタウピッツの教え

- 1 章 マルティン・ルターの家庭とエルフルト大学時代
- 2 章 マルティン・ルターの修道士時代と予定説を巡って

III 部 宗教改革時代のルターの天職倫理と旧救貧法の精神

序章 宗教改革と現代資本主義との関連

- 1 章 楽園のアダムと「神の義」
- 2 章 「塔の体験」と「神の義」
- 3 章 ルターの「神の義」と近代的救貧法の精神
- 4 章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン・ウェブ 女澤史恵訳「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」(一)

序論

I トゥーリー基金 The Tooley Foundation (以上迄 154 号)

- 5 章 「神の愛」と近代的救貧法の精神
- 6 章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン・ウェブ 女澤史恵訳「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」(二) (以上迄 155 号)

5 編 チューダー救貧行政機構の特質

- I 問題の所在
- II 救貧行政の世俗化過程
- III チューダー救貧行政の構造的特質
- IV 治安判事の救貧行政掌握過程
- V 結び

6 編 16 世紀後半イギリス絶対王政の救貧政策

- 1 章 問題提起と分析視角
  - 2 章 貧民創出過程分析 — 救貧条例の背景 —
  - 3 章 絶対王政の救貧政策 — 一五九七年「救貧条例」を中心に —
- 結び

4章 イギリス旧救貧法の資料探索——ジョン・ウェブ 女澤史恵訳「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」(三)

## 5編 チューダー救貧行政機構の特質

### I 問題の所在

イギリスは、宗教改革以降ヨーロッパで展開される救貧法を最も体系的に発展させ、しかも典型的に制度化することに成功した<sup>(1)</sup>。この点で、チューダー王朝は、当時プロテスタンティズムを宗教基盤にするヨーロッパ的普遍性を背景に、十六世紀の宗教改革以降急速に救貧行政機構の形成を試み、「救貧問題」をイギリス的に処理しようと務めた<sup>(2)</sup>。

イギリスに於ける救貧法の発展過程は、俗人の救貧事業への進出を意味するが、しかしその救貧法は、ほぼ1530年代から1590年代における半世紀の間に体系化されるのである<sup>(3)</sup>。

チューダー救貧行政は、地方統轄機構の形成で初めてその展開を可能にされるのであり<sup>(4)</sup>、チューダー王朝は、地方統轄機構の整備・統一に重点を置くことで出発する。治安判事がこの地方統轄機構を支配する過程は宗教的救貧事業を排除する「世俗化」の過程であり、他方、従来地域一円を支配していたマナー領主の「領主裁判所」を脆弱にさせる「刑事裁判権の地方分権化」過程としてあらわれる<sup>(5)</sup>、治安判事を中心とするチューダー救貧行政機構は、救貧事業の「世俗化」を徹底的に進めることで成立するのであるが、救貧法もこの「世俗化」の中で体系化され、その構造と機能に於いて歴史的意義を与えられる<sup>(6)</sup>。こうして救貧行政機構を通してチューダー朝絶対王政はエリザベス一世を政教一致の君主として位置づける。

とするなら、イギリス救貧法がチューダー救貧法として出発することは、治安判事を中心とする救貧行政機構を形成することとなり、また、救貧事業の「世俗化」を完成することを意味するゆえ、チューダー救貧行政機構が治安判事を中心にして如何に形成され、また、この機構を通して如何に救貧法が世俗化されるにいたるかの点を明らかにしなければならない。それゆえ、本稿は、「制定法」Statutesを資料的足掛りに、治安判事を中心とするチューダー救貧行政機構の形成を明らかにしようとするものである。このために、まず、治安判事が救貧行政の単位に指定した「教区制」Parish Systemを明らかにしなければならないであろう。

注(1) E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief* p. 292.

(2) W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory* p. 350.

(3) 中村幸太郎「イギリス救貧制度」(社会経済史大系V) p. 143~144.

(4) C. A. Beard, *The office of Justice of the Peace in England* p. 85.

(5) ブラクネット「イギリス法制史」上(伊藤正己監修)

(6) 大場四千男「十六世紀後半絶対王政の救貧政策」(社会経済史学 vol. 35, No. 2)

## II 救貧行政の世俗化過程

チューダー救貧行政は俗人が救貧事業に進出することを契機に形成されるのであり、この救貧事業の世俗化過程は、修道院解散を契機にイングランド全土にわたって進行することになる<sup>(7)</sup>。修道院を中心にする中世救貧行政はこの俗人の救貧事業への進出に伴ない衰退を余儀なくされ<sup>(8)</sup>、修道院解散以降王政の救貧行政を補完するほどの副次的地位へ転落することになる。

中世救貧行政が崩壊し、その中からチューダー救貧行政が形成されるのであるが、このチューダー救貧行政はイギリスが原始的蓄積過程を深化させ、その結果としての資本主義発達史を歴史的背景に成立するのである。中世救貧行政が「無差別な慈善」原則に立脚する職業的浮浪者・乞食層を対象にすることに對し、チューダー救貧行政はこの中世の「ミゼラブルな貧民」層と範疇を異にする「労働可能な貧民層」を対象にし、その救済策として展開し、この意味で、両者の救貧行政は救貧行政機構の構造的相違を示すのである<sup>(9)</sup>。

換言するなら、中世救貧行政が対象にする「ミゼラブルな貧民」層とチューダー救貧行政が問題にしようとする「労働可能な貧民」層とは範疇を異にする「貧民」層であり、それぞれの救貧行政を構造的に性格づけている。この両者の範疇に於ける性格を明確にすることが、最初に必要とされるのであろう。この両者が決定的に相違することが明らかにされることによってのみ、チューダー救貧行政が俗人の救貧事業への進出で初めて世俗化される構造が明らかにしえるからである。

チューダー救貧行政の世俗化過程は、一方に於いて、治安判事が「領主裁判所」に代り地方統轄機構を掌握しようとする過程であり、他方に於いて、プロテスタンティズムの禁欲的職業倫理がカソリシズムの「心情倫理」に代る救貧理念として「世俗化」される過程としてあらわれる。こうした二重の世俗化構造を可能にする論理は「労働可能な貧民」層の概念に宿す<sup>(10)</sup>。そして、この「労働可能な貧民」層は、中世救貧行政を崩壊させ、修道院を中心にする宗教的救貧事業を全く無意味なものにさせ、むしろ、職業的浮浪者層の存在を王政の秩序維持から好ましくならぬものとし、職業的浮浪者層及び「ミゼラブルな貧民」層を対象にする中世救貧行政を桎梏に化するのである<sup>(11)</sup>。このため新たにチューダー救貧行政がこのオランダの新ウステットの競争によって敗北し、生じる旧ウステットの失業者を中心に形成される「労働可能な貧民」層に對應するため形成され、この「労働可能な貧民」層をのっぴきならぬ対象として指定する状況は1530年条例の序章に以下の如く示される<sup>(12)</sup>。

注(7) F. R. Salter, *Some Early Tracts on Poor Relief*.

(8) A. Jessopp. D. D., *Norwich*. p. 162~163.

(9) マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(梶山貢・大塚久雄訳)

(10) 大場四千男「イギリス救貧法に於ける「貧民」概念について」(経済論集第20巻4号) p. 104~105.

(11) John Pound, *Poverty and Vagrancy in Tudor England*. p. 3.

(12) 資料は全て「Statutes of the Realm」に依った。

この王国中いたるところで浮浪者及び乞食 Vagabondes and Beggars は怠惰の理由によって日々刻々法外な数に急増しつつある。この貧民の増大によって弊害が蔓延し、日々暴動が発生し、絶え間なく盗難、さらに殺人、他の大不幸が起り、この王国のコモンウェルス並びに善良な臣民に大きな災をもたらしている。このため当該条例制定以前に浮浪者・乞食処罰に関する多数の種々な条例・立法或いは布告が制定されて来たが、しかし、これらの良き条例・立法の制定にもかかわらず、浮浪者・乞食はこの王国中のいたるところで減少するどころか逆にむしろ日々眼に見える形でその数を急激に増大させつつある<sup>(13)</sup>。

この条例が取締ろうとする「貧民」層は「労働不能な貧民」でなく「浮浪者・乞食の」「労働可能な貧民」であり、まさに「この王国のコモンウェルス並びに善良な臣民に大きな災をもたらす」「怠惰」な貧民層である。チューダー救貧法はこの産業の失業者である生活保護者へ転落する「労働可能な貧民」を取締る規制立法として法体系化され、中世の教会が救貧事業の対象にする「ミゼラブルな人々」 miserable personal と範疇を相違する貧民層として生じる。教皇イノセント四世 Innocent IV は1250年に「貧民」概念を分類し、その際、具体的に教皇は未亡人 widow・私生児 orphans・高齢者 old・盲人 blind・啞 mutilated・長期療養患者 long sickness を「貧民層」と考え、この技術上の「ミゼラブルな人々」は教会附属療養所 Hospital に収容されるべきであると見なす<sup>(14)</sup>。

中世の教会救貧事業は「ミゼラブルな人々」を「貧民」層に措定し、「ホスピタル」を中心にする救貧行政を展開するが、今や、チューダー救貧法は「労働可能な貧民」層を最重点にする救貧行政を展開しようとするのであり、ここに「貧民」概念と救貧行政の転換が行なわれるのである<sup>(15)</sup>。しかも、1536年条例は修道院解散の布告と同時に制定され、中世から近世への転換を確定的に示すのであり、その「序文」には中世救貧行政の終焉を以下の如く示す。

国王ヘンリーVIII世治政第22年条例はウエストミンスターで制定され。この条例は乞食・浮浪者処罰条例であり、壮健な浮浪者、貧民が怠惰な理由で逮捕され、市場町で鞭打ちの刑を課した。次に、これら貧民は鞭打ちの刑終了後生まれ故郷にか或いは以前三年間定住したところへ戻され、そこで定住を余儀なくされる。また、労働不能な貧民、高齢者は、この条例にもとづいて、治療所に望むなら引き続き収容され続けるであろうと明記している。しかし、このヘンリーVIII世治政第二十二年条例には、この壮健な浮浪者、貧民が如何なる方法で受け入れられ、且つ、地区住民がこれら労働不能な貧民の救済のためにどれくらい負担するか、さらに壮健な浮浪者に如何なる職業を斡旋して就労させるかの救済条項を欠如させている。このため当該条例は前記条例の欠陥を補足し、壮健な浮浪者、貧民を救済するために今や以下の如く制定される。つまり、州、都市、バラ、ハンドレッド、ワーベントーク、ラース、ラーペ、ライディング、タイスング、ハムレットを統治する教区役員、貧民監督官は担当地区で教区民の慈善金に依拠して生計を立てている労働不能な貧民全てを探索すること。さらに、教区役員、貧民監督官はこれら労働不能な貧民を教区民の慈善金で扶養さすべく便宜を計るべきである。この結果、労働不能な貧民が当地区で喜捨を乞うため物乞いし、放浪する必要を無くすべきである。他方、教区役員、貧民監督官は壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等に職業を斡旋し、就労させるべきである。これら職業に携わることによつ

注(13) An Acte Concerning Punishment of Begger and Vagabonde, 22 Merry VIII. C. 12 vol III. p. 320~332.

(14) B. Tierney, Medieval Poor Law.

(15) G. Nicholls, History of English Poor Law, vol 1. p. 149~150.



て、壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等は自己の労働で生計を立てるようになるであろう<sup>(16)</sup>、と。

以上、敢えて長文を引用したのは資料の重要性に依るのであり、「労働可能な貧民」層は「自己の労働で生計を立てる」べく「職業を斡旋され就労」することを社会的に強制されており、この意味でプロテスタンティズムはチューダー救貧法成立の宗教的背景をなす<sup>(17)</sup>。中世に於いて「窮乏は罪悪ではない」*Pauperates non est de genere mals rum* 原則が支配し、「窮乏は悪事の中に入らない」*Paupertes non est de numero malorum* ことを宗教理念にする。したがってカソリックに於いて貧民層の存在は是認され、「慈善の倫理」を生み出し、信徒の救済行為を儀式化するのである。教会は貧民を救済する公的機関に措定され、「神は慈善者を愛する」見解のもとに「無差別な慈善」を原則化する。カソリック・キリスト教徒は「慈善の倫理」（人間の義）に形式的に参加することのみ道德的救済を覚え、信仰を通して神に近づくことを可能にされる<sup>(18)</sup>。

しかし、今や、プロテスタンティズムの職業観は壮健な浮浪者層の窮乏を神の召命する天職労働を放棄することに由る罪悪と見なし、さらに、中世に於ける「窮乏は罪悪ではない」点を否認するにいたる<sup>(19)</sup>。このためチューダー救貧法はプロテスタンティズムの禁欲的職業観（神の義）を背景に「貧民就労主義」を救貧行政の基調に据えようとするのであり、また、「無差別な慈善」に對置する「共同募金箱」制と救貧税（10分の一税）を制度化しようとする。したがって、1536年条例は、中世的救貧理念から近世的救貧理念への転換を基礎に貧民就労主義と共同募金制との新しい救貧行政を制度化することで中世的救貧行政と訣別し、近世的救貧行政を形成しようとするのであり、ここにチューダー救貧法の世俗化構造が位置づけられることになる<sup>(20)</sup>。

チューダー救貧行政は、資本主義的雇傭関係をあらわす「労働可能な貧民」層に対し体制的対応を行うべく形成されるのであるが<sup>(21)</sup>、この体制的対応は、治安判事が教区制を基礎にする地方統轄機構を掌握することの中で展望されるのである。王政は「労働可能な貧民」層に体制内に取り込み、編入し、絶対王政の産業構成（徒弟条例）を形成するために地方統轄機構の統轄を治安判事に委ね、救貧行政の世俗化を体制的に制度化しようとする<sup>(22)</sup>。

注(16) An Acte Conserving Punishment of Sturdy Vagabondes and Beggars, 27 Henry VIII.

(17) W. Cunningham, *The Growth of English Industry Commerce Part I.* p. 37~39.

(18) B. Tierney, *Medieval Poor Law.*

(19) マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」

(20) H. Levy, *Die Grundlagen des Ökonomischen Liberalismus in der Geshichte der Englischen Volkswirtschaft.*

(21) 田中豊治、「イギリス絶対王政期の産業構造」p. 112.

(22) J. H. Thomas, *Town Government in the sixteenth Century* p. 114~115.



### III チューダー救貧行政の構造的特質

十六世紀に入り、チューダー王朝が、俗人の救貧事業への進出を境に徹底的に救貧行政の世俗化を進めることになったのは、以下の3点の事情に依るものである。第1は、十六世紀に入り、イングランドの三分の一を占める宗教領の存在が国王の中央集権政体の成立に対し障害となり、このため、国王は宗教領を解体することで土地所有の画一的支配を達成しようと試みようとするためであり<sup>(23)</sup>、第2は、マナー領主が「領主裁判所」を中心に地域一円の支配を行っており、このため、王政はマナー領主の地方統轄を脆弱化させ、地方統轄機構を掌握しようと試みようとするためであり<sup>(24)</sup>、第3は、「労働可能な貧民」層が資本主義的雇傭関係への発展性を育くみ、修道院の救貧行政を崩壊させ、さらに旧体制＝絶対王政を構造的に解体するほどの勢に成長しつつあるが、このため、王政は全体制的対応を行うことを余儀なくされたためである<sup>(25)</sup>。

以上の事情により、チューダー救貧行政は「教区制」をその行政単位に措定することで「世俗化」の物的基礎を与えられる。というのも「教区」構造は、教区民を中心にする宗教的誓約共同体を特徴にする自治的地構造を形成し、この末端行政単位を王政が支配することは王政の世俗支配の完成を意味し、とりわけ、王政の条例・布告の施行機関に再生させることになるからである<sup>(26)</sup>。

#### (一) 教区定住制

チューダー救貧法が末端行政単位に措定しようとする「教区制」は、チューダー救貧行政機構の中心的組織となる。チューダー救貧行政機構が末端の村落にまで救貧法を遵守させえるかどうかは、この「教区制」を支配し得るか否かに掛るのであり、このため王政は「教区」支配を治安判事に委ね、治安判事の地方統轄を通して王政の立法を伝達・遵守させるピラミッド型支配を形成することに重点を置こうとする<sup>(27)</sup>。

「教区制」Parish System は、中世に於いて宗教的課税単位、殊に十分の一税の課税地域単位であり、中世では宗教的支配下に置かれ、閉鎖的地域の仲間集団を形成し、地縁的な宗教誓約共同体を特徴にする。中世に於いて教区制は司教の管轄下に置かれ、主要な村落を単位に形成され、この自治体を運営するために「教区ギルド」Parish Gild が組織されている。地域住民は「教区ギルド」のメンバーであり、教会はこの「教区ギルド」機構の統轄組織になる<sup>(28)</sup>。

ノーフォークに於ける <sup>ワイモンドハム</sup>Wymondham 教区は仲間集団 (= 第二次的な「誓約共同体」) としての

注(23) C. Hill, Economic Problems of the Church. p. 3~4.

(24) C. A. Beard, idid, p. 73.

(25) Eli F. Hecksher, Mercantilism, vol. 1.

(26) 大場四千男, 「エリザベス治政期の都市救貧政策」(一)(経済論集第19巻2号).

(27) E. Lipson, The Economic History of England. vol. II.

(28) C. B. Firth, Village Gilde of Norfolk the Fifteenth Century.

特徴を教区ギルド規則に以下の如く示している。

In ye honour and woshyppe of ye blessyd vyrgyn mary & in ye honor of all ye blyssyd company of havyn who have a bretherwoode gatheryd in ye township of Wymondn̄m wyche brey'woode ys calyd ye bretherwood of ye lyght of our lady in ye chappell.

神聖なメアライ女王の名誉と崇拜において、そして全ての神聖なカンパニーの名誉において、ここに我々はカンパニーを形成する。我々のカンパニーはワイモンドハムの村落に集まる同胞からなりその同胞は礼拝堂での聖母マリアの同胞と呼称することを許される<sup>(29)</sup>。

「教区ギルド」は「村落に集まる同胞」を中心にする宗教的地域共同体であり、運営は規則に明記される教区役員 alderman 二名、慈善金徴収吏「gathers of alms, colyors, or collectors elemosinarum」二名、保安吏 steward, 祭執行人 fest makers, provisoires or purviores convivii, 下級執行吏 beaple or preco, 旗手 banner bearer, vexillator, 食事係 bulter, pincerna 等によって行なわれる。「教区ギルド」はこれら在地下級役人が営む地域共同体の統轄機構であり、主に宗教的行事（冠婚葬祭）、救貧事業を管掌業務にする。

「教区ギルド」は宗教的誓約共同体を運営し、と同時に、地域住民の自治組織であり、地方制度の末端単位になっている。このため、地域住民を掌握しようとするのは教区ギルドが選出する在地下級役人層に課せられることになる。在地下級役人層は冠婚葬祭及び地域救貧事業を管掌業務にすることで地域住民を統轄することを可能にされ、その及ぶ支配能力も教区内に限定される。治安判事は、これら在地下級役人層を救貧行政官僚に任命することで教区を統轄することを可能にされ、このため教区定住制を制度化しようと試みる<sup>(30)</sup>。

教区定住制がチューダー救貧行政の中心に措定される動機は、第1に、その教区内で救貧問題を原則として解決する事を教区民に課すことであり、第2に、治安判事に許可される以外教区民がその定住地を離れ、流動化することを教区民に禁止し、その定住地に繫縛させることで浮浪者・乞食を一掃しようとする試みからであり、この2点に由り王政は教区定住制を救貧行政の中心に据えようとするのである<sup>(31)</sup>。

定住制は教区民を所属地域に繫縛し教区民の属地主義を明らかにするものである。このため、治安判事は教区定住制を制度化することで地方統轄機構を形成することを可能にされる。したがって、定住制は教区民を地域共同体に繫縛し、他方、その教区業務に貧民救済業務を課すことで教区の世俗化を図り、王政の末端行政単位に定礎する機能を果たすことになる。それゆえ、最初の救貧法である1530年条例は定住制の原則を以下の如く明記する。

注(29) G. A. Cartherw, Extracts from papers in the church chest of Wymondham.

(30) Ashley, idid. p. 340~341.

(31) F. M. Leonard, idid. p. 62~63.

治安判事、市長、シェリフ、ベイリフは、自分らの考えで常に必要と判断するなら、教区民及び市民の慈善金・喜捨で生活することを余儀なくされる高齢者、労働不能な貧民、高齢者を探索すべきである。この調査以後、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフが担当区域内でこれら労働不能な貧民・高齢者の物乞いを認める物乞い許可証を発行することは合法である。そして、彼ら労働不能な貧民、高齢者は物乞い許可地区内で、教区民の慈善金及び喜捨で生活する便宜を与えられる。治安判事、市長、シェリフ、ベイリフは物乞い許可証を発行する際、物乞いを許される労働不能な乞食の氏名を登録し、記載すること。さらに、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフが物乞いを指定する地域、ハンドレッド、ラープ、ワーペンターク、都市・バラの名称、地名を物乞い許可証に記載すべきである。したがって、この物乞い許可証は物乞いすることを許された労働不能な乞食の氏名、物乞い許可地域名、及び治安判事1名の署名を必ず記載すること。しかし、もしも物乞いすることを許可されるその労働不能な乞食が物乞い指定地域以外で物乞いするなら、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフ、治安官はその労働不能な乞食を捕え二日二晩留置所に拘留し、この期間中一片のパンと水以外与えるべきでない。保釈後、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフ、治安官はこの労働不能な乞食が物乞いすることを許可される地域に戻ることを誓約させるべきである (1条<sup>(32)</sup>)。

各地域に定住する或いは浮浪する「労働不能な貧民」は管轄地区の在地下級役人に調査され、保護される。この1530年条例は「労働不能な貧民」に物乞いを許可しているが、しかし、物乞い指定地区を定住地域に限定する点で「無差別な慈善」を禁止し、その上で地方制度の行政区域を明らかにしたものである。しかも、物乞い許可証の発行は地方制度に救貧事業を職務にさせる救貧行政を課すことになり、このため、管轄地区の行政官僚は、行政権限を拡大し地方自治を質的に昂めることを可能にされる。在地下級役人はこれら「労働不能な貧民」の名簿を作成し、物乞い地域以外での乞食・困窮者を逮捕し、拘留した上で、その定住地域に送還することを任務にする<sup>(33)</sup>。「貧民」を定住教区に繋縛しようとする定住制は「労働可能な貧民」層にも次の如く適用される。

聖ヨハネ祭以後この王国中で物乞いする労働可能な且つ壮健な貧民 Psones on Psones beyng hold & mightie in body able to laboure, 或いは合法的商手工業組合に携わらなく且つ土地・親方に雇われない労働可能な男女の貧民 Man or Woman beyng hole & myhty in body & able to laboure havng nolande [Master] narusyng any laueful marchaundyys craftte or mystery が放浪し、その生活を合法的に営んでいないことが明らかになるなら、都市・教区の治安官はこのような怠惰な浮浪者、貧民を逮捕し、担当地区の治安判事、上級治安官のところへ連行すべきである。この結果、適切な判断にもとづいて、治安判事、治安官、市長、シェリフ、ベイリフがこれらの怠惰な貧民を市場町に荷馬車の端に縛りつけて運び、そこで彼らの身体から血がしたり落ちるまで鞭打ちをすること。この鞭打ちの刑が終了した後に、生まれ故郷か或いは以前三年間定住したところへ戻り、そこで正直な人が営む正業に携わるべく誓約させなければならない。

定住地を離れる人々は浮浪者及び乞食と見なされ、救貧行政が課する刑罰の対象になり、定住地へ送還されることになる。この結果、救貧行政が浮浪者・乞食を排除しようとするのに採用す

注<sup>(32)</sup> An Acte Conserving punishment of Begger and Vagabonde.

(33) J. Pound, *ibid.*, p. 31.

る教区定住制は、浮浪者・乞食を定住地へ繫縛させ、安価な労働力として農村教区にプールするメカニズムを形成し、過剰人口を農村一市場町にしわよせをしようとする。しかも、教区定住制は浮浪者・乞食を含む全ての教区民を土地に繫縛し、そこに於ける就労を義務づけることで救貧行政の世俗化を達成する機能を果すのである<sup>(34)</sup>。

教区・定住制が教区民を土地に繫縛し、就労することを全教区民に課すことは、「血がしたたり落ちるまで鞭打ち」にする処罰主義の制度化で可能にされ、経済外強制労働のメカニズムを制度化しようとするあらわれとなる。こうした教区定住制の特質はプロテスタンティズムの禁欲的職業倫理を世俗化することとなる。チューダー救貧行政がプロテスタンティズムの宗教的意識に深く規制されることは、この経済外強制労働のメカニズムを苛酷な処罰主義で支えようとする刑罰的救貧行政にあらわれる<sup>(35)</sup>。したがって、治安判事がこの刑罰的救貧行政を遵守させることで地方統轄権を掌握しようとする試みは教区民のこうした宗教的意識に支えられているのである<sup>(36)</sup>。

刑罰が就労かの二者択一を基調にする救貧行政は矛盾することなく禁欲的な職業倫理からすれば当然の論理である。つまり、「貧しいことを願うのは、病気になることを願うのと同じであって、行為主義として排斥すべきであり、神の栄光を害」い、「そのみか、労働の能力ある者が乞食をすることは、怠惰として罪悪であるばかりか、使徒の語に照らしても、隣人愛に反することからである」とされる。「罪悪」ゆえ処罰を課す二者択一の考えは中世的カソリズムと異にする「禁欲的プロテスタンティズムの職業倫理」を示すものである。

チューダー救貧行政は初期に於いて治安判事が担当地区での調査、探索業務を在地下層役人層に課し、「労働不能な貧民」及び「労働可能な貧民」を定住教区に繫縛する定住制の原則を確立する。今や、「労働不能な貧民」は物乞い許可証を受け、物乞い地域を指定され、他方、「労働可能な貧民」は刑罰を課せられて以後「正業」に就くことを強制される。この二者択一は教区救貧行政の成立を可能にし、定住教区をその救貧行政単位に指定し、教区救貧行政は「教区民の慈善金」を財政基盤に形成される。したがって、教区定住制は教区募金制の地域単位になり、この点以下の如く 1536 年条例で制度化される。

都市・バラの市長、主席役人、教区役員及び教区住民二人は労働不能な貧民を扶養するために、祭日、休日毎に募金箱に喜捨する善良なキリスト教徒からの任意な慈善金を徴集すべきである。この慈善金が配分されることで労働することが出来ない不具者・病弱な困窮者・重病人が救済されるなら、これら労働不能な貧民は公けに物乞いすべきでない（IV 条<sup>(37)</sup>）。

注(34) Cunningham, *ibid.*, p. 45.

(35) Ashley, *ibid.*, p. 345.

(36) マックス・ウェーバー、前掲書（下）p. 182.

(37) An Acte Conserving punishment of Sturdy Vagabondes and Beggars.

教区民の任意募金箱制は教区民に貧民救済の責任を課し、地域内で貧民救済を解決しようとするあらわれである。したがって、教区定住制はその教区内に教区住民を繫縛させさらに教区内で原則として救貧問題を解決することを課す。このため在地下層役人層は教区住民名簿、貧民調査名簿を作製し、この名簿に基づき教区募金制を制度化することになる。この教区募金制、教区定住制は教区住民に救貧問題の解決をその教区内で行なうことを明確に意識させようとするのであり、この住民の貧民救済意識の上に教区救貧行政が展望されることになる<sup>(38)</sup>。

## (二) 教区救貧行政

教区救貧行政はイギリス救貧行政の特質を形成し、チューダー救貧行政の末端単位であり、と同時にその中心的制度である。俗人が救貧事業に進出することは、治安判事がマナー領主及び修道院の司教に代りこの教区救貧行政を掌握しようとする世俗化過程としてあらわれるのである<sup>(39)</sup>。こうした救貧事業への俗人進出が治安判事の教区救貧行政の掌握として行なわれる場合、教区定住制が救貧行政の中心に据えられ、教区内で救貧問題を解決しようとする原則は教区救貧行政を必然化することになり、教区住民簿の作成作業を制度化することになる。このため教区下層役人は「労働不能な貧民」層の名簿だけでなく「労働可能な貧民」層、さらに教区民の財政的負担能力をあらわす教区住民簿を作成し、この教区定住制の上に、他方で強制救貧課税制を制度化しようとする。したがって、治安判事は教区住民簿を作成させ教区救貧行政の地域的責任制をその地方制度に課し、その自治的行政責任を以下の如く担う。

聖霊降臨祭には一年に一度都市に於いて市長、上級役人、他方、農村に於いて教区牧師、副牧師、教会役員が教区世帯全ての氏名を記載する住民簿を作成し、その上で担当地区で労働することが出来ない高齢者、困窮者全ての氏名を記載する調査名簿を作成し保管することに務めるべきである(II条<sup>(40)</sup>)。

この1551年条例は教区住民名簿の作成を地方制度に課し、その後1555年条例II条にそのまま明記されるにいたっている。教区民が全て住民名簿に登録される教区住民名簿作成は治安判事の統轄権限を強化し、その地域に於ける労働力の流動、産業構造及び市場の実態を把握することをこれら治安判事に可能にさせる。さらに、救貧法が労働力の流動、その地域の産業及び市場を統轄することをこれら治安判事に委ねることは、これら労働力の流動、地域の産業及び市場に対する権限を強め、後の職業斡旋、徒弟奉公制の普及、市場規制、農村工業抑圧を体制的規模で行なうことの基盤を準備することになる<sup>(41)</sup>。末端行政単位たる教区救貧行政を統轄する地方統轄機構

注<sup>(38)</sup> Ashley, *ibid.* p. 350.

<sup>(39)</sup> 小山貞夫, 「中世イギリスの地方行政」 p. 90.

<sup>(40)</sup> An Acte for the Provision and Relief of the Poore & Impotent, 5 Edward VI. C. 2.

<sup>(41)</sup> E. Green, *On the Poor, and Room Attempts to Lower the Price of Corn.* p. 7~8.



は州共同体と都市共同体との二系列に分れ、王政の地方統轄機構として機能する。つまり、州共同体は小村・村落と市町村を数ヶ所掌握するハンドレッド単位の「分区」division を支配単位に置き、農村―市場町を管轄地域にする。そして州共同体は統轄機構として州治安判事集団＝四季法廷を中心に機能する。他方、都市共同体は都市周辺の「分区」division を支配単位にし、市長兼治安判事管轄の市長附裁判所が統轄機構になる。州共同体と都市共同体は議会の下院議員選出区を構成し<sup>(42)</sup>、このため議会を背景にすることでマナー領主の私的支配から逃れ、他方、国王大権の恣意的支配からも免れ、地方制度としての自律性を勝ち得ることになる。教区制を基盤にする地方救貧行政機構は州共同体と都市共同体との二系列に区分され、それぞれの管轄地域内で救貧問題の解決を図らせることをチューダー王朝は原則にしようとする。1572年条例 XXXIX 条は州共同体と都市共同体を地方救貧行政機構として位置づける。すなわち「イングランド・ウェルズのあらゆる州での治安判事は、バラ・自治都市の管轄地域で市長、ベイリフ、上級役人が救貧条例に抵触する違反行為を取締まり、且つ救貧条例を施行しようとする場合、バラ・自治都市の救貧行政に干渉すべきでない<sup>(43)</sup>」と明記し、州共同体と都市共同体とが相互に干渉し合うことを禁止した。特に、州共同体が都市共同体の救貧行政に干渉することをいましており、この点で、州共同体が地方統轄機構の上で、都市共同体に優越することをあらわしている。したがって、地方救貧行政は州共同体と都市共同体とで管轄地域を異にし、その管轄地域内で基本的に救貧問題を解決しようとするのである。すなわち、1572年条例は「農村の管轄地域に於いて治安判事はこの救貧条例に抵触し、違反する者を取締り、条例を遵守すべきである。」と明記しさらに、「バラ・自治都市の治安判事、市長、ベイリフ、上級役人が管轄地域に於いて救貧条例に基づいて救貧行政を管掌事項にすることは、職務であり義務である」と明記する。かくて、地方救貧行政機構は州共同体と都市共同体とに分れ、それぞれ自律的救貧行政組織を形成し、管轄区域内で原則として救貧問題を解決する体制を整える。それゆえ、王政は救貧条例を施行しない治安判事に刑罰を課すことで救貧条例の遵守を治安判事に強制しようとする<sup>(44)</sup>。つまり、「バラ・自治都市の治安判事がこの救貧条例に違反し、且つ職務を怠るなら、当該条例が明記する方法で同地域に於ける他の治安判事によって処罰されるであろう」と。

救貧問題は教区内で解決することを原則とするが、この教区内で解決しえない救貧問題は、地域間の労働力の流動性、貧民層の地域的集中、市場規制及び農村工業規制等であり、このため、治安判事は富裕教区の救貧負担制と他教区への移動許可証発行制とで対処しようとする。この点について 1536年条例 XXII 条は「分区」間の浮浪者移動を許可することを以下明記する。

注(42) J. B. Neale. The Elizabethan House of Commons, p. 22.

(43) An Acte for Punishment of Vagabondes and for the Relief of the Poore & Impotent, 14 Elizabeth C. 5.

(44) C. J. R. Turner, History of Vagrants and Vagrancy, p. 100~101.

当該条例に基づいて逮捕され、市場町で耳を切り落される労働可能な貧民は、生れ故郷へ送還される際、四季裁判所で都市附属書記官が或いは州内治安書記官が署名する物乞い許可証の発行を受け、この許可書の許す範囲で物乞いしながら生れ故郷へ帰村すべきである。但し、この物乞い許可証は当該救貧条例に違反し処罰される者の氏名、及び物乞い場所・時間を記載するものである (XXII条<sup>(45)</sup>)。

管轄教区内で救貧問題が原則として解決されない場合、王政はもう一段上の広域の行政地域に拡大し、管轄地域間で調整することで救貧問題を解決しようとするのであるが、その際、「地域の慣習」を考慮することを治安判事に委ねる<sup>(46)</sup>。つまり、「自分らの考えで常に必要と判断するなら」と地方行政官僚の自律性を是認する節が明記されるのである。

次の富裕な教区の責任制について1555年条例IX条は都市共同体の管轄地域に於ける富裕な教区の救貧責任制を明らかにし、地域間不均等の実情を考慮しながら救貧問題を解決することを以下明記している。

バラ・自治都市の市長・上級役人は管轄地域の貧富の実情を見極め、自分らの考えで常に必要と判断するなら、富裕な教区に負担を課すべきである。つまり、その教区が困窮者を大量に生じさせなく且つ他教区の困窮者を援助し得る程富裕な住民から構成されるなら、市長は同一地域に存在する貧しい教区を考慮し、その富裕な教区民代表二名の合意を得たうえで、貧しい他教区を救済するためその富裕な教区民に毎週能力に応じて慈善金を喜捨するように説得すべきである (IX条<sup>(47)</sup>)。

地域間不均等性が貧富な地域を広汎に生じさせ、殊に貧民層のふきだまりが特定の教区に集中することになる場合、より広域的救貧行政区域が設定され、治安判事はこの広域救貧行政地域圏の枠組の中で貧民問題を解決しようとする。チューダー王朝は「労働可能な貧民」層に対する全体的対応の手懸として、地方統轄機構の形成に着手し<sup>(48)</sup>、修道院解散を行なうことで救貧事業の世俗化を積極的に進め<sup>(49)</sup>、教区定住制、さらに教区住民名簿制を制度化し、地方制度の整備に務めた。この結果、治安判事は、「刑事裁判権の地方的分権化」を徹底的に行なうことでマナー領主の地方統轄に熾烈な挑戦を試み、漸次地方統轄権を掌握することに成功する<sup>(50)</sup>。しかし、治安判事が救貧行政機構を形成することは地方統轄機構を支配する過程となるが、この地方統轄は治安判事が国王の地方官僚として成長することの中で達成されるのであり、王政は治安判事が統轄する地方制度を中央行政機構の支配に置くことで中央集権政体のピラミッド型支配を可能にされ

注(45) An Acte Conserving Punishment of Sturdy Vagabonds and Beggars.

(46) J. E. Neale, *ibide*, p. 21.

(47) An Acte for Punishment of Vagabonds for the Relief of the Poor and Impotent Persons, Edward Vi. C. 3.

(48) H. Levy, *The Economic History of Sickness and Medical Benefit Before the Puritan Revolution*. EHR. p. 47~48.

(49) ノーフォークに関して、大場四千男、「エリザベス治政期の都市救貧政策」(一)を参照せよ。W. K. Jordan, *The Charities of Rural England 1480~1660*. p. 195.

(50) C. A. Beard, *ibid*, p. 70~71.



るのである<sup>(51)</sup>。ここに、チューダー救貧行政は、国王の統轄機構の中で構造的に定礎されることでのみ機能を発揮することを余儀なくされることになる<sup>(52)</sup>。

### （三） 地方救貧行政機構の王政支配

チューダー救貧行政は治安判事の救貧事業への進出で成立するのであるが、この結果治安判事は地方救貧行政機構を掌握し、地方統轄機構を国王の布告・条例を遵守・施行する画一的強制法制定機構に再生させようと試みるのである<sup>(53)</sup>。ここに、地方統轄機構は救貧条例の制定機構と化し、国王の全体制的組織化が一応完成することになるが<sup>(54)</sup>、治安判事の「分区」支配がその中心に位置づけられる。

治安判事は広域行政地域（＝「分区」）段階で貧民救済を試み、富裕教区の救貧責任制を制度化しようとする。こうした救貧行政の地域間調整は「地域の慣習」を背景に救貧救政の実務を市長、或いは四季法廷に委ねることで達成されるのである<sup>(55)</sup>。1572年条例 XL 条は、都市共同体が「分区」を基礎に救貧行政の広域実務を実施することを 1555 年条例より明確に次の如く明記する。

その教区民が救済し得る能力以上に多数の困窮者を抱える教区に於いて教区民はその負担し切れない困窮者の氏名と人数を管轄地域の治安判事に稟請すること。四季裁判所で治安判事二名、市長、上級役人は、自分らの考えで常に必要と判断するなら、管轄地域以外で物乞いを許可し、救済すべくその困窮者に物乞い許可証を発行すべきである（XL 条<sup>(56)</sup>）。

広域救貧行政機構は「分区」を行政基盤に成立し、この広域の管轄地域間で生じる救貧問題を解決しようとするものである。ここに、都市共同体—「分区」—教区と州共同体—「分区」—市場町—農村との地方統轄機構が教区救貧行政を基盤に形成され、国家統轄機構の直接的管掌下に置かれながら体制内で一応の地方自治を許容されることになる。

救貧条例が全国画一的強制法規則として制定され、地方統轄機構に遵守される過程は、教区に王政の統一的権力を侵透させる王政の世俗支配の確立過程となる。この統一的権力機構の形成を背景に、国家立法に抵触しない範囲で地方統轄機構は王政の地方官僚である治安判事を中心に州共同体と都市共同体に支配される自律的な地方制度として発達する。王政は地方統轄機構に全国画一的規制統轄機構の機能を課し、さらに、地方統轄機構に介入する権限を王座裁判所及び巡回裁判所に与え、地方統轄機構の直接的管掌を強化しようとする。

注(51) ブラクネット、「イギリス法制史」(下)。

(52) Eli F. Heckscher, *ibid.*, p. 224~225.

(53) 鶴見卓三「イギリス絶対王政下の地方統治機構」(文化科学紀要；第六輯)。

(54) 大場四千男、「十六世紀後半絶対王政の救貧政策」(社会経済史学 vol. 35, No. 2)。

(55) J. H. Thomas, *ibid.* p. 117~118.

(56) An Acte for Punishment of Vagabonds and for the Relief of the Poore & Impotent, 14 Elizabeth C. 5.

1536年条例 XII 条は王座裁判所典獄官 Knight Marshall に「労働可能な貧民」の調査権を与え、救貧行政権を地方統轄権限に制限されることなく行使しえることを以下の如く明記する。

王座裁判所典獄官が当該条例に基づき放浪する乞食、親方に雇傭されない無頼漢、奉行することなくぶらぶらする壮健な浮浪者・屈強な乞食を調査することは合法である。且つ、王座裁判所は当該条例を遵守し施行すべきである (XII 条<sup>(57)</sup>)。

さらに、1572年条例 XXXV 条は救貧税の不满を四季裁判所に提訴し得ることを明記し、治安判事を巡回裁判官に従属させるべく以下布告される。

教区民が当該救貧条例に基づき救貧税を課せられる際、その課税額に不満を有するなら管轄地域で開催する次の四季裁判所に出頭し、治安判事に提訴すべきである。この提訴を検討し、治安判事が、自分らの考えで常に必要と判断するなら、その課税額の負担を軽減することは合法的である。しかし、治安判事が四季法廷 Generall Session の巡回判事の面前で二人の証人によって職務不履行を立証される場合、その治安判事は£5の料金を宣せられる。罰金の半分はその地域の貧民救済に使用され、他の半分は女王陛下に徴収されるべきであろう (XXXV 条<sup>(58)</sup>)。

この1572年条例 XXXV 条は四季法廷が地域の実情に沿って救貧税を課し、軽減することを明らかにしている。しかし四季法廷は巡回裁判官に直接指導され、王政の行政統轄機構の直接管掌下に置かれるのであり、救貧条例の遵守を強制される。

地方統轄機構は議会を背景にマナー的支配と国王大権の恣意的支配から免れるが、他方地方官僚たる治安判事は全国画一的強制法規則を遵守することで地方統轄機構を掌握するが、その際国家機構を背景に地方統轄の支配を可能にされるのである。治安判事は地方統轄機構に救貧条例を遵守すべく、地方統轄機構の内部の同僚治安判事から監視され (1572年条例 XXXIX 条)、他方、王政の国王裁判所である王座裁判所 (1536年条例 XII 条) 及び巡回裁判官から監視され (1572年条例 XXXV 条) ることになる<sup>(59)</sup>。

したがって、地方統轄機構が四季法廷を中心にする治安判事集団に把握される過程は、チューダー救済行政機構の形成と軸を一つにすることになり、国王の統轄機構の中に位置づけられることで完成する。救貧事業の世俗化はこうしたチューダー救済行政機構の形成を意味するのであるが<sup>(60)</sup>、その際治安判事が地方統轄機構を掌握することが王政にとって不可欠なこととなり、この結果国王は教区制をしっかりと支配することを可能にされる。チューダー救済行政が治安判事を中心にする救済行政機構を形成することは、中央集権体制の確立過程であり、マナー領主と宗教領

---

注<sup>(57)</sup> An Acte Conserving Punishment of Sturdy Vagabonds and Begger.

<sup>(58)</sup> An Acte for Punishment of Vagabonds and for the Relief of the Poor & Impotent.

<sup>(59)</sup> W. J. Ashley, *ibid*, p. 366.

<sup>(60)</sup> D. Marshall, *the Old Poor Law, 1662~1795*, p. 38~39.

主層を排除・従属させるあらわれであり、と同時に、資本主義的雇傭労働を指向する「労働可能な貧民」層に対する体制的再編のあらわれである<sup>(61)</sup>。ここに王政が治安判事を中心にするチューダー救貧行政を体制的に制度化する眼目が置かれるのである。

## IV 治安判事の救貧行政掌握過程

治安判事が救貧行政に進出することは地方統轄機構を掌握する一步であり、「刑事裁判権の地方分権化」を浸透化することで可能とされる。

とするなら、治安判事が、従来の賃金規制<sup>(62)</sup>に加え救貧行政を掌握することは大幅な産業規制を遂行する可能性を与えられるのであり、このため、治安判事はマナー領主及び司教の宗教的・地方的権限を排除するため四季法廷を中心に行政活動を展開しようとする。

治安判事は、「領主刑事裁判所」(Court leet) に代って地方的裁判権を掌握し、「四季裁判所」(Quarter Session) 及び「小治安裁判所」Petty Sessin に於いて「刑事裁判権の地方分権化」を企てる地方官僚に成長する。チューダー王朝は「治安判事をして地方行政のための手段たらしめようとの新政策」を救貧条例の遵守と施行の中に見出そうとする。したがって、救貧条例が「制定法」statutes として法体系化される過程は治安判事を地方統轄機構の担い手に育成し、救貧行政機構を国家統轄機構の管掌下に置こうとする「新政策」のあらわれである。つまり、プラクネット Theodore F. T. Plucknett に依れば「治安判事は、国王の裁判権の地方の代表であるにとどまらず、広範にわたって、国王及び〔国王〕評議の行政上及び政治上の代理人にもなるに至ったのである……政府は治安判事の政治力の影響力を、最大限に利用しようとし<sup>(63)</sup>」治安判事の地方官僚として成長することを期待したのである。しかも、治安判事が「刑事裁判権の地方分権化」を浸透しようとすることは、反面、就労主義の世俗化を深めることになり、この結果、治安判事は就労主義の世俗化を進めることで教区民に「禁欲と労働」の規律を課し、さらに「この王国の慣習」にすることで救貧行政の最重点に置こうとするのである<sup>(64)</sup>。したがって、治安判事は教区民の生活を根底から掌握する世俗支配を可能にされ、このため、「禁欲と労働」規則を救貧理念にして、制度化しようとする。救貧条例が「奴隷条例」或いは「残虐立法」として制定されることは宗教改革の影響、殊に「労働の能力ある者が乞食をすることは怠惰として罪悪である」禁欲的プロテスタンティズムの職業倫理を宗教的背景にするのであり<sup>(65)</sup>、他方、内部から修道院解散を余儀なくさせ今や国家体制そのものを解体に導く「労働可能な貧民」層に孕む小商品生産者の発

注(61) 小山貞夫，前掲書，p. 64.

(62) R. H. Tawney, *The Assessment of Wages in England by the Justices of the Peace*.

(63) プラクネット，イギリス法制史（上）p. 308.

(64) W. Sombart. *Der Moderne Kapitalismns*.

(65) マックス・ウェーバー，前掲書（下巻），p. 588.

展に対し全体制的再編を強制されることに基づくのである。

治安判事が「奴隷条例」或いは「残虐立法」を遵守し、施行しようとする試みは十六世紀の旧救貧法の特徴であり<sup>(66)</sup>、刑事裁判権・司法権を把握する過程となる。しかも、治安判事が地方統轄権を掌握する過程は修道院解散を契機に決定的となり、1530年条例は物乞い許可制を採用することで中世的痕跡を止めるが、1536年条例はその中世的痕跡を払拭し、物乞いを全面的に禁止し且つ残虐な刑罰を前面に出す。さらに、1547年条例は所謂奴隷条例と呼ばれ、残虐な刑罰を課し、就労しない場合その壮健な浮浪者を奴隷と宣言し、時には譲渡の対象にするほどになる<sup>(67)</sup>。こうした残虐な或いは奴隷条例を制度化しようとする中でのみ治安判事は地方的統轄権を直接に掌握しえるのであり、且つ教区定住制を基盤にする教区救貧行政の形成を可能にされ、十六世紀後半に於ける救貧課税制及び全国民必労体制を展望することになる。したがって、十六世紀前半に於ける残虐立法及び奴隷条例は後半に於けるチューダー救貧行政を体制的に確立する礎石になり、その前提を準備することになる。それゆえ、この残虐立法及び奴隷条例の威嚇制度を明らかにすることで、他面、「刑事裁判権の地方分権化」を基盤にする治安判事の地方統轄権の直接的掌握過程を明らかにすることになる。

教区定住制を基礎にする1530年条例は「労働不能な貧民」層が物乞い指定地域以外で物乞いし、逮捕される場合「二日二晩留置所に拘留し、この拘置期間中一片のパンと水だけ与え」、保釈後「物乞いすることを許可されている地域へ戻る」ことを明記し、他方、「労働可能な貧民」層に対し逮捕後「市場町に荷馬車の端に縛りつけて運び」「彼らの身体から血がしたり落ちるまで鞭打ち」「生まれ故郷へ或いは以前三年間定住したところへ戻<sup>(68)</sup>」ることを条文化し、治安判事に刑事裁判権を与えている。この1530年条例は救貧問題を中世の延長線上で解決を試みることから、その処罰規定もそれほどの苛酷さを示してはいない。

しかし、1536年条例は「死刑に該当する事件を審査」することを治安判事に許し、積極的に「労働可能な貧民」層に重罪、死罪の極刑を課し、治安判事の刑事裁判権を最大限に拡大しようとし、そのX条は重罪及び死罪を以下の如く明記する。

治安判事、市長、上級治安官、ベイリフ、国王所属役人が無頼漢・壮健な浮浪者・屈強な乞食を逮捕し、市場町で鞭打ちの刑に晒し、この処刑後生れ故郷へ或いは以前に三年間定住した地域へ正業に就かせるべく送還すべきである。しかし、彼らがそこで正業から離れ、放浪するなら、怠惰な貧民として逮捕されるであろう。治安判事は、彼らが怠惰な生活状態を営み続けることを教区民二人の証言で明らかにされたなら、逮捕し、市場町で再び鞭打ちの刑に処し、生れ故郷へ或いは以前に三年間定住した地域へ正業に就かせるべく送還し、そこで右耳を焼切るべきである。治安官は、教区民の協力のもとに無頼漢、壮健な浮浪者を逮捕し、市場町で鞭打ちの刑に処し、そこで左耳を焼切るべきである。しかし、治安官が貧民を調査し、処罰を怠け且つ職務を履行しようしない場合、彼は五マルクの罰金を課せられるであろう。また、教区民は貧民の調査と処罰を試みる治安官に協力

注(66) F. M. Leonard, *ibid.*, p. 64~67.

(67) J. Pound, *ibid.*, p. 40~41.

(68) An Acte consarning Punishment of Beggars., Vagabond, 27 Henry VIII.

すべきである<sup>(69)</sup>。

この X 条は、最初の逮捕後定住教区で正業に就かず、放浪する「労働可能な貧民」層の右耳を焼切り、二回目の逮捕では左耳を焼切る残虐な処罰主義を明記するのである。次の XI 条は、三回目の逮捕で重罪・死罪を課する旨以下の如く示している。

無頼漢・壮健な浮浪者が耳を焼切られた後指定物乞い地域以外で放浪し、怠惰な生活を営み続けるなら、教区民・治安官は彼らを逮捕し、治安判事に引渡すべきである。彼らが正業に就かず、或いは奉公をしようとならないなら、治安判事は彼らを留置所へ送置すること。しかし、回目の四季裁判所が開催されるまでに、彼らが保釈金を提示しようとするなら、この限りではない。そうでない場合、治安判事が四季裁判所で彼らに有罪と判決するなら、彼らはコモンウェルス、つまり国家の敵として重罪か或いは死罪を課せられ、その上他の重罪犯と同様に土地・財産全てを没収されるであろう。

この XI 条は、保釈金を四季裁判所に提示しない三回逮捕の「労働可能な貧民」層を重罪及び死罪にし、その上全財産を没収する残虐立法であるが、次の 1547 年条例は以上の有罪判決の他に奴隷罪を設定する所謂奴隷条例であり、こうして強制就労主義を「労働可能な貧民」層に課し、このことを基礎に全国民必労体制を展望しようとするのであり、その条文は次の如く布告されている。

貧民の子弟は親方が徒弟奉公期間中教える技術を身につけるなら、彼らはこの王国の慣習と法にしたがって職人に成り得るであろう。しかし彼らがその徒弟奉公期間中に親方のもとから逃亡するなら、親方が彼らを探索し、捕えて鞭打ちの刑を課すことは合法である。さらに、親方は女子に於いて二十歳まで、男女に於いて二十四歳になるまで彼らを奴隷 slave として雇傭し得るであろう（III 条<sup>(70)</sup>）。

この 1547 年条例 III 条は「労働可能な貧民」の子弟がその両親と同様に放浪し、物乞いする場合、「両親の承認なしに」徒弟奉公をさせるべく治安判事に権限を委ね、もし親方のもとを離れる場合「奴隷」として使用する旨を明記し、「労働可能な貧民」層の範囲を五歳にまで拡大しようとするのである。そして、苛酷な刑事裁判権が教区住民のほとんどに拡大され、五歳の子弟にまで奴隷罪を宣し、残虐立法を極元にまで以下の如く行使しようとする。

親方は奴隷の有罪判決を宣せられるそれら貧民の子弟、或いは徒弟奉公に就くことを義務づけられる子弟を他の親方に譲渡し、並びに他の教区民に徒弟奉公期間に限って委ねることは合法的行為である。

---

注(69) An Acte conserning Punishment of Sturdy Vagabonds and Beggars.

(70) An Acte for Punishment of Vagabonds for the Relief of the Poor and impotent Persons, Edward VI. C. 3.



このIV条は「労働可能な貧民」層の子弟を奴隷として売買し或いは酷使することを徒弟親方に許容するのである。したがって、III条・IV条を法的根拠に親方は徒弟・奉公人に対し「奴隷」の経済外強制労働を搾取することを制度的に合法化され、親方—職人—徒弟の封建的労務機構を制度化する<sup>(71)</sup>。

絶対王政は貧民条例を制定法として教区にまで遵守させることで全国民的必労体制を機構化し、他方、小商品生産者への発展を孕む「労働可能な貧民」層をこれら封建的労務機構に暴力的に編入しようとすることで体制的再編<sup>(72)</sup>を行なおうとする。

封建的労務機構が救貧条例の苛酷な刑罰主義を背景に機構化されるゆえ、この体制的労務機構を揺がす徒弟・職人の暴動・逃亡・一揆に対し王政は苛酷な残虐立法を制定し、この結果力で威嚇し、鎮圧しようとするのであり、治安判事に治安維持に関する刑事裁判権を拡大し、対応させようとする。1547年条例V条は封建的労務機構が徒弟・職人の経済外強制労働を基盤に形成されるゆえ、この労務機構に孕む矛盾・非合理に対する徒弟・職人の不満・逃亡・襲撃に対し死罪もしくは奴隷罪を課すことで以下の如く対応しようとする。

困窮者の子弟が奴隷を宣せられ、或いは徒弟・奉公人に就くことを義務づけられながら、親方を襲い傷害を負わせ、さらに親方を殺害しようとするなら、又は、親方の家屋、納屋に放火しようとするなら、これら子弟は死罪を課せられるか、さもなければ終身奴隷として親方に酷使されるであろう。その上、両親、扶養者・或いは第三者が親方から逃亡するよう彼らに誘惑するなら、その事件が判明した暁に、これら両親・扶養者或いは第三者は逮捕され、誘惑罪に基づき奴隷になることを宣せられるであろう<sup>(73)</sup>。

このV条は封建的労務機構が徒弟・職人の奴隷的経済外強制労働を取奪基礎にするゆえ、徒弟親方が襲われるか或いは殺害・放火を受けるかの可能性をたえず拡大再生産するのである。こうした矛盾・非合理性を拡大再生産する封建的労務機構に「労働可能な貧民」層全てを暴力的に編入する試みはVI条・VII条・VIII条に以下の如く明記されるにいたる。

治安判事は担当地区内で放浪し怠惰な生活を営む困窮者を全て調査し、逮捕すること。治安判事はこれら怠

注(71) Eli. F. Heckscher. *idid*, p. 233.

(72) カール・マルクスは「資本論」の第七節で「十五世紀末以来の被取奪者に対する流血的立法。労賃圧下のための諸条例」で救貧条例を「いわゆる本源的蓄積」を促進する機能を果すものと位置づけられるが、その際、マルクスは、ロージャズ・ゾンバルトの過渡的労働者像を想定し、「旧諸関係のもとで労働を続ける」べく封建的旧諸関係への暴力的な組み入れを考える。暴力的な強制労働メカニズムはこうした労働者に規律を課し、賃銀労働者に転化することに結果するとし、マルクスは立法の意図とその結果を明らかに区分する。しかし、従来のマルクス主義研究はこうしたマルクスの方法を無視或いは軽視している点問題を単純化させている。立法が意図することと、その結果を区別することは、マックス・ウェーバーに於いて最も明瞭にあらわれており、ほとんどK.マルクスの救貧条例の理解と重なる部分を有しており、救貧条例史からK.マルクスとM.ウェーバーとの比較的研究を行なう必要があるであろう。この点は別稿で果されるであろう。

(73) An Acte for Punishment of Vagabonds for the Relief of the Poor and impotent Parsons.

惰な困窮者の額にV字を焼印し、彼らから生れ故郷かさもなければ以前三年間定住した地域の名前を聞き出し、エドワードIV世治政第1年立法にしたがってその地域へ送還すべきである。治安判事は彼らに送還された地域で道路・橋・公共施設の建設・その他改築・修繕事業に従事することで生活を営むよう配慮すべきである。しかし治安判事は、彼らが指定する公共事業の工事現場を離れ逃亡しようとするなら、逮捕し四季裁判所で奴隷と宣言すべきである。奴隷を宣せられる彼ら貧民は望む教区民或いは都市・教区当局に奴隷として奉仕すべきであろう。また、都市・教区役人は彼らが定住教区で正業に携わり或いは公共事業工事に仕えるべく指導し、彼らが地域内で怠惰な生活を営まないよう監督すべきである。もし、彼らが正業に三日以上携わらなく、或いは公共事業工事に仕えないことが判明する場合、その都市・教区役人は彼らに対し指導・監督業務の不行届の廉で $\text{£}5$ の罰金を課せられるであろう（VI条）。

VI条は教区救貧行政業務が「労働可能な貧民」層を封建的労務機構に暴力的に編入し、その上壮健な労働者が溢れる場合公共事業工事に従事させることに最重点を置くことを示し、在地下級役人層の職務不履行の都市・教区を処罰する点を明記する。そして次のVII条は封建的労務機構及び公共事業工事に携わろうとしない「労働可能な貧民」層を奴隷と宣言し、以下の如く売買する対象に指定しようとする。

もし教区民が大部分承認するなら、都市・教区当局は当該条例に基づいて奴隷と宣せられる困窮者を望む教区民に譲渡し、委ねることは合法である（VII条）。

逮捕される浮浪者が生れ教区へ送還され、もしそこで生れていないことが判明する場合彼は虚の証言に基づき額にS字を焼印され、その上で終身奴隷として生れ教区で生涯の奉仕をすることでその生命を終えるべきであろう（VIII条）。

「労働可能な貧民」層を奴隷以下に切下げるVII条・VIII条は治安判事に死罪をも宣す刑事裁判権を与え、治安維持に威嚇制度で対応しようとする。

治安判事は救貧条例が制度化する苛酷な刑事裁判権を最大限に行使することで地方裁判権の直接的掌握の可能性を与えられ、この「刑事裁判権の地方分権化」を基礎に封建的労務機構を末端行政単位の教区にまで機構化し、「労働可能な貧民」層を全て暴力的に編入しようとする。しかも、治安判事が統轄する教区は、当時農村工業の発達を育くむ農村・市場町であり、近代化の生産力基盤を担うものである。こうした新しい生産力基盤になりつつある教区を治安判事が掌握しようとすることは、封建的再編成を物語るのであり、このためチューダー救貧行政は、教区を救貧行政単位にすることで農村工業を育くみつつある市場町を王政の統轄機構に包摂し、その支配を治安判事に委ねようとする<sup>(74)</sup>。治安判事は「禁欲と労働」規律を救貧理念にすることで、初期産業資本に指向する「労働可能な貧民」層を都市工業の前貸問屋制・特権マニュファクチュールの支配に組み入れようと試みる<sup>(75)</sup>。「この王国の慣習」から離れる人々は浮浪者・乞食の名称のもとに苛

注(74) 田中豊治, 前掲書, p. 331.

(75) 矢口孝次郎 資本主義成立期の研究(二)



酷な刑罰主義の対象に措定され、刑務所へ送還されることになる。

救貧行政が強制労働メカニズムを制度化することは「労働可能な貧民」層を地主的に支配するあらわれであり、この端初形態が治安判事を中心にするチューダー救貧行政機構の形成に示されるのであり、イギリス的特質をあらわすのである<sup>(76)</sup>。

## V 結 び

修道院解散を契機にして俗人が救貧事業に進出することは、チューダー救貧行政の特質であり、その後の救貧行政の展開を深く規定づけることになった。しかも、救貧事業への俗人進出は、治安判事が地方統轄機構を形成する過程としてあらわれ、教区の俗人支配を制度化する過程ともなった。

これに加えて、救貧事業の俗人進出は刑罰的救貧行政を形成し、強制労働メカニズムを制度化することに帰結し、この強制労働メカニズムはプロテスタンティズムの禁欲的職業倫理を背景に成立するのである。

救貧事業の世俗化は、治安判事に地方統轄機構を掌握する起動力になり、さらに、強制労働メカニズムを制度化する力にもなり、この結果チューダー救貧行政の構造的特質を形成することに作用するのである。

治安判事がこれら地方統轄機構と強制労働メカニズムを制度化しようとする試みは、産業資本を指向する「労働可能な貧民」層を体制内に包摂しようとする試みであり、王政の全体制的対応のあらわれである。十六世紀前半に於いてチューダー救貧行政は治安判事を中心にして形成され、この救貧行政機構の形成の上に初めて後半に於ける全体制的な救貧行政機構の形成と救貧法の体系化の試みが展望しえることになるのであろう。

---

注(76) E. M. Leonard, *ibid.* p. 294.

## 6 編 16 世紀後半イギリス絶対王政の救貧政策

### 1 章 問題提起と分析視角

十六世紀、特にエリザベス治政期は、「貧民救済の世俗化」Secularization of the poor relief を徹底し、一五九七年及び一六〇一年の「救貧法」に収斂する旧救貧法の確立期である<sup>(1)</sup>。十六世紀の主要な「救貧条例」は、真実の救貧条例の出発点をなす一五三六年「乞食、浮浪人処罰条例」から<sup>(2)</sup>旧救貧法の法的体系化を示す一五九七年「救貧条例<sup>(3)</sup>」までを編年史的に整理すると、第一図になる<sup>(4)</sup>。

第一図「チューダー期救貧条例の主要立法編年表」に貫ぬく「救貧条例」研究史は、救貧条例を資本＝賃労働関係を創出する残虐立法 Blutgesetz として把握する視角<sup>(5)</sup>と他方、貧民を徒弟制度を媒介にしてギルドの生産者として絶対王政の労役機構へ定着させる小生産者保護政策として把握する視角<sup>(6)</sup>という相反する二体系に集約される。

救貧条例が資本＝賃労働関係を創出する残虐立法として把握する視角は、救貧条例を絶対主義

注(1) G. R. Elton, "An Early poor Law" *EcHR* vol. VI. No. 1, dit, p. 55. 1953.

(2) Elton. *ibid*, p. 64.

(3) D. Marshall, "The Old poor Law", *EcHR*. vol. VIII. No. 1. p. 38.; C. J. Ribton Turner, *History of Vagrants and Vagrancy*, p. 128; Sir, G. Nicholls, *History of the English poor Law*, vol. I, p. 185-6; W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, p. 397; H. Levy, "The Economic History of Sickness and Medical Benefit Before the Puritan Revolution" *EcHR*, vol. XVIII/1-2, p. 52.

(4) Ribton-Turner, *ibid*, Appendix p. 678-9 より作成。

(5) M. DoBB, *Studies in the Development of capitalisms*, (資本主義発展の研究・京大駅) M・ドップは、第六章「プロレタリアートの成立」で、「十六世紀や十七世紀には、プロレタリアートの発展がいまだおくれたことは、賃労働者の供給量をへらさないために、とらねばならなかつた強制力の大きさをみればわかる。」と示唆し、その強制力として、「労働者条例・徒弟条例」及び、「救貧法」を列举し、サロルド・ロージャーズ説を支持する。この意味で、従来の「封建制から資本主義への移行」論争の軸を担うM・ドップの原始的蓄積論と救貧条例との結合は、再検討する段階にきている。尚、サーロルド・ロージャーズ→カール・マルクスの本原的蓄積論と初期労働立法及び徒弟条例との結合についての批判は、岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」、拙稿「十六世紀イギリス絶対王政の労働政策」(経済学年誌第五号)、社会政策史的側面からの分析として戸坂嵐子「十六・七世紀イギリスに於ける賃銀規制の特質について」(社会政策学会論「戦後日本の労働組合」所収)を参照。R. H. Tawney, "The Assessments of wage in England by Justice of the peace" (*Viertel Jahrbrift fur die Sozial-und wir-tshafts-geschi-chte*, 1913.

(6) Herman Levy, *ibid*, p. 52-5. レヴィは貧民創出原因を社会構造の変化にあると示唆し従来ギルド組織が産業における救貧組織を担っていたが今や、国家の立法が重要な役割を担い、一五七二―三年「浮浪人処罰・貧民救済条例」、一五七五―六年「貧民就労・怠惰排除条例」及び一五九七年「救貧条例」等の一連の立法を創出すると指摘している。これらの立法は、貧民の「更生」Rehabilitation-schemes を内容とする小生産者保護政策の一環を形成する。更に、F. G. Emison., "poor Relief Accounts of two rural parishes in Bedfordshie, 1563-1598" *EcHR*, vol. III/1, p. 112 を参照せよ。G. Unwine, *Industrial Organization in the 16th and 17th Centuries*, p. 106; W. Cunningham, *The Growth of English industry and Commerce in mordern Times*, vol. II, p. 51.

Table 1 チューダー朝救貧条例の主要立法編年表

治政期	時期	条 例
1. 27 Henry VIII. c. 6	1535-6	壮健な浮浪人・乞食処罰条例 Punishment of sturdy vagabonds and beggars
2. 1 Edward VI. c. 3	1547	浮浪人処罰・貧民救済条例 For the punishment of vagabonds, and for the poor. and impotent persons.
3. 3 & 4 Edward VI. c. 16	1549-50	浮浪人・他の怠惰な人処罰条例 For the punishment of vagabonds and other idle persons. Revives and amends 22 Henry VIII. c. 12.
4. 5 & 6 Edward VI. c. 2	1551-2	To confirm 22 Henry VIII. c. 12, and 3 & 4 Edward VI. c. 6. and to appoint collectors of Alms.
5. 5 & 6 Edward VI. c. 21	1551-2	Against tinkers, pedlers, and such-like vagrant persons.
6. 1 & 2 Philip Mary. c. 4	1554	ジブシと呼ばれる人々の処罰条例 For the punishment of certain persons calling themselves Egyptians.
7. 5 Elizabeth c. 3	1563	法律3号
8. 5 Elizabeth c. 4	1563	法律4号(徒弟条例)
9. 5 Elizabeth c. 20	1563	For the punishment of vagabonds calling themselves Egyptians.
10. 14 Elizabeth c. 5	1572	浮浪人処罰・貧民救済条例 For the punishment of vagabonds and for the relief of the poor and impotent.
11. 18 Elizabeth c. 3	1575-6	貧民就労・怠惰排除条例 For the setting of the poor on work and for the avoiding of idleness.
12. 35 Elizabeth c. 7	1593-4	Penalties of imprisonment, of vagabonds under statute 14. Eliz. c. 5, 18 Eliz. c. 3. repealed. Punishment of vagabonds by whipping, under tat, 22 Hen. VIII. c. 12. s. 2. revived.
13. 39 Elizabeth c. 4	1597-8	浮浪人処罰条例 For the punishment of rogues, vagabonds, and sturdy beggars,
14. 39 Elizabeth c. 3	1597	救貧条例 An Acte for the relief of the poor.

の重商主義政策の一環として考察し、「資本の本源的蓄積過程を促進助長する」(中村幸太郎) 事を内容とする<sup>(7)</sup>。それ故に、「絶対主義はそれによってみずからを創り出した結果をみずから処理しなければならなかったのである」という絶対主義の自己矛盾に陥いる。中村教授の救貧条例と絶対主義との連関の特質は、絶対王政の基本的性格を、所謂カウッキ流の均衡論に帰着する一生産力の理論的欠如！一ところにある。この自己撞着的発想に基づく救貧条例の分析は、片岡昇「英国救貧法について」<sup>(8)</sup>及び、植村雅彦「チューダー朝の救貧政策」等にも見られる。特に、植村教授は救貧行政機構の分析を媒介にして絶対王政の構造分析にせまろうとするのに対し、救貧条例の現実過程分析で、「前期的資本家、及び農村の中産的生産者層にその必要とする労働力を提供」(傍点筆者)する重商主義政策の一環として把握し、K・マルクス及びアシュリー説を批判する<sup>(9)</sup>。

注(7) 中村幸太郎、「救貧法の生成過程」『社会福祉評論』第一号二一頁、氏の例挙する文献を想起せよ。尚、絶対王政の均衡論把握批判については、中木康夫「フランス絶対王政の構造」を参照せよ。

(8) 片岡昇「英国救貧法について」(『労働問題研究』(第四七号)、片岡教授は、この事を、更に次の様に展開する。

「…積極的な貧民施策に至つては、教会の慈善事業に代つて絶対主義国家が行うほかになく、労働関係に対する権力的干渉ないし、維持統制、労働貧民の心理的・技術的初期性の克服と近代賃銀労働者への転化を課題とする対貧民施策は、テュードル王朝の成立をまつて開始せられる。」四四頁、(傍点一筆者以下同様。)

(9) 植村雅彦「チューダー朝の救貧政策」『西洋史学』六号、五一—二頁。

以上の資本＝賃労働の視角に対し、絶対王政の小生産者保護政策的視角は、大塚久雄「近代欧州経済史序説」上ノ二で、「…浮浪民に対し…できうべくんば、自己の社会的藩屏たる小生産者（小親方）層の一部として甦生せしめようとしたもののようである。」更に、「…強制的に「徒弟」たらしめ、以て新興の「国民的」工業の労働にたえうるように技術的並びに社会的訓練を施そうとつとめたのであつた<sup>(10)</sup>。」大塚教授は、「救貧条例」の分析を媒介にして、「中小生産者層を基底とする有機体社会構成」として絶対王政の基礎構造を究明せんとする。にもかかわらず、大塚教授の救貧条例研究は、新興の国民的産業たる毛織物工業の発展と関連させ、「…マニユファクチュアの萌芽を分出せしめつつあつたあの中産的生産者層に対して、未成年の浮浪者たちを「徒弟」として使用するよう強制したことであつた」（二六五頁）という、氏の資本主義発達史視点に帰着する<sup>(11)</sup>。

従来の救貧条例研究史は、一方絶対主義の均衡論的視角、他方資本主義発達史的視角、とにより、社会政策<sup>(12)</sup>及び経済史<sup>(13)</sup>の遅れた研究分野を構成している。それ故、救貧条例研究史では、絶対王政の経済的基礎の解明の一環として深化させるため、縦断的な資本主義発達史的な視点及び成果を絶対王政の輪切りの段階に接木する産業構成＝再生産論の特殊な型の中で解明しなければ

注(10) 大塚久雄「近代欧州経済史序説」上ノ二 二六四頁。

(11) 大塚久雄、前掲書、二六七頁。

(12) 大河内一男「社会政策」（総論）、大河内教授は、十六世紀、救貧条例及び初期労働立法を、最初の社会政策として把握し、「資本のための労働力」創出政策として位置づける。つまり、「換言すれば、浮浪者に対する取締りと残酷精神とは、結局彼らを働かせるための手段であつたのである。だから浮浪者取締りの積極的意図を探るなら、資本のための「労働力」の創出に在つたと言えよう。」（一一六頁）、更に、積極的側面として、感化院及び労役所を、資本のための産業訓練所（マニユファクチュア）として位置づける。つまり、「浮浪者に対する残酷な抑圧行為の積極的側面は、彼ら（浮浪者一筆者）を賃銀労働者へ向けて陶冶し訓練する事であつた。……それは、「労役所」「work house」又は「感化院」「House of Correction」と呼ばれるものである。……この種の立法としては、……イギリスにおいては、エリザベス女王の治政一八年の法令（一五七五年）は、「労役所」に関する詳細な規定を含み……。」かくて、大河内教授は、救貧条例及び感化院・労役所を資本のための「労働力」創出政策＝最初の社会政策として究明し、K・マルクスの救貧条例研究にふりまわされ、流通主義的誤謬に陥いる。

(13) 救貧法と市民革命との連関は、別稿で果される。但し、救貧法の市民革命でのトータルな否定は、例えば、リブソンによつて次の様に指摘されている。つまり、「市民革命は国家的救貧組織の上に深い影響を与えた。市民革命は、枢密院の統制を破壊し、貧民就労制 System of setting the poor on work. の破棄に導いた。……貧民就労の失敗は、近代的労役所 modern work house 制の導入であつた。」Lipson, *The Economic History of England*. vol. III, p. 455. 更に、M・ジェムスは、地方の救貧組織の破壊現象を示唆し「救貧組織の破棄は、ロンドンに限定されるだけでなかつた、というのは、地方の記録は全て同じ物語の変奏曲を告げていると見なす。殊に、矯正院や旧治院が衰退におちいつたという不満が生じる。」Margret James, *Social Problems and policy during the Puritan Revolution, 1640-60*, p. 640-60; D. Marshall, "The old poor Law" *EcHR*.; S & B Wrbb, *English poor Law History*, part, I, p. 100; Leonard, *ibid*, p. 132; R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism*, p. 218-9; G. Nicholls, *A History of the English poor Law*, vol. II, p. 265 以上の市民革命による救貧条例の非連続説に対比し、救貧条例の連続説は、A L. Beier, "poor Relief in warwickshie, 1630-1660", (*past and present*, vol. 35, p. 77-8) である。尚、R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism* と Max Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus* との間で生じた所謂資本主義起源論争も救貧法と本原的蓄積論との連関から再検討する段階にきている。

ばならぬ<sup>(14)</sup>。かくて、救貧条例の研究作業は、都市と農村との対立による壮健な浮浪者、邪悪な商工業者を都市ハンディクラフト部門へギルド的生産者として再定着させる絶対王政の労働政策の一環として、究明されなければならぬ<sup>(15)</sup>。一五七二年「浮浪者処罰・貧民救済条例」An Acte for the Punishment of Vagabonds, and for Relief of the Poor and Impotent.は、全イングランド的な貧民群の次の様に示している。

『イングランド及びウェルズの地域の全ては、現在、ならず者・浮浪者・そして壮健な乞食できわめて困窮し、毎日、彼等によつて、恐ろしい人殺し・盗賊・他の大きな非道が生じ、コモンウェルスの大きな困惑になつている<sup>(16)</sup>。』

以上の「浮浪人処罰・貧民救済条例」に示されている如く、封建的危機から生起する貧民群は、条例、パンフレット及び勅令等により、「コモンウェルスの敵」として把握され、救貧条例の主要な対象をなす。封建的危機に対応するために創出される救貧条例は、一方で、生起する貧民をギルド的生産者として絶対王政の労役機構へ甦生しめ、他方で、壮健な浮浪者・未熟な手工業者を創出する農村工業を、(1)前貸問屋制の支配拡大、(2)救貧院マニユファクチュア、(3)徒弟制度の再編強化等を媒介にして、絶対王政の産業構成へ逆編成せんとする<sup>(17)</sup>。

救貧条例は、封建制の危機に対応し、絶対王政の産業構成の再編過程の政策として創出され、従つて救貧条例は貧民救済＝貧民就労政策を媒介にして、農村工業を都市ハンディクラフト部門の支配下に編成替えする残虐立法である故に<sup>(18)</sup>、「都市の問題」として現象し、市民革命で、トータルに否定される史的構造を内包している。それ故に、救貧条例は、資本制的関係を制約的に規制する事の特質として<sup>(19)</sup>。

以上示された救貧条例の特質の解明に論議を集中するため、一五七三年「徒弟条例覚書」を検討し、一五九七年「救貧条例」の特質を浮き彫りにする。

## 2章 貧民創出過程分析 —— 救貧条例の背景 ——

「エリザベスの徒弟条例は、有名な一五九七年救貧条例により補完されている。……二つの偉大

注(14) 絶対王政の構造分析は、田中豊治著「絶対王政期の産業構造」(岩波書店)に貫ぬく産業構造論から多くの示唆を得た。その意味でも、本稿は、産業構造と救貧法との連関から、絶対王政の構造分析を究明する一試論である。

(15) 大塚久雄「資本主義社会の形成」・大塚・吉岡「リーランドの『紀行』に見えたる当時の社会的分業の状態」(経済学論集)。

(16) 14 Eliz, c. 5.

(17) Leonard. *ibid*, p. 69; W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and theory*, part II, p. 365.

(18) Cunningham, *ibid*, p. 46; Tawney, *The agrarian problem in the sixteenth century*, p. 280.

(19) W・ハリソンの「貧民のために作成された条例」及び一五九七年「救貧条例」等のパンフレット、条例及び勅令等の法政史的次元での究明は、絶対王政の政策的連関に問題の焦点を合わせる事を可能にする。この点は別稿での課題である。



なチューダーの法典（＝一五六三年徒弟条例，一五九七年救貧条例」一筆者）は旧制度をとおして労働状態の規制のための体系的な制度の骨格を形成している。……しかも全く中世的であった<sup>(1)</sup>（ヘクシャー）。こうしたヘクシャーの問題提起（＝絶対王政の労役機構を法的に樹立する徒弟条例と救貧条例との，補完関係）は，一五七一年「徒弟条例覚書」Memo randum on the stateute of Artificers, 1573. を媒介にし，徒弟条例の現実的な解体と救貧条例との連関を解明する事を示唆する。このため以下「覚書」の内容を逐条的に述べてみよう。

「第四条大部分の職業の親方は都市・自治都市及び市場町に定住しなければならない。徒弟は商工業によつてのみあるいは商工業によつてその大部分は継続されねばならぬ。それ故徒弟は都市で商工業の訓練を受け，養成されねばならぬ。そして農耕及び農業労働によつて生活すべき地域でそうあつてはならぬ。しかしこの規定に反して多数の徒弟が農家で訓練を受けその結果，商工業者の圧倒的増大をきたしてしまい，王国の名誉と富強をあらわす都市の衰頹と退廃をもたらしているのである。」

「第五条徒弟の父は，農業ないし日傭労働者及び兼業の商工業者であつてはならない。……それ故，農耕民及び日傭労働者が自分の子弟に商工業を習わせるならば，商工業の子弟に浮浪民へと駆逐されてしまうことになるであろう。」

「第八条徒弟は少くとも七年間修業しなければならない。七年に満たない場合に徒弟は普通専門的職人になる事を許されない。その結果，それによつて，種々な商工業部門に無知と不完全が入りこむ。しかるに多くの者は，五・四・三ないし二年あるいはそれ以下しか徒弟修業せずに，しかも，すでに彼らの下に徒弟を養成している，彼らはこれらの他人を彼ら同様の邪悪かつ未熟な商工業者にしてしまう。こうしたことは，商工業者の高度かつ完全な技術水準をそこなうばかりでなく，商工業者があまりにも多数に殖えすぎ，相互に共喰いになることともなるのである。」

「第九条徒弟は，徒弟修業満了以前二四才まで親方の下に繫縛されておらねばならぬ。……一九才や二〇才で修業を終えると彼らの多くは直ちに営業を始め，自分を訓練してくれた親方を破滅させ，それによつて彼ら及びその妻子をも破滅と貧苦におちいらせるのである。これらの青年達の中には放恣な生活をする者もいる。……多くの不都合が毎日コモンウェルスの中に増大しつつあるが，それらの青年を二四才まで徒弟にとどめておけばたやすく回避できる事柄なのである。そして次の事は，特に銘記されねばならぬ。すなわち条例がこの点がよく遵守されるならば，多くの旧世帯主は衰微困窮におちこむことなくすんだであろうし，教区の救貧院によつて，生活しなくてもすんだであろう。」

「第十三条日傭は正規の徒弟修業をしてこなければ，就業してはならない。……なぜなら徒弟修業を経ていない違法の者が，その営業を犯しにくるので，まじめに徒弟修業してきた者は，

注(1) E. F. Hecksher, Mercantilism vol. I, p. 232-3.

仕事を失う、他の職業につける訓練がないので一というのはただ一つ職業に専念してきたから一破滅のみである。自分自身及び妻子を養う能力がないから、多くの者がおそろしく悪辣な仕方<sup>1</sup>で生活の途を求め、ついに乞食になる。かくて、この良法が守られない結果、浮浪者・ならず者・盗賊は、日夜コモンウエルスの中で巨大な数となりつつあり、どうにも仕方がない。」

「第十五条何人にも次の製業では満一年に満たない期間の雇いを禁ずる。……多くは、一日ないし一週間働いて二日ないし二週間休み、従つて合法的にやつていたのでは稼ぎが少ないし、のみならず過度な浪費その他の悪徳におちこむ。すなわち酒場通い、トバク、村から村へと移動し、そのようになまけものになり、彼らは、彼らの職業を継続できなく、彼らの生活をトバクによつてかくとくし、……彼らの間にかなり多くの浮浪者・乞食が生ずる。」

一五七三年「徒弟条例覚書」は一五六三年「徒弟条例」の施行状況に関する覚書であり、「徒弟条例」に見出される絶対王政の労役機構(=徒弟制度を底辺にした身分構成)の衰退を指摘し、その対応策を内容としている。つまり、農民層の両極分解を起点にする局地的市場圏の展開が<sup>(2)</sup>、貧民の創出を再生産し、波及拡大し、この局地的市場圏の展開による絶対王政の産業構成の衰退の奥底から生起する貧民群の全イングランド的展開を、一五七三年「徒弟条例覚書」が生き生きと伝えている<sup>(3)</sup>。かくて、一五七三年「徒弟条例覚書」は局地的市場圏及び農村工業と特権都市との対立過程の奥底からの貧民創出を分析している。すなわち、「農耕民及び日傭労働者が自分の子弟に商工業を習わせ」、しかも、「五・四・三ないし二年あるいはそれ以下しか徒弟修業をせず、しかもすでに彼らの下に徒弟を養成している」邪悪かつ未熟な商工業者は、「一日ないし一週間働いて二日ないし二週間休み、従つて合法的にやつていたのでは稼ぎが少ないし、のみならず過度な浪費その他の邪悪におちこみ」「浮浪者・乞食になり」「日夜コモンウエルスの中で巨大な数となりつつある。」かくて巨大な数となりつつある邪悪かつ未熟な商工業者は、都市の商工業の「営業を犯しにくるので」「その結果、商工業者の圧倒的増大をきたして……都市の衰微と廃退をもたらす」事になり都市の商工業の子弟を浮浪民へと駆逐し、更に「都市の多くの旧世帯主を衰微困窮におちこませ……教区の救貧院生活」に陥らせる起動力になる。こうした貧民は、立地的に都市一市場町一農村、素材的に都市ハンディクラフト部門中心の身分的職業編成<sup>(4)</sup>に貫ぬかれる絶対王政の労役機構=徒弟制度<sup>(5)</sup>の崩壊過程から生起する<sup>(6)</sup>。それ故に、救貧条例の政策的意図は、貧民群を独立小生産者へと更生させ、都市のハンディクラフト部門(問屋制度)へ再定着さ

注(2) The Agrarian History of England and Wales, ed H. P. R. Finberg, p. 589-592.

(3) Tudor Economic Documents, vol. I, p. 353-363. 拙稿「十六世紀イギリス絶対王政の労働改革」Appendix, p. 128 (経済学年誌五号)。

(4) 田中豊治「絶対王政期の産業構造」(岩波書店)。

(5) G. Unwine, Industrial Organization in 16th and 17th Century, p. 140. 「農村・市場町・自治都市及び特権都市の各々は、社会的機能を担っている。その社会的機能を独自の領域の限界内に維持し続ける事が立法者の義務である。」

(6) ノリッジ市の救貧調査を想起せよ。Tinagy ed, Selected Records of the city of Norwich, vol. II, p. 339-343. 尚一五七〇年代のノリッジの都市構造の変化と救貧問題との連関は別稿で果される事になる。



せる厚生の救済を内容<sup>(7)</sup>としているのである<sup>(8)</sup>。この事が、ヘクシャーの問題提起の史的構造であると思われる（＝絶対王政の労役機構を法的に樹立する徒弟条例<sup>(9)</sup>と救貧条例との補完関係<sup>(10)</sup>）。

絶対王政の産業構成の崩壊過程から生じる貧民群は、救貧条例及びパンフレットで種々な名称で批難され、第II図「救貧法・救貧条例に見出される貧民群」を構成する<sup>(11)</sup>。当時、貧民群は、ハリソンの救貧条例や種々な救貧条例により、①労働不能な貧民、②災害による貧民、③怠惰による貧民、等に分類される<sup>(12)</sup>。このうち、③怠惰による貧民に対する言及が圧倒的である。例えば、*All wandering persons and common labourers able in body, and refusing to worke for the wage Commonly given; Masterless Rogues; idle masterless Beggars and vagbonds; Young rogues; sturborne servants; strongor sturdy rogues; sturdy beggers, Masterless servants*, 等である。このような貧民層は、「徒弟条例」及び「初期労働立法<sup>(13)</sup>」に見出される合法的賃銀で働くうとせず、又徒弟修業七年間を経ない、「邪悪かつ未熟な商工業者」である。③の貧民層は「コモシエルの敵」として「救貧条例」に貫ぬく苛酷な刑罰主義の対象になり、他面ギルド生産者として絶対王政の労役機構へ強制的に定着させられる事になる<sup>(14)</sup>（＝絶対王政の小生産者政策の一環を形成する救貧条例の貧民就労政策＝絶対王政のボナパルティズム的性格<sup>(15)</sup>の貫徹）。この

注(7) English Economy History, ed. R. H. Tawney, p. 426.

(8) 一五九七年「救貧条例」は、①前貸問屋制の拡大、②救貧院マニュファクチュアの形成、③徒弟制度の再編強化、等を媒介に、都市ハイディクラフト部門の支配下に農村工業を逆編成せんと意図する。この点はIII節を参照せよ。とりあえず、Leonard, The early History of English poor Relief; Herman Levy, “The Economic History of Sickness and Medical Benefit before the puritan Revolution.”, *EcHR*, vol. XVIII-2; F. G. Emmison, “poor relief Accounts of two rural parishes in Bedfordshire, 1563-1598” *ECHR*, vol. III; G. Unwine, *ibid*; W. Cunningham, *The Growth of English industry and commerce*, part II; Lipson, *Economic History of England*, vol. III を参照せよ。

(9) Tawney, *ibid*. p. 324.

(10) 拙稿、前掲書、一二六頁。

(11) W. Harrison, *ibid*. p. 213, p. 218., *Tudor Economic Documents* vol. III, p. 407-8, 1572年“An Acte for the Punishment of Vacabondes, and for Relief of the poore and impotent; 1597, “An Acte for punishment of Rogues, vagabondes and sturdy Beggars”及びRibton Turner, *History of Vagrants and Vagrancy*. p. 121, p. 579-600; S. G. NicHolls, *History of the English poor Law*, p. 156, 167, 182. より作成。

(12) W. Harrison, *ibid*. p. 213. 一五三一年「乞食・浮浪人処罰条例」、一五七二-三年「浮浪人処罰・貧民救済条例」、一五七五-六年「貧民就労・怠惰排除条例」、一五九七年「救貧条例」・「浮浪人処罰条例」及び一六〇一年「救貧法」。

(13) 「救貧条例」と「初期労働立法」との連関は、一三八八年「初期労働立法」にその端初原型を示していると言われている。例えば、中村幸太郎氏は、「イギリス救貧法の系譜」（社会福祉評論）の中で、「私は救貧法の起点を一三八八年、リチャード二世第十二年の法律第三、四、七号におこうと思う。」（四二頁）、更に、植村雅彦は、「チューダー救貧法成立の一要件」（西洋史学）の中で、「かの一三八八年に発布された労働条例の第七章には、明らかにこのプリンスプルが明示されており、それ故に普通本法は……「イギリス救貧法」の始源をなすものとされている。」（四頁）しかし、問題は、浮浪人処罰・貧民救済という形而上的プリンスプル及び、初期労働立法と救貧条例の連繫を示唆するだけでなく、封建的危機の次元の質的相異に由来する救貧条例の政策的意図と基礎過程との段階差から、条例の連関を究明しなければならない。この点は別稿で取扱う。

(14) T. E. D. vol. III, p. 405-6.

(15) 大塚久雄「国民経済—その歴史的考察—」一四八頁。

Table 2 救貧法及び救貧条例に見出される貧民群

*Rogues and thieves, loose and dangerous person, stubborn servants Masterless Rogues, idle masterless Beggars and vagabonds, vagabonds, idle loytering and lewde persons, idle loyter, strong or sturdy rogues, Young rogues, unsettled poor, idleperson, sturdie beggers, unrulie and stubborn person, Ruffians, Blasphemer, & Swing Buckelers, Drun kard, To sepotters, whoremaisters, Dauncers, Filders and Minstrels, Diceplaiers, & Waskers, Fencers, Theeues, Enterlude plaiers, Cutpurses, Cousiners, Marsterless Ser-vauntes, Juglers, Rogues, Counterfeit Egyptians, Robbiars, outrages, Solider, Sailor, disurderes persons, poor and needy persons.*

All persons calling themselves scholars going about begging, *All idle persons going about either begging or using any subtle crabts or unlawful games and plays.* All the Jugglers, tinkers, pedlers, pettychapmen, *All wandering persons and common Labourers, able in body and refusing to worke for the wage commonly given.*

All persons that wander abroad begging, pretending closses by fire or others wise. infirm and impotent poor, poor indeed, poor by ctie, trifthelesspoor father lease poor mans child, aged, blind and lame, decayed housholders, Uprightmen, Hookersor Anglers, wildroges, prigger or prauncero, Fraters, Akrams, Mariners, Dummerers, Drunken tinkers, Mortes, Doxes, Dellers, Kienching mortes.

事は、次の一五九七年「救貧条例」の考察によつて果す課題である。

### 3章 絶対王政の救貧政策 ——一五九七年「救貧条例」を中心に——

特殊な救貧関係法として一五八八年には、農村に定住する貧民家族の増加を阻止するため、一家屋に一家族の定住へ制限せしめ、四エーカーの土地を附していない家屋の新築を禁止する<sup>(1)</sup>。つまり、四エーカーの土地＝一家屋＝一家族制は、小屋住農に、土地持分農民と農業労働者との二面性を刻印することになる。更に一五九三年には、ロンドンの貧困家族の増加阻止のため、動産ならば年五ポンド、土地ならば年三ポンドの納税者以外の新築を禁止する<sup>(2)</sup>。この立法は、一定土地所有者の一定限度以下の土地分割を禁止せんとする。こうした、農村でも、都市でも *unsettled poor* は、小屋住農として *settled poor* になり、土地へ繫縛される農本主義的性格の両条例の対象<sup>(3)</sup> になる。両条例の農本主義的政策上に、一五九七年一月九日に下院の委員会が、浮浪民・

注(1) An Acte aginst erecting and mainting of cottages, 31 Elizabeth. c. 7. 「大きな不便はかなり多くの小屋 cottages の設立により増加している事が経験によつて見出される。小屋は毎日この王国の多くの地方でますます増加している。」 Ribton-Turner, *ibid.* p. 123; Nicholls, p. 175, Leanard, *ibid.* p. 73.

(2) 35 Elizabeth C. 6 「多禍と不幸とが、毎日多くの家族を有する家屋、宿屋及び大きな家屋の幾つかの保有農の住居への分割、ロンドンやウェストミンスター附近での新しい家屋の建築等の理由により増加している。新家屋はロンドン及びウェストミンスター及びその三マイル以内で、設立すべきでない。但し、彼らが動産で五ポンド、土地で三ポンドを課税される住民であるならば、例外である。」ロンドンに関しては、Stow, *Survey of London* の三〇章を参照せよ。

(3) 救貧条例と農本主義政策との連関は、例えば、1597 An Acte for the Maintenance of Husbandry and Tillage, を想起せよ。Lipson, *The Economic History of England*, vol. III, p. 252; Cunningham, *Growth of English industry and Commerce*, part II, p. 29; F. Hecksher, *Mercantilism*, vol. I, p. 229; R. H. Tawney, *The Assessment of wages in England of Justice of the peace.* p. 310.

救貧の問題の審議のために設立される。委員会のメンバーは、フランシス・ベーコン、トーマス・セシル、エドワード・コーク、ウォルター・ローリー、エドワード・ヘックスト、トーマス・ロース、等を含み、次の立法及び草案を審議する<sup>(4)</sup>。①「矯治院の設立・浮浪人及び壮健な乞食の処分・貧民用の一定金額課税に関する法案」、②「各教区の貧民・老人・跛者・及び盲人の所要住居と救貧に関する法案」、③「救貧院・貧困な囚人及び他の不時の災害によつて貧困に陥いつたものの救済に関する法案」、④「貧民への救済供与に関する法案」、⑤「少額の罰金に関する法案」、⑥「陸海兵士救済改善に関する法案」、⑦「救済院並びに救貧用土地管理改善に関する法案」、⑧「乞食根絶に関する法案」、⑨「私生児禁圧に関する法案」、⑩「貧民就労に関する法案」、⑪「貧民のための救貧院又は貧民のための居住就労所設立に関する法案」、⑫その他等である<sup>(5)</sup>。しかし、委員会は、以上の草案を全て否定し、新しい独自の法案を作成する。委員会の独自の草案は、一五九七年「救貧条例」及び、「浮浪人処罰条例」の基礎を構成した。「それ故に、問題全体が議論され、イギリス救貧法の主要な諸特徴が法的に樹立されたのは、一五九七年（立法）であつて、一六〇一年（立法）ではないのである。」（＝レナード<sup>(6)</sup>）

## （一） 強制救貧課税制

一五九七年「救貧条例」は、強制救貧課税制を次の様に立法化している<sup>(7)</sup>。

「第十二条全ての物乞いはこの立法によつて禁じられる。各州及びその他の治安判事は、四季裁判所において、各教区に治安判事が適当と考える課税額を毎週課さなければならぬ。教区は毎週六ペンスを超え、又半ペンス以下になつてはならない。各州における教区の課税総額 total summe of such taxacion of the parishes」は各教区二ポンドの割合以上になつてはいけない。この課税額は毎年教区民相互の合意によるか、それで決定しなければ、その教区の教会役員と保安官 church-wardens and constables との協議によるか、更にそれで決定しなければ、右の教区に住む治安判事か（治安判事がそこに住んでいなければ）近隣の治安判事の命令によつて決定されるであろう。もし各人が課税額の支払いを拒否するならば、教会役員や保安官が、それで決定しなければ、治安判事が、課税拒否者の財産を差し押えて売却する事により課税額を徴集する事は合法的である。差し押えできない時、治安判事は、課税拒否者を刑務所に投じ、

注(4) Leonard, *ibid.* p. 78-9.

(5) 中村幸太郎「イギリス救貧法の系譜」（社会福祉評論六号）七九頁。

(6) Leonard, *ibid.* p. 78.

(7) 「救貧条例」史に貫串する強制救貧課税制は一五四七年ロンドンの救貧政策で端緒の原型を見出す。つまり、「ロンドン市の市民と住民とは貧困なる人々の維持のため次の一年間、一五分の一税の半分を納付すること。この目的のため、人々の慈善金の毎週の徴収は、爾後、まったく中止する。……上述の一五分の一税の半額の徴収官が、この納付のため課税されたる貨幣支払拒否者全てに関し、動産差押えをする事は合法的である。」（T. E. D. vol. II, p. 305-6）尚、議会段階の端緒的な強制救貧課税制は、一五六二—三年法律第三号（5. Elizabeth. C. 3）で制定される。Leonard, *ibid.* p. 71-72; Ashley, *An introduction to English Economic History and theory*, part II, p. 360; S & B WeBB, *ibid.* p. 54-59.

彼が支払うまで出獄させず、保釈保証を認めないのは合法的である。

第十三条治安判事は、王座裁判所やマーシャルシの貧困な囚人の救済及び右の州にある救済院及び養育院の救済のために、四季毎に各州から支出すべき適当な課税額を決定する。適当な課税額は、右の救済院や養育院の各々へ送る。更に、各州から毎年二〇シリング少なくとも王座裁判所やマーシャルシの刑務所へ送る。各教区の教会役員は、各教区の課税額を本当に徴収して、年四回ハンドレッドの保安官に支払う。右の州の四季裁判所で保安官は、その貨幣額を、出納官 *treasurers* を兼任する治安判事に支払う。各州で選任される出納官（の任期）は一年間に限られ、毎年イースタ祭以降開かれる四季裁判所で、出納簿を後任者に引きつがねばならぬ。右の出納官兼任の治安判事は、右の貨幣額を、主任治安判事 *Lord Chief Justice of Englande and Knight Marshall* に支払う。……もし教会役員及び保安官、その執行官 *Executours of Admynstrators* が、前記の支払いをしなければ、各教会役員及び執行官の場合、罰金は一〇シリング課す。各保安官及び執行官の場合、罰金は二〇シリング課す。この罰金は、違反者の財産を差押えて売却により、徴収し救済に充用する<sup>(8)</sup>」

強制救貧課税制は、①物乞いの禁止条項を前提にしている。②その基礎上で、救貧課税額決定機構は、(i)治安判事が四季裁判所において各教区に適当な課税額を割り当て、(ii)割り当て額は、六ペンス～半ペンスの間である。その場合、課税額の決定は、(a)教区民相互間、(b)教会役員と保安官の間、(c)治安判事、等の各重層的な意思を反映させる。④課税額徴収機構は、教区救貧行政機構に絶対王政の行政機構を接木する事により末端の村落共同体まで波及する。執行官—教会役員—徴収官保安官＝治安判事兼出納官—主任治安判事グループ（＝四季裁判所）等の国家行政とヒエラルヒー（ウェッ）が確立する（＝救済行政機構を媒介にした絶対王政の行政機構の確立<sup>(9)</sup>！）。⑤強制救貧課税制のプリンスプルは、救貧税支払拒否者の場合に、財産の処分及び刑務所強制送還等により、更に救貧行政官の怠惰者の場合、罰金を課するという残酷立法によつて法的に強制する。⑥以上の他に、王座裁判所及びマーシャルシの刑務所、救済院及び養育院の賦与金が各教区に課せられる。かくて、一五九七年「救貧条例」に貫串する強制救貧課税制は、救貧課税制の端緒形態としての一五六二—三年法律第三号、及び中世的慈善を特色とする一五七二—三年「浮浪人処罰・貧民救済条例」更に救貧課税制の一五七五年—六年「貧民就労・怠惰排除例」等より強力且つ弾力性を特質としている<sup>(10)</sup>。

「救貧条例」の主要な特徴の一つである強制救貧課税制の基金は<sup>(11)</sup>、救貧対策＝貧民就労政策の施行のために、(A)前貸問屋制の拡大、(B)救貧院マニユファクチュアの形成、(C)徒弟制度の再編強化、等に支出され、強制救貧課税制のプリンスプルを確立する。

注(8) T. E. D. vol. II, p. 351-2.

(9) WeBB, *ibid.* p. 101.

(10) Lipson, *ibid.* p. 417-8, Levy, *ibid.* p. 52, Nicholls, *ibid.* p. 163-4.

(11) WeBB, *ibid.* p. 8.



## （二） 救貧対策＝貧民就労政策

### （A） 前貸問屋制の拡大

「第一条貧民監督官は両親が扶養しえぬと考えられる子供を就労させ、そして普通、日常の商工業に従事する事によつて生活の業を持つとしない未婚、既婚の人々を就労させるために、各教区の住民に課税し貧民を就労させるための大麻・亜麻・羊毛・鉄等の適当な材料や他の必要品と貧困かつ労働不能な跛者・老人・盲人の救済、及び（貧困の）子供を徒弟に出すために、必要な金額とを、右の教区の能力に従つて毎週徴収しなければならぬ<sup>(12)</sup>。」

「救貧条例」に貫ぬく救貧対策は、「貧民を就労させるための大麻・亜麻・羊毛・鉄等の適当な材料や他の必要品」を貧民に前貸し、加工させる前貸問屋制の形態を媒介にする貧民就労政策を内容としている。一五九七年「救貧条例」の救貧対策＝貧民就労政策はその先駆形態を一五七五—一六年「貧民就労・怠惰排除条例」IV条に見出す。

「青少年 Youth を労働や仕事に慣れるように教育し、成人して怠け者及びならず者にならないため、また現在すでに浮浪人及びならず者が仕事を獲得できないという理由を得させないため、及び働らく意志のある他の貧民や貧困な人々を仕事につかせるため、次の事を制定する。この王国の各市、自治都市において、羊毛・麻・亜麻・その他の適当な材料や他の必要品は、自治都市で支配している市長、ベイリフ、治安判事及び他の首席役人の指示又命令により準備すべきである。同様に市場町でも治安判事は、羊毛・麻・亜麻・その他の適当な材料や必要品を（各地域の住民の課税で）準備すべきである。……治安判事及び市長は貧民監督官・徴収官を任命し、彼らは、治安判事の勧告に従い、仕事の分配・加工方法を指導する権限を委ねられている。貧民監督官・徴収官は、この材料や必要品のうち、彼らの判断により限定され且つ予定された時間内で及び方法により、糸或いは加工されるべき適当な材料を右の貧民及び貧困な人々に交付すべし。その後、加工された品物は、右の貧民監督官・徴収官に徴収され、その品物に対して貧民監督官・徴収官は仕事の度数に従つて貧民に支払をなし更に新なるものを加工すべく交付すべし。加工された亜麻・羊毛・麻・その他の必要品は、貧民監督官・徴収官により、彼らが適当と考えたとき、市場で販売すべし。その売上金でその材料及び必要品が価値を減じないような仕方により多くの新しい材料を購入すべし。IV<sup>(13)</sup>」

かくて、一五七五—一六年「貧民就労・怠惰排除条例」及び一五九七年「救貧条例」に共通な貧民就労政策は、「(a)青少年……を怠け者やならず者にならないため」に、(b)「現在すでに浮浪人及びならず者が仕事を獲得できないという理由を得させないため、」及び(c)「働らく意志のある貧民や貧困な人々を仕事につかせるため」に、自治都市の治安判事が貧民監督官・徴収官に命じて、

注(12) T. E. D. vol. II, p. 346-7.

(13) T. E. D. vol. II, p. 332-3.

自治都市一市場町一農村に貫串する「羊毛・麻・亜麻・糸」等の材料を貧民に加工させる前貸問屋制を媒介にする厚生の救済である。それ故に、貧民就労対策は、自治都市一市場町一農村の貧民をギルド的生産及び問屋制家内手工業者として甦生し、農村工業を前貸問屋制の支配下に逆編成する支配構造を特質とする<sup>(14)</sup>。貧民就労政策の支配構造は、「自治都市を支配している市長・ベイリフ・治安判事及び首席役人」の命令の下に「貧民監督官・徴収官」の執行機関を中核としている。換言すれば、「救貧条例」の主要な特徴である貧民救済対策＝貧民就労政策及び機構は、絶対王政の産業構成の崩壊過程という封建制危機のぬきさしならぬ段階から生起する貧民 *unsettled poor* を、都市ハンディクラフト部門へ低廉な労働力として提供し、都市の賃銀立法に貫ぬかれる裁定最高賃銀制<sup>(15)</sup>の下に包摂するギルド生産者及び問屋制家内工業者としての *settled poor* に定着させる。他方、自治都市一市場町一農村に貫ねく前貸問屋制の支配下に農村工業を再編成(＝ギルド規制の貫徹)せんとする。それ故に、貧民就労政策は、「都市の問題」として収斂する必然的構造を担っている。この事は、救貧院マニュファクチュアの形成にも貫ぬかれている。

## (B) 救貧院マニュファクチュアの形成

救貧院マニュファクチュアは、端緒的にロンドンのブライドウェル制として形成される。ブライドウェル制(Bridewell system)は、ロンドンの救貧組織の骨格をなし、しかも、地方及び教区の矯正院の典型となる。そのため矯正院の事を、ブライドウェルと呼ぶ地方もある。かくて、矯正院は、当時の救貧条約・パンフレット・法案に貧民労役所として位置づけられる故に、矯正院及び労役所を救貧院マニュファクチュアと把握する<sup>(16)</sup>。まず、ロンドンのブライドウェル＝救貧院マニュファクチュアは、ロンドンの救貧労役所組織及び救貧行政機構との二側面から、救貧院マニュファクチュアの支配構造を浮きぼりにされる。この事は、一五五二年ロンドン市民のブライドウェル王宮下賜請願書の中で示されている。

「窮状と乞食の原因の全ては怠惰にあつた。貧民救済はその反対物によつてなさなければならぬ。それは労働である。……働かせよ！働かせよ！乞食を一掃する方法は労働させることである。

従つて我々は次の事を考察する。つまり、乞食の最大数は、放縦にして邪悪な商工業・戦争・病気及びその他の事により不幸におちいつた人々である。しかし彼らは信用を全く失なつてい

注(14) 植村雅彦は、「チューダー朝の救貧政策」(西洋史学六号)で、都市の織元による貧民就労政策を媒介にした前貸問屋制の拡大を、資本主義的生産方法たるマニュファクチュアとして把握する誤謬におちいる。つまり、「ここにあらわれた生産方法は、明らかに、十六世紀に支配的であつた「家内工業」(Domestic industry) 或は「マニュファクチュア」と一致し、「貧民徴収且管理人」の役割は、かかる資本制的生産方法に於て主役を演じた「織元」(clothier)のそれに相応するのである。」(傍点一筆者)五二頁。

(15) 裁定最高賃金制は一五六三年「徒弟条例」で確立する。T. E. D. vol. I, p. 338-353. R. H. Tawney, "The assessment of wages in England of Justice of the peace", p. 311.

(16) Cunningham, *ibid.* p. 46-7.; Margaret James, *Social problems and policy during the puritan Revolution 1640-1660*, p. 242; Emmison, *ibid.* p. 112-3.

るので、たとい自分自身働こうとする意志を示そうとも、彼らは全ての人にひどく疑われ、恐れられている。その結果、彼らは仕事に受け入れようとする人はいないし、そう欲する人もない。それ故に、我々は次の事を見る。つまり、一連の仕事を提供する以外にこの窮状にある人々を救済する方法はあり得ない。この事で、仕事を望む貧民は働かせられるであろうし、また頑固・強壯・壮健な浮浪者はコモンウェルスを益するように生きるべく強制されるであろう。……困窮悲惨な群の間に、我々は、それぞれ別々に救済されるべき三種の人々を見出す。つまり、第一の貧民は救うものなき貧民の貧困児、第二の貧民は病人及び労働不能な貧民、第三の貧民は壮健な浮浪者及び怠惰な人々である<sup>(17)</sup>。」

請願書に示されるロンドン市の貧民救済政策は、三種の貧民の種類に応じた救済策を講じる。しかし、ロンドン市の貧民救済政策は、①救うものなき貧困児 *succourless poor child*, ②病人及び労働不能な貧民 *sick and impotent*, ③頑強・壮健な浮浪者及び怠惰な人々, *sturdy vagabond of idle person* の貧民の三分類のうち、③の貧民層の救済に力点を置く貧民就労政策である。貧民就労政策は、「乞食を一掃する方法は労働させる事である」事を内容にし、「一連の仕事を提供する」ブライドウェルの設立により「仕事を望む貧民は働かせられるであろうし、また壮健な浮浪者はコモンウェルスを益するように生きるべく強制」させる残虐立法である。

ブライドウェル＝救貧マニュファクチュアに必要な設備・資金及び材料は、「ロンドンの善良な市民」により、例えば羊毛・糸・針金・皮革及び亜麻等の必要品を提供される。しかも、①虚弱者は羊毛梳き、針金伸ばし、編みものの製造に従事し、②普通の者は、例えば帽子製造に従事し、③壮健な浮浪者・ならず者は、針・鉄製造業の重労働部門に従事し、加工する。

「……当該ブライドウェルには種々な製造業を導入し、種々な全ての人々を訓練すべきである。右の職業は王国の臣民に益あるもので誰も害しないであろう。普通の者には帽子を製造させ、その帽子はフランスにおいて作られたものより良質に作られる。右の帽子はフランスの帽子より低い価格で供給される<sup>(18)</sup>。」

しかも加工された羊毛・糸・針・亜麻・鉄・皮革等は、特に帽子は、フランスの帽子より良質且つ低価格に製造され輸出向け製造を意図せんとする。しかし、当時イギリスの帽子製造業は外国の競争により衰退傾向を示している。この点は、J・ヘイルズが、ミッドランドの市場町コヴントリの衰退傾向を示唆している<sup>(19)</sup>。

注(17) T. E. D. vol. II, p. 307-8.

(18) T. E. D. vol. II, p. 308.

(19) ジョン・ヘイルズは *The discourse of common weal of this Realm of England 1549* で、コヴントリ市の帽子製造業の衰退と再編＝カムパニ制の形成を指摘する。つまり、「コヴントリの最も重要な職業は青い糸の製造で、かつてはその仕事をやっているだけで、この町は富裕であつたということです。ところが今日、我々の糸はすべて海外から入っています。そのためにコヴントリのその職業はおとろえたのですが、それによつて都市も非常におとろえたのです。」このため「都市の住民の窮乏は、農村にくらべものになりません……」とギルド的都市工業の衰退現象を示唆し、この対応策として「三つの方法、つまり、第一に、つくろうと思えば国内でもできるのに、わざわざ海外で作られた製品を輸入して国内で売つたりするやり方をおさ



更に、ブライドウェルの労役機構は、囚人の労働強制を縦軸にし<sup>(20)</sup>、治安判事―執行官―職長の支配ヒエラルヒーを横軸にした前貸問屋制の外部業たる救貧院マニュファクチュアの内的構造を特質とする。つまり、ブライドウェルの執行官は各ハンディクラフト部門毎に分割される。例えば、織物関係の執行官は、その部門の原料・織機及び道具の目録を作成し、毎月加工される織物反数を織元から報告させる。更に、羊毛加工所・織糸加工所及び仕上加工所等を監督し、各部門の労働者・生産者に賃銀(=裁定最高賃金=工賃)を支払う。また、他のハンディクラフト部門、例えば、針加工所 nail house は Company of iron-monger と密接に結合している。カムパニーの鉄商人は仕事の注文をブライドウェルの針加工所に出す。それ故に、ブライドウェルのハンディクラフト部門はコモンウェルスに益あるものとなる<sup>(21)</sup>。かくて、ブライドウェル=救貧院マニュファクチュアは、前貸問屋制の外部業として都市ハンディクラフト部門を補完し、絶対王政の貿易構造の一環に編成される。また、ブライドウェルで加工された商品は、出納官・執行官により市場で、「商人の利益に反しないよう」に販売される。

ブライドウェルの救貧行政機構は六人の市参事会員(=そのうち二名は前市長)及び市選人の二四人の市民、計三〇人で運営される。役の任期は一年毎に選出され、有給である。出納官はブライドウェルの設備・材料の管理及び基金の会計の権限を賦与されている。また、各ハンディクラフト部門毎に職工長が、仕事の分担・管理・指導及び監督に関する権限を与えられ、更に怠惰者を処罰する<sup>(22)</sup>。かくてブライドウェルの救貧行政機構は「都市」共同体の行政機構の補完により運営を可能にする。つまり、「都市」共同体の行政機構はブライドウェル=救貧院マニュファクチュアの形成を媒介に、都市―市場町―農村に貫ぬく都市支配を確立せんとする。

ロンドン市のブライドウェル制は国王と枢密院の承認を獲得して、一五五七年の特許状により設立される。一五五七年のブライドウェル=救貧院マニュファクチュアの形成は、従来の救貧対

えること、第二に、わが国の羊毛・錫・毛皮その他の商品が加工されないまま輸出されるのをふせぐこと、そして第三に、農村に住んで品物をつくり、それを国外に輸出する手工業者をりつばな都市の監督のもとにおき、これらの製品は販売される前に都市が検査し検印をおすようにすること。」こうして徒弟制度やギルド的諸制度(=検印制度)の基礎の上に「一人のウステッド製造業者が自分の住んでいる都市にどれだけの貨幣をもたらすか、どんなに多くの人々が彼のおかげで暮らしをたてているか」というノリッジ・ウステッド工業のカンパニー制を讃美する。貧民をギルド的生産者としてカンパニー制のしたに再編する都市構造の変化と救貧問題との連繋は、当時、エリザベス・カンパニー制の産業構造の変化として、アンウィンによつて考察されている。Industrial organization in the 16th and 17th Centuries, p. 116-120. 尚、ノリッジ市に関しては、Tiney ed, Selected Records of the City of Norwich, vol. II, p. 339-356. を参照せよ。都市構造の変化と救貧問題は別稿で果される。

(20) 救貧院マニュファクチュアの囚人的労役機構は、Lipson, The Economic History of England, vol. III, の中での一資料により次の様に指摘されている。つまり、「私(=治安判事―筆者)は種々な放浪する疑わしき人々を救貧院へ送りこむ。一般に、全ての人々は私に涙を浮かべて、救貧院へ送るよりむしろ刑務所へ送るよう嘆願する。その事を拒否するなら、或る者は私に重罪を告白する。……彼らは仕事を強制される救貧院へ送られない事を望んでいる。」(四二五頁)。

(21) Leonard, *ibid.* p. 35-38.

(22) T. E. D. vol. II, p. 308-309.

策としての浮浪人・乞食処罰主義より一步前進した貧民就労主義へ転換する契機を構成する事になる<sup>(23)</sup>。その後、ロンドン市当局は、一五七九年「救貧法」を布告し、貧民就労政策を徹底化させる。かくて、ロンドン市のプライドウェル制は、各地方の救貧院＝矯正院の原型を形成し、地方の救貧行政機構の先駆形態を現わしている。つまり、地方の救貧政策は、プライドウェル＝救貧院マニュファクチュアを媒介にして浮浪者・乞食処罰政策から貧民就労政策へ旋回する。例えば、ヨーク（一五六九年）・イプスウィッチ（一五六九年）・ノリッジ市（一五七〇年）等である。以上の乞食処罰主義から貧民就労主義への都市段階の救貧政策の転換は、一五七二―三年「浮浪人処罰・貧民救済条例」から一五七五年―六年「貧民就労・怠惰排除条例」への議会段階の救貧政策の旋回の基礎になり、更に一五八七年の Book of order<sup>(24)</sup> での枢密院段階の救貧政策の基礎過程を形成し、一五九七年「救貧条例」へ大河の如く収斂する。こうした救貧政策の転換は、プライドウェル制つまり救貧院マニュファクチュアを媒介にして新しい段階へ突入する。そして一五九七年「救貧条例」の主要な特徴の一つである貧民就労政策及び機構は、前貸問屋制の拡大とともに救貧院マニュファクチュアの形成により、法的に樹立するのである<sup>(25)</sup>。

### (C) 徒弟制度の再編強化

「救貧条例」の徒弟制度に関する条項は、貧民就労政策の基軸部分を構成している。

注(23) Leonard, *ibid.* p. 66.

(24) Leonard, *ibid.* Appendix V. p. 318-326.

(25) Tawney, *Agrarian problem in sixteenth Century*, p. 275. 尚、救貧院マニュファクチュアは、コルベール体制及びエリザベス体制に共通な貧民救済＝貧民就労政策＝小生産者保護政策の一環を形成し、都市支配を貫せんとする。つまり、コルベールの書簡で、「救貧院マニュファクチュール manufactures des hôpitaux はいたるところに設立され、奨励されねばならぬ。人民のあいだの無為怠慢を追放するためには、これより重要なものはない。」中木康夫「問屋制度と特権マニュファクチャー」（西洋経済史講座二巻）二一四―一五頁。この事は、一五九七年「浮浪人処罰条例」“An Acte for punishment of Rogues, vagabondes and sturdy Beggars” 39. Elizabeth, C. 4. に、次の様に示される。つまり、「I 条ならず者・浮浪者及び壮健な乞食を抑圧するために次の事を制定する。来るイースタ祭以降、従来ならず者、浮浪者及び壮健な乞食の処罰そして救貧院の建設維持に関する従来条例は一切廃止すべきである。右のイースタ祭以降イングランド及びウェルズの各州又都市の治安判事が四季裁判所で、それぞれの州または都市内に、一つ以上の救貧院を建設する事は合法である。

III 条……出生地も又最後に満一年間居住した地も判明しない者は、苔うち後、罰せられる事なしに最後に通過した右の村の役人によつて救貧院または普通の刑務所へ送還すべきである。ここで、奉公するまでの間労役に服せしめ、又、病弱であれば、救治院に収容する。

IV 条……ならず者が下層民に危険と思われるか、又前の条例によつて放浪生活を改めなければ、その場合に、治安判事はそのようなならず者を救貧院又は州刑務所へ送還し、右の州で開かれる次の四季裁判所で、右のならず者は釈放する事を適当でないと判断すれば、治安判事は、海外へ追放するか、王国のガレー船へ送還するかは合法である。」「浮罰条例第二条」の犯罪人・浮浪人・壮健な乞食の定義条項は、一五七二―二年「浮浪人処罰・貧民救済条例」の浮浪人乞食の定義を確認して、その定義の一つには、⑤「労働できてしかも与えられた賃銀（＝適当な賃銀）で労働する事を拒否する全ての放浪する人々と一般労働者」という近代的賃銀労働者を含めた資本制的関係を壮健な乞食・浮浪者の一種として規定する。こうして定義された壮健な乞食・浮浪者は、「救貧条例の主要な特徴の一つである貧民救済＝貧民就労政策及び turning home 制によりギルド的生産者として、④前貸問屋制、⑥救貧階マニュファクチュア、⑦徒弟制度等に組み込まれる。T. E. D. vol. II. p. 354-p. 357.

「教会役員及び貧民監督官は治安判事二名の承諾により、貧民の子供を男子の場合には二四才、女子の場合には二一才になるまで徒弟奉公をさせるのは合法的である。その子供が成年になり徒弟契約書によつて拘束されている場合にも同じである。IV<sup>(26)</sup>」

一五六三年「徒弟条例」の一八条は、徒弟修業終了年令の最低限を二一才にし、但し同意ある場合に二四才まで就業させている<sup>(27)</sup>。しかし、一五七三年「徒弟条例覚書」の第三条は、徒弟修業終了年令の最低限を二四才に延長し、第八条では徒弟修業期間を七年間と規定する<sup>(28)</sup>。それ故に、「救貧条例」の第四条徒弟制度に関する条項は、一五六三年「徒弟条例」の二一才より一五七三年「徒弟条例覚書」の二四才への条項の延長線上にあり、「徒弟条例」を補完＝再編強化する。徒弟制度は、「徒弟条例」の親方・徒弟資格制限条項を媒介にし、都市－市場町－農村の(a)特定商工業、(b)一般的商工業、(c)農村に関連の深い商工業、(d)農業等の重層的な産業の労働組織を構成し、全ての労働可能な心労体制の基礎になり、縦断的に治安判事(＝土地所有者・商人)の支配権を貫ぬく楨杆である。つまり<sup>(29)</sup>、徒弟制度は絶対王政の産業構成の労役機構である。こうした絶対王政の産業構成の労役機構の核心部分を構築する徒弟制度は、II貧民創出過程分析で示した如く、局地的市場圏及び農村工業の発展により全機構的に衰退せんとしていた。一五七三年「徒弟条例覚書」は、絶対王政の産業構成の崩壊過程を、農村の日雇労働者・農耕民の邪悪且つ未熟な商工業者による「都市の旧世帯主」の衰微困窮化と彼らの救貧院生活現象という特権都市と農村の対立過程に帰着させる。従つて絶対王政の産業構成の基軸を形成する特権都市は、貧民及び壮健な浮浪者の子弟青少年をギルド的生産者として蘇生させるために二四才まで徒弟制度へ繫縛させんとし徒弟制度の再編強化を計る。こうした封建的危機のぬきさしならぬ段階の対応策として貫ぬかれる「救貧条例」の貧民就労政策は、「徒弟条例」を補完し、貧民を徒弟制度の媒介により、絶対王政の労役機構へ逆編成せんとする<sup>(30)</sup>。

かくて、絶対王政の産業構成の崩壊過程という封建的危機の対応策として制定される「救貧条例」は、絶対王政の構造的矛盾から生起する貧民群を、貧民救済＝貧民就労政策の④前貸問屋制の拡大、⑤救貧院マニユファクチュアの形成、⑥徒弟制度の再編強化・等を媒介に問屋制家内手工業者及びギルド的生産者として絶対王政の労役機構へ再編成する。他方救貧条例は局地的市場圏及び農村工業を都市ハンディクラフト部門の支配下への逆編成を意図する絶対王政の産業構成の再編政策の一環を形成する事になる<sup>(31)</sup>。

注(26) T. E. D. vol. II, p. 348-9.

(27) T. E. D. vol. I, p. 345.

(28) T. E. D. vol. I, p. 354.

(29) 田中豊治「イギリス絶対王政の産業構成」(商経法論叢)五三頁。

(30) Hecksher, Mercantilism, vol. I, p. 232-3. Cunningham, ibid. p. 29. カニンガムは、徒弟条例と救貧条例との連関を次の様に示唆する。つまり、「徒弟条例と救貧条例とは労働者階級の生活を規制するための一つの大きな政策の二つの部分になっていると思われる。」

(31) 「救貧条例」の徒弟条項は、貧民、特に青少年、私生児及び貧困児を、絶対王政の労役機構へ編成替える事を意図する。この事に反して、中村幸太郎教授は、「イギリス救貧法の系譜」(社会福祉評論)の中で、「救

### （三） 救貧行政機構

強制救貧課税制及び貧民救済＝貧民就労政策は救貧行政機構により施行される<sup>(32)</sup>。

「第一条……各教区の教会役員と名望家四人は治安判事二名によつて貧民監督官に任命される。」

「第八条自治都市の市長・ベイリフ、その他の高級役人は治安判事であり、この法の適用及び目的に対して州の治安判事が指示し命令したのと同様の権限をもち、そして他の治安判事の介入を許さない<sup>(33)</sup>。」

治安判事は、教区共同体のヴェストリ (vestry) を媒介に教会役員と名望家四人を貧民監督官・徴収官及びその執行官に任命し、次の権限を賦与する。①救貧行政官は貧民就労のための原料・設備及び資金の管理と準備をする。②そのため、徴収官及び執行官は強制救貧課税額を教区民に課税し、徴収する。③貧民救済対策として、(イ)労働可能な貧民・失業者に仕事を賦与し、(ロ)労働不能な貧民・病人は救済院で救済し、(ハ)貧困な貧民の子供・青少年及び私生児を徒弟奉公させる貧民就労政策を実施し、④労働不能な貧民を居住させ（五条）、⑤王座裁判所・マーシャルシの刑務所・及び州の救済院や養育院の課税額を徴収し（十三条）、⑥許可書持参の兵士・水兵の救済をする（十六条）。こうした教区救貧行政機構の接木の上に絶対王政の行政機構が治安判事を要にして都市一市場町一農村に貫申する<sup>(34)</sup>。このため、治安判事は、次の権限を与えられる。①治安判事は貧民監督官・徴収官及び名望家四人を救貧行政執行官に任命し、②自治都市の市長・ベイリフ及び首席役人は治安判事を兼任する（八条）。治安判事は出納官を兼任し、責任を負う。③強制救貧課税額を決定する。④ハンドレッドに課税負担能力がない時、他の教区に課税する権限を有する（二条）⑤課税拒否者には動産・土地の売却という強制執行権を賦与されている。又貧民監督官・徴収官及び執行官・更に保安官の違反者の場合も同様である（三条）。⑥災害の救済のために資金を提供する（十四条）等である。

かくて救貧行政機構は、教区救貧行政機構の基礎上に「都市」共同体の行政機構を中核に位置せしめ、枢密院の勅令を都市一市場町一農村へまで貫申する支配構造であり<sup>(35)</sup>、国家行政ヒエラ

---

貧条例」を近代的労働者に練成する残酷立法として位置づける誤謬におちいる。つまり、「この法令（＝一五七五—一六年「貧民就労・怠惰排除条例」一筆者）とによつて、近代資本制生産様式の要求する労働者が、おいおい育成されていく…」（六九頁）。

(32) 「救貧条例」が「都市の問題」、つまり「都市支配」を貫申させる貧民救済＝貧民就労政策（小生産者保護政策）を遂行する際、賃銀条例によつて補完される。例えば、Draft of a Bill Fixing minimum Rates for Spinners and Weaveas, 1593, An Acte empowering Justices to fix Minimum Rates of Payment, 1603-04, を参照せよ。この事は別稿で取扱う。尚、Leonard, “The Relief of the poor by the state regulation of wages”, EcHR. p. 91-2. を注意せよ。

(33) T. E. D. vol. II, cit, p. 350.

(34) WeBB, ibid. p. 64-5.

(35) E. M. Hampson, Treatment of poverty in Cambridgeshire, p. 15; Trotter, XVII Century Life in the country parish, p. 14.



ルヒーを形成する。その場合、「都市」共同体の行政機構の担い手である市長・ベイリフ・治安判事及び首席役人は、土地所有者及び特定商工業者であり<sup>(36)</sup>、更に、教区行政機構の担い手である教会役員・貧民監督官・徴収官・執行官及び名望家は、村落共同体の顔役であり、ヨーマン及び一般商工業者層である<sup>(37)</sup>。かくて、救貧行政機構の支配構造は、貧民救済＝貧民就労政策の機構たる、④前貸問屋制の拡大、⑤救貧院マニュファクチュアの形成、⑥徒弟制度の再編強化たる讓渡利潤搾出機構を都市―市場町―農村にまで横断的に貫徹させ「都市支配」を確立する。と同時に、他面治安判事・保安官等の土地所有の利害を縦断的に貫串する半封建的寄生地主制を機構化する内的構造を特質とする（＝救貧条例に集約する「都市の問題」と「土地問題」との同時性とその連関性！）。

## 結 び

一五九七年「救貧条例」は、一五七三年「徒弟条例覚書」で検討された如く、絶対王政の産業構成の衰退のぬきさしならぬ封建的危機段階から局地的市場圏・農村工業を足場にして生起する貧民層をギルド的生産者として絶対王政の労役機構へ逆編成する絶対王政の再編政策の一環を構成している。それ故に、「救貧条例」の浮浪者・乞食定義条項には、必らず「労働できて、しかも与えられた適法的な賃銀で労働する事を拒否する全ての浮浪する人々と一般的労働者」という近代的な関係が挿入されている。こうした浮浪者・乞食を、「救貧条例」は、強制救貧税の基金を媒介に、(A)前貸問屋制、(B)救貧院マニュファクチュア、(C)徒弟制度、等でギルド的生産者として組み込み、都市ハンディクラフト部門へ安廉な労働力として提供せんとする。つまり、

(I) 「救貧条例」は、貧民救済＝貧民就労政策を媒介に、前貸問屋制を都市―市場町―農村にまで貫串させて農村工業の逆編成の上に都市ハンディクラフト部門の支配を確立する。更に前貸問屋制の外部業としての救貧院マニュファクチュアは、治安判事―執行官―職長の支配ヒエラルキアを縦軸にし、囚人的労役機構を横軸に貫ぬく、亜麻・羊毛・糸・針及び皮革等のハンディクラフト部門を構成し、輸出産業へ傾斜せんとする。こうした「救貧条例」につらぬく貧民就労政策は、徒弟条項により体系的に補完される。

(II) 「救貧条例」を支える救貧行政機構は、①強制救貧課税制、②貧民就労政策、③労働不能な貧民の救済院及び養育院の運営管理及び浮浪者・乞食の調査と処分等を都市―市場町―農村にまで徹底化させる。かくて枢密院を頂点にする国家行政ヒエラルヒー（ウェップ）は、治安判事をかなめを要にし、教区共同体＝ヴェストリの教会役員・貧民監督官・徴収官を底辺にして形成され、都市―市場町―農村にまで貫串する（＝絶対王政の行政機構の確立！）。

(III) 商人・土地所有者層を供給母胎にする治安判事・ベイリフ及び市長は、救貧行政機構

注<sup>(36)</sup> J. E. Neale, *The Elizabethan House of commons*, p. 261.

<sup>(37)</sup> 鶴見卓三「前期スチュアートの救貧行政について」（史学雑誌六一編一〇号）十六頁。



を媒介に、④前貸問屋制、⑤救貧院マニファクチュア、⑥徒弟制度・等の譲渡利潤搾出機構を再編強化する（＝半封建的寄生地主制の貫徹！）。

（Ⅳ）かくて「救貧条例」は、一方で半封建的寄生地主制を貫徹させ、他方で都市ハンディクラフト部門の支配下に農村工業を逆編成する封建的危機のぬきさしならぬ段階での絶対王政の救貧政策であり、まさに残虐立法である。それ故に、市民革命でトータルに否定される史的構造を特質とする。

## 4章 イギリス旧救貧法の資料探索 —

ジョン・ウェブ 女澤史恵記

### 「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」 (三)

#### 目次

##### 序論

- I トゥーリー基金 The Tooley Foundation (154号)
- II クライスト病院 Christ's Hospital (155号)
- III 1569-83年における貧民の記録一覧表 A Register of the poor, 1569-83
- IV 戸外の貧民救済
  - 1. 救貧税徴収と貧民への週支給, 1574年の場合
  - 2. 貧民への週支給, 1577-8年の場合
  - 3. 疫病貧民救済帳簿, 1579年の場合
  - 4. 疫病貧民救済帳簿, 1585-6年の場合
- V 貧民調査表, 1597年の場合

### III 1569-83年における貧民の記録一覧表 A Register of the Poor, 1569-83

本章では、ブラックフライアーズ地区 the Blackfriars での貧民救済における 100 件以上の貴重な事例の記録を示す。貧困問題を解明しようとする姿勢に加えて、それぞれの事歴を明らかにする状況報告から、イプスウィッチ制度の柔軟性と、二つの姉妹機関における緊密な協力体制の存在が明らかである。記録一覧表には、トゥーリー基金から救済を受けている収容者だけでなく、クライスト病院の援助に依存している人々が記載されている。また自宅のある教区への帰り道、または仕事のために他教区へ行く途中の貧民の旅人に関する記録もある。こうした旅人が本当に救済が必要である場合には、宿泊場所や休憩所として病院の施設が提供された。Mary West 教区の欄には一人の目の見えない旅人について興味深い記載があり、あまりの困窮ぶりに当局が同情心を抱いたとある。財政にとって負担となるため他教区の人々への救済は積極的ではないことが多いが、この件ではイプスウィッチ市に一年近くも滞在させていた。

原本の編集者の目的は、住民一人一人の基本情報を収集することにあった。情報の欠落している欄もあるが、全体的に見れば、目的は達成されたと言えるだろう。しかし、1580年代初期から、

住民簿の性格は変化し始めた。こうした情報量の乏しい状態が 1597-8 年まで続き、住民簿は利用されなくなった。記載項目は実質を伴わない状況となり、遂には、慈善団体である Foundation へ収容、あるいは死亡または除名された人々の名簿となった。

本版の記録簿は 1583 年 9 月 30 日以降の序文のインデックスと ff. 28v.-29r. 後の記載は除外されている。原稿のレイアウトは節約のために変更された。当初は受給者の個人情報が並べて記載され、左ページには救貧支給額などの詳細が、右ページには死亡あるいは転出について書かれていたが、手元の資料では一つの欄に個人の情報が記載され、縦に並んでいる。記載のない部分は、[空白] と示してある。

ff. 1v.-2r.

Alyce Barnes, 未亡人, 1569 年 12 月 23 日にクライスト病院への収容が許可された。  
執行人 Balyves: Roberd Kynge, Wylliam smarte.  
60 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.  
1576 年 8 月 24 日から週 2 d. の減額。  
Alyce Barnes は 1577 年 5 月 26 日に死亡し、キー教会の墓地に埋葬された。

Suzan Fynne, 1569 年 12 月 23 日にクライスト病院への収容が許可された。目が見えない。  
50 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.  
[空白]

Agnes Davye, 独身女性, 1569 年 12 月 23 日にクライスト病院への収容が許可された。  
76 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.  
Agnes Davye は 1571 年 7 月 12 日にセント・マリー・キー教会の墓地に埋葬された。  
Agnes Foster は許可された (fo. 3, pa. v)。

ff. 2v.-3r.

Margret Pytman, 未亡人, 1570 年 5 月 26 日にクライスト病院への収容が許可された。  
45 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.  
[1570 年] 12 月 21 日にセント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

Ellen Bladwyn, 未亡人, 1570 年 4 月 6 日にクライスト病院への収容が許可された。  
65 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.  
1570 年 12 月 24 日にセント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

Alyce Tayler, 未亡人, 1570年4月8日にクライスト病院への収容が許可された。  
94歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1577[-8]年3月11日に亡くなり, セント・ステファン教区の教会墓地に埋葬され, 葬式代は息子の John Vyctor が支払った。

Anne Clement, 1570年4月10日にクライスト病院への収容が許可された。  
56歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1576年8月24日から週2d.の減額。  
[空白]

ff. 3v.-4r.

Isabell Dameron, 未亡人, 1570年5月6日にクライスト病院への収容が許可された。  
80歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1571年5月29日にセント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

Agnes Foster, 未亡人, 1571年7月13日にクライスト病院への収容が許可された。  
執行人 Balyves: John Gardner, John Barker。  
60歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1576年8月24日から週2d.の減額。  
1579年5月5日夜9時ころ死亡。セント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

執行人 Balyves: Jefferye Gylberd and Rychard Kyng

Alyce Patrycke, 未亡人, 1571年10月13日にクライスト病院への収容が許可された。  
58歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1576年12月1日午前2時ころ死亡。キー教会の墓地に埋葬された。  
葬儀代は renter-warden である Rychard Kyng によって支払われた。

ff. 4v.-5r.

Elyzabeth Graye, 未亡人, 1571年10月13日にクライスト病院への収容が許可された。  
60歳。トゥーリー基金からの週支給額は12d。  
1576年8月24日に週2d.の減額。  
[空白]

Margret Whyte, 未亡人, 1571年10月29日にクライスト病院への収容が許可された。

63 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.

1576 年 8 月 24 日に 2 d. の減額。

1583 年 11 月 1 日午前 8 時から 9 時の間に死亡し、その日の午後に埋葬された。

Isabell Huntyke, 未亡人, 1571 年 11 月 6 日にクライスト病院への収容が許可された。

60 歳。トゥーリー基金からの週支給額は 12 d.

1578 年 5 月 25 日に死亡。翌 26 日, セント・クレメント教区の教会に埋葬された。白いキャンバス布は 2s. 6d. 葬式代は 22 d.

ff. 5v.-6r.

Alyxander Marshall は 1572 年 9 月 27 日にクライスト病院への収容が許可された。

ヨークシャー生まれ。68 歳。普通徴収からの週支給額は 12 d.

トゥーリー基金への収容が許可され, 1576 年 8 月 24 から週 8 d. が支給された。

1579 年 11 月 12 日に死亡し, 同日の木曜日にセント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

執行人 Balyves: John Moore and Robert Sparrow

Roose Cardon, 未亡人, 1572 年 10 月 20 日にクライスト病院への収容が許可された。

執行人 Balyves: John Moore, Robert Sparrow.

88 歳。普通徴収からの週支給額は 12 d.

1576 年 8 月 24 日にトゥーリー基金への加入が認められた。同額の支給。

1579 年 12 月 8 日夜 7 時から 8 時の間に死亡。セント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

Tomizen Spaldyng, 未亡人, 1572[-3]年 3 月 19 日にクライスト病院への収容が許可された。

59 歳。普通徴収からの週支給額は 12 d.

1574 年 9 月 17 日に施設から出され, トゥーリー基金に加入した。

ff. 6v.-7r.

Margret Hammonte, 未亡人, 1573 年 3 月 27 日にクライスト病院への収容が許可された。

50 歳。普通徴収からの週支給額は 12 d.

[空白]

Rose Bennes, 使用人, 1573 年 5 月 14 日にクライスト病院への収容が許可された。

50 歳。普通徴収からの週支給額は 7 d.

1574 年 5 月 29 日に施設から出され, Mother London のトゥーリー基金に入所した。



Annes Jolly, 未亡人, 1573年7月17日にクライスト病院への収容が許可された。

96歳。普通徴収からの週支給額は12d。

1573[-4]年1月22日に施設から出され、息子のThomas Jollyが扶養することになり週12dを受給し、町から出て行った。

ff. 7v.-8r.

Margret Gyldersleve, 使用人, 1573年7月30日にクライスト病院への収容が許可された。

30歳。普通徴収からの週支給額は8d。

1576年8月24日にトゥーリー基金に入り、同額を支給された。

[空白]

執行人 Balyves: Robert Cutler and Raffé Screvener

John Rose, 1573年10月9日にクライスト病院への収容が許可された。

執行人 Balyves: Robert Cutler and Raffé Screvener

62歳。普通徴収からの週支給額は12d。

1573[-4]年3月5日金曜日にセント・マーガレット教区に埋葬された。

Robert Heard, 独身男性, 1573年10月30日にクライスト病院への収容が許可された。

30歳。普通徴収からの週支給額は12d。

[空白]

[空白] Wylson, 未亡人, 1574年12月7日にクライスト病院への収容が許可された。

息子のNathanyellは6歳である。

[空白]

ff. 8v.-9r.

Henri Sotherne, 1573[-4]年1月29日にクライスト病院への収容が許可された。ひどい足の痛みに悩まされている。新たな条例によって入所が許可された。

26歳。Warwykeshere生まれ。週支給額は12d。

1575[-6]年3月5日に施設から出て、Katheryn Mooreと結婚した。

Emerye Tomsonと目の見えない男は1574年3月25日に執行人によってクライスト病院への収容が許可された。妻Elynorも同日収容された。1577年5月3日に妻は基金へ入所した。

80歳。[空白]生まれ。普通徴収からの週支給額は12d。

Emerye Tomson は 1582 年 8 月 26 日 11 時ころに死亡し、キー教会の墓地に埋葬された。葬儀費用は renter-warden によって支払われた。

Elynor Tomson は 1578[-9]年 1 月 13 日午前 3 時ころに死亡し、キー教会の墓地に埋葬された。葬儀費用は renter-warden によって支払われた。

Wylliam Lowe, Alborowh にいる主人 Mr Squyre のところへ旅している途中の病気の貧民。1574 年 7 月 1 日に執行人である Mr Cutler によってクライスト病院への収容が許可された。

30 歳。Newcastell 生まれ。

1574 年 7 月 6 日にクライスト病院を出て、Alborowgh に行った。

ff. 9v.-10r.

Henri Tayler, 1574 年 8 月 15 日に北部地区の alderman である Mr Smarte によって病気が回復するまでクライスト病院への収容が許可された。

38 歳。週支給額は 12 d.

1574 年 9 月 6 日に施設を出て、パスポートを持って海岸へ漁に行った。保護の必要はない。

Margaret Robertson, 未亡人, 1574 年 8 月 15 日に西部地区の alderman である Mr Moore と Mr Sparrow によってクライスト病院への収容が許可された。課税対象ではなくなったが、生活のために働く必要があった。

50 歳。1576 年 8 月 24 日にトゥーリー基金へ収容され、週支給額は 8 d.

1577 年 4 月 27 日に死亡し、セント・マリー教区のキー教会墓地に埋葬された。

#### Balyves: Robert Kyng and John Tye

Marye Owlawe, Owlawe の妻, 1574 年 10 月 6 日に西部地区の alderman である Mr Moore によってクライスト病院への収容が許可された。貧しく虚弱である。

60 歳。週支給額は 12 d.

1575 年 5 月 29 日に施設を出て、夫の家に行った。

ff. 10v.-11r.

Edmund Tayler, 1574 年 11 月 20 日に Ypeswyche の執行人である Robert Kyng と John Tye によってクライスト病院への収容が許可された。足の痛みに苦しんでいる。

Ypeswyche 生まれ。36 歳。週支給額は 8 d.

1579 年 7 月 3 日に救貧から外され、ハウスを出て、1579 年 7 月 25 日に Judyth Frysell と結婚した。

John Walker, 1574年12月22日に南部地区の alderman である Rychard Kyngge と Rafe Screvener によってクライスト病院への収容が許可された。足の痛み苦しんでいる。

[空白]生まれ。32歳。1575年4月25日に施設を出て、木こりの Peverell と田舎へ働きに行った。

Marye Weste, 目の見えない女性, 3人の子どもを連れて旅している。1574年12月22日に執行人である Robert Kyngge と John Tye によってクライスト病院への収容が許可された。2週間滞在して出て行った。

40歳。Wylcheshire 生まれ。週支給額は3s.

Marye Weste, 未亡人, 目が不自由, 3人の子連れ, 1574[-5]年1月5日に Wynchester 行きのパスポートを持ってクライスト病院から出て行った。町の財政から20s. が支給された。

John Bothe, 旅をしている女性。1574[-5]年2月5日に南部地区の constable の一人である Thomas Blossie によってクライスト病院への収容が許可された。1晩の滞在。飲食。

1574[-5]年2月6日にロンドン行のパスポートを持ってクライスト病院から出て行った。ハウスが負担したのは、夕食1回と朝食1回。

ff. 11v.-12r.

Marye Weste, 1574[-5]年1月17日に balyve である Robert Kyngge と John Tye によって、2人の子どもと一緒にクライスト病院への収容が許可された。

1575年4月11日に coler maker である Wyllyam Paken と施設を出て、12月27日に条例に従って Wynchster 行きの証明書によって送り出された。

Alyce punder, 1575年9月12日にクライスト病院への収容が許可された。トゥーリー基金からの週支給額は18d.

36歳。1576年8月24日, 普通徴収からの週支給額は16d.

[空白]

Christofro Battell, 1575年9月13日にクライスト病院への収容が許可された。歩行が困難である。普通徴収からの週支給額は19d.

1575[-6]年3月21日にセント・マリー・キュー教会の墓地に埋葬された。

Johan Wylson, 未亡人, 1574年9月13日にクライスト病院への収容が許可された。息子の Nathanyell も一緒である。

Nathanyell Wylson は1579年の聖ミハエル祭から9年間, リネン織り師 Robert Patten のとこ

ろに奉公に出された。

Maude Harryson, 未亡人, 1575年9月16日にクライスト病院への収容が許可された。週支給額は12 d.

1579[-80]年1月2日に死亡し、キー教会の墓地に埋葬された。

ff. 12v.-13r.

Wylliam Smarte, Edward Gooddyng: 執行人 Balyves

Robert Froste, 貧しい旅行者, 負傷している。1575[-6]年1月4日に執行人である Edward Gooddyng によってクライスト病院へ送られ、一昼夜の滞在が許された。

1575[-6]年1月6日に施設を出て, Sowthampton へのパスポートを持って行った。本人の弁では出生地らしい。

#### 旅行者

John Sanderson, 貧しい旅人, 1575[-6]年2月20日に東部地区の constable である George Copping によってクライスト病院への収容が許可された。

1575[-6]年2月21日に施設を出て, London から本人が出生地と言っている Barwycke へのパスポートを持って行った。

負担：食事2回, 4 d.

Johanna Starre, 未亡人, 1575[-6]年3月17日に執行人である Wylliam Smarte と Edward Gooddyng によってクライスト病院への収容が許可され, 条例によって救済された。

63歳。週支給額は4 d.

1582年6月2日に死亡し, 同日に同病院の墓地に埋葬された。

Margret Estall, 未亡人, 1576年5月26日に執行人である Wylliam Smarte と Edward Gooddyng によってクライスト病院への収容が許可され, 条例によって救済された。

63歳。週支給額は8 d.

1576年8月24日にトゥーリー基金に収容された。

1582年9月26日に死亡し, 1482年9月27日に Keye 教区に埋葬された。

Glode Jander, 1576年5月27日にクライスト病院への収容が許可された。

60歳。Wallowne 生まれ。

1578年8月9日に死亡し, St Clemente 教区に埋葬された。

Johan [Jander], 妻, 同日にクライスト病院への収容が許可された。  
58歳。Roone生まれ。  
1577年5月30日にトゥーリー基金に収容された。  
[空白]

ff. 13v.-14r.

Edward Newman, 1576年5月28日に balyve である Wylliam Smarte と Edward Gooddyng  
によってクライスト病院への収容が許可され, 条例によって救済された。  
[Margin] 許可証  
66歳。

1576年8月9日に Wylliam Smarte (balyve), Jeffery Gylbert, Robert Sallows, Augustyne  
Parker(トゥーリー基金の warden)の同意によって施設から出され, トゥーリー基金に送られた。

Margret Squyer, 1576年3月28日に執行人である Wylliam Smarte によってクライスト病院  
への収容が許可された。  
43歳。賃金のほかに食費として週9d。  
[空白]

John Pace, 1576年6月30日に執行人である Sylliam Smarte と Edward Gooddyng によって  
クライスト病院への収容が許可され, 条例によって救済された。[Margin] 許可証  
74歳。週支給額は12d。  
1576年8月24日に週支給額が2d.減額され, トゥーリー基金に収容された。  
1578年5月30日に死亡し, St Clemente 教区の教会墓地に埋葬された。  
さらに, 管理人に飲み物とパン代として2d.支払われた。

Rychard Sexten, 1576年9月24日に balyve である Wylliam Smart と Edward Gooddyng に  
よってクライスト病院への収容が許可され, 病気の間は条例によって救済されることになった。  
54歳。Yorkeshere 生まれ。週支給額は6d。  
1576[-7]年2月15日に同病院を出て, 働くために John Wmythe のところへ行った。

John Clement, 1576年8月24日に執行人である Wylliam Smarte と Edward Gooddyng に  
よってクライスト病院への収容が許可され, 条例によって救済された。  
27歳。[空白] 生まれ。普通徴収からの週支給額は6d。  
1577年4月6日に施設を出て, 馬具製造人のところで働き, 救済は受けていない。



ff. 14v.-15r.

1576年9月30日

執行人 Balyves	役人 Governors
John Barker	Aldermen: Wylliam Smarte
Augustyne Parker	Of the 24 <sup>th</sup> : George Coppyn Wylliam Jerrerye
	Of comoners: Rychard Goltye

貧民旅行者

Wylliam Selbye, 貧民旅行者, 船乗り, 10月15日に governour である George Coppyn によってクライスト病院への収容が許可された。虚弱。救済を受けている。

21歳。Plymmouth 生まれ。

1576年10月25日に施設を出て、生まれ故郷であると本人が言っている Plymmouth へ向かった。

Chargeable.

Agnes Jonson, 未亡人, 1576年11月5日に北部地区の alderman である Wylliam Smarte によってクライスト病院への収容が許可された。

53歳。[空白] 生まれ。

1579年4月24日に施設を出て、1579年6月23日に再び収容された。

Agnes Wyseman, John Wyseman の妻, 1576年11月6日に北部地区の alderman であり役人でもある Wylliam Smarte によってクライスト病院への収容が許可された。

55歳。[空白] 生まれ。

[空白]

ff. 15v.-16r.

Nuborne の Mr Warren のところからやって来た貧しい旅行者。所持金は無し。

Hew Crowe, 1577年4月8日にクライスト病院へ来た。病気。balyve である Mr Barker によって収容が許可され、救済された。

60歳。Essex の Hulerge 生まれ。

1577年4月9日に病院を出て、妻のいる Sudberye に向かった。

No chargeable.

An Inocent

Wylliam Iloe, 1577年5月19日に執行人である John Barker によってクライスト病院への収容が許可された。

46歳。[空白] 生まれ。

1577年6月4日に死亡し、キー教会の墓地に埋葬された。

Chargeable.

1577年8月31日

Daniell Gylberd, 貧民, 重病, 執行人である John Barker によってクライスト病院への収容が許可された。貧しい旅行者として救済された。

18歳。Canterberye 生まれ。

1577年9月4日に施設を出て, 小作農の雇い主のいる Harwytche へと送られた。

Chargeable.

A Miner

Christofro Longe, 1577年9月7日に執行人である John Barker によってクライスト病院への収容が許可された。ロンドン在住の主人 Sherlond のところから逃走したため罰せられた。

19歳。Cornwale 生まれ。

1577年9月7日に施設を出て, パスポートを持ってロンドンへ送られた。鞭に打たれた。

Not chargeable.

ff. 16v.-17r. [空白]

ff. 17v.-18r.

1577年10月1日

執行人 Balyves

Jefferye Gylberd and John Moore

役人 Governors

Of the aldermen: Edward Gooddyng, gent.

Of the 24<sup>th</sup>: Wylliam Mydnalle and Olyver Cowper

Of Burdges: Lawrence Troste

執行人 Balyves

Jefferye Gylberd and John Moore

役人 Governors

Of the aldermen: Edward Gooddyng, gent.

Of the 24<sup>th</sup>: Wylliam Mydnalle and Olyver Cowper

Of Burdges

Lawrence Troste

Johan Keme, 1577年10月3日に執行人である Mr John Moore によってクライスト病院への収容が許可された。足が悪い。

50歳。Essex の [空白] 生まれ。普通徴収から週給付金。

1578年12月30日に死亡し、St Clemente 教区に埋葬された。葬儀代は 22 d.

Jone

Frances de Hoge, 1577[-8]年1月24日に執行人である Mr Jeffrey Gylberd と Mr John Moore によってクライスト病院への収容が許可された。貧民。条例によって救済された。

許可証。64歳。Dutch land 生まれ。普通徴収からの週支給額は 12 d.

1578年4月9日に死亡し、St Clemente 教区の教会墓地に埋葬された。

ff. 18v.-19r.

Wylliam Browning, 妻の Mawde, 1578年3月26日に baleyfe である Mr John Moore によってクライスト病院への収容が許可され、ハウスの部屋が提供された。

許可証。76歳。妻 63歳。

Wylliam Browning は 1579年3月25日の朝方3時ころに死亡し、St Clemente 教区の教会墓地に埋葬された。

Mawde Browninge は 1581年10月27日に病院から出され、基金の warden である Baylyffe Barker, Mr Goodwin, Mr Bennet の査定によってトゥーリー基金に収容された。

Maude Brounyng は 1584[-5]年2月21日に死亡した。

Roberd Cowper, トゥーリー基金の warden である Rychard Kyne, alderman である Robert Sparrow, senior である George Wyles によってクライスト病院への収容が許可された。1578年9月19日。

70歳。週支給額は 12 d.

1581年7月2日午後5時ころに死亡し、翌日 St Marye Kye の教会墓地に埋葬された。

Alyce Thunder, 未亡人, トゥーリー基金の warden である Rychard Kynge, alderman である George Wyles, Roberd Sparrow, senior によってクライスト病院への収容が許可された。1578年9月19日。

60歳。週支給額は 8 d.

[空白]

Maryon Cocsedge, 未亡人, トゥーリー基金の warden である Rychard Kyng, alderman である Roberd Sparrow, senior である George Wyles によってクライスト病院への収容が許可された。1578年9月19日。

63歳。週支給額は12d.

[空白]

ff. 19v.-20r.

1578年10月1日

執行人 Balyeffes

Roberd Cutler and John Knappe

役人 Governours

Edward Goodding, gent: one of the aldermen

Thomas Bennet, Wylliam Mydnall: of the 24<sup>th</sup>

John Carnebye of the comoners

Elyzabeth Adryan, 1578年11月18日に役人である Edward Goodding, gent によってクライスト病院への収容が許可された。歩行が困難である。

46歳。Ypeswyche 生まれ。

1578年11月18日に施設から出され、

By the Bedle: A Stranger

Sybell palmer と4歳の息子 Wylliam Palmer, 1579年3月25日に執行人である Mr John Knappe によってクライスト病院への収容が許可された。夫 Wylliam Palmer を助けるため。

3月27日に子どもと一緒に施設から出され、当局からのパスポートを持って、イースター祭の翌日、ロンドンの Longe Sowghtwark の St George 教区に到着する予定である。病院に2泊し、食事は4回。

John Partryge と妻 Emme, 1579年4月8日に balyffes である Mr Robert Cutler によってクライスト病院への収容が許可され、貧民の条例に従って救済された。1579年12月31日に2人は基金への収容が認められ、翌日1月1日に週16d. が支給された。

John Patridge は1583年12月20日に死亡し、同日の午後にキー教区に埋葬された。

ff. 20v.-21r.

Rychard Sexten, 1579年6月13日に役人である Mr Goodding によってクライスト病院への収容が許可され、ベッドと部屋が提供された。

56歳。Lankasshere 生まれ。

1579[-80]年1月2日に基金への受け入れが認められ、同月8日から週8 d. が支給された。

In the Fowndacion.

Rycharde Sexten,

1583年8月20日に Mr Cutler, Mr Bloyse, Mr Barker, Mr Martyn によって基金から外され、家賃を払わされ、Pountnye と呼ばれる救貧院に入れられた。

ff. 21v.-22r.

1579年9月30日

執行人 Balyffes

Raffe Screvener, gent.

Mr John Tye

役人 Governors

Mr Wylliam Smarte: one of the aldermen

Thomas Bennet and Henri Hannam: of the 24<sup>th</sup>

Robert Barker: one of the comoners

Clavengers

Mr Smarte and Thomas Bennet

By the Byddell

Bryget Hylle, 1579年10月12日に役人である Mr Wylliam Smarte によってクライスト病院への収容が許可され、仕事が用意され、1579年10月16日から週に6 d. が支給されるようになった。

足が不自由。

[空白]

John Cowper, 貧民, 1579年12月28日に北部地区の aldermen である Mr Wylliam Smarte によってクライスト病院への収容が許可された。

[空白]



ff. 22v.-23r.

Elyzabeth Kye, 未亡人, warden によって 1579[-80]年1月2日に病院への収容が許可され, 基金へ加入され, 同月8日から週8 d. が支給された。

[空白]

Katheryn Rooding, 未亡人, warden によって 1579[-80]年1月2日に病院への収容が許可され, 基金に加入して, 週12 d. が支給された。

1580年11月18日に基金の施設で死亡し, 同月19日に St Marye Kye 教区に埋葬され, 葬儀代14 d. は Mayster Edwarde Goodwyn によって支払われた。Mr Goodwyn は Rodinge の娘に下着2枚とガウンを与えた。

#### 二人の貧しい旅人

Lawrence Boston と妻 Jane は, 役人 Mr Smarte によって 1579[-80]年2月3日に病院へ送られ, そこで食事や飲み物が提供され, 翌日9時に出発するまで施設で一泊を過ごさせた。

年齢30歳。Wyndam 生まれ, 目が不自由。

Lawrence Boston と妻 Jane は 1579[-80]年2月4日に病院を出発した。その塔の補佐官 Sir Owen Hopton からの通行書を携えて, 生まれ故郷である Nofolke の Wyndam へ旅立った。

Johan Cocsedge, 未亡人, 役人 Wylliam Smarte によって 1579[-80]年2月26日にクライスト病院への収容が許可された。

年齢66歳, 出生地 [空白]

Johan [空白]

ff. 23v.-24r.

1580年9月30日

執行人 Ballyffes

Mr Wm. Smarte, gent.: Mayster Thomas Blossse: Mr Robart Lymbarde が Saynt Thomas Daye に誓った。

Mr Tobert Lymmer, 商人: Thomas Glede: William Bucknam: John Goyemer

Petar Rowlande と妻 Ann, 子ども2人, the Foudation of Henrye Tolye の warden である Mr Eswarde Goodwyn, gent., Thomas Bennett, Bastina Man によってクライスト病院への収容が許可された。1580年12月2日。週支給額は12 d.

Petar rowlande は74歳, 妻48歳, 男児11歳, 女児2歳半。

Petar rowlande は 1581[-2]年 1 月 28 日に死去し、St Marye Kye 教区に埋葬された。

William Lofte, 66 歳, 目が見えない, 妻 Rose, 80 歳, 1580 年 12 月 20 日にクライスト病院に収容が許可され, 執行官 Mr William Smart によって基金に加入し, 1580 年[-1] 1 月 7 日から週に 12 d. が一般徴収から支給されることになった。

William Lofte の妻は 1583[-4]年 1 月 20 日午後に死去し, 翌日の午前 10 時に Kye 教区に埋葬された。

ff. 24v.-25r.

Harrye Bllose, 80 歳, 妻 Elizabethhe, 60 歳, 執行官 Starme によって 1580[-1]年 1 月 16 日にクライスト病院への収容が許可され, 1580[-1]年 1 月 20 日から週 8 d. が一般徴収から支給されることになった。

[余白] 1581 年 4 月 14 日に 4 d. が追加された。

Harrye Blossse は 1582 年 6 月 16 日午前 10 時から 11 時に死去し, 午後に病院の墓地に埋葬された。

Elyzabethhe Blossse は 1854 年 11 月 14 日に死去し, Kye 教区に埋葬された。

John Warde の妻 Joane Gaye, 病氣, 目が見えない, 70 歳, 執行人 Mr Goodwing, Mr More, Mr Scryvener によって 1580[-1]年 1 月 24 日に病院に収容が許可され, 基金に加入され週 12 d. が支給された。

Joane Gaye は 1585 年 4 月 25 日午前に死去し, 翌日 Kye 教区に埋葬された。

William Poule, 60 歳, 妻 Joane, 68 歳, Mr Edwarde Goodwinge によって 1581 年 9 月 11 日から病院への収容が認められ, 基金に加入し, 救貧された。

William Poule は 1581 年 10 月 16 日午前 8 時から 9 時に死去し, 午後に St Marye Kye 教区に埋葬された。

Robert Folborne, Mr Edwarde Goodwinge, Mr Bennett, Bastian Man によって 1581 年 9 月 18 日から病院への収容と基金への加入が許可され, 週 12 d. が支給された。

[空白]

ff. 25v.-26r.

1581 年 9 月 30 日

執行人 Balyffes

John Karker, esquyer, Edwarde Goodwing, jentellman

役人 Governors

Mr Awgustin Parker, alderman: Robert Snelling: Linkefylde: Stephan Baxter

William Harte, 足が不自由, 44歳, 妻 Anne, 50歳, 1582年4月5日に執行人 Mr Goodwin, Mr Crane, Mr Bloyse, Mr Bennet, ハウスの warden によって病院への収容と基金への加入が認められ, 週 12 d. が支給された。

Wm. Harte は 1584年6月5日午後死亡し, 翌日の午前中に Kye 教区に埋葬された。

Anne Harte は 1584年5月27日午前1時に死亡し, 同日の10時に Kye 教区に埋葬された。

Thomas Moore, 足が不自由, 70歳, 妻 Margrett, 70歳, Mr Crane, Mr Bloyse, Mr Bennett, ハウスの warden によって 1582年1月23日に病院への収容と基金への加入が認められ, 基金から週 12 d. が支給された。

[空白]

ff. 26v.-27r.

Anne Patridge, 60歳, Mr Crane, Mr Bloyse, Mr Bennett, ハウスの warden によって 1582年6月23日に病院への収容と基金への加入が認められ, 基金から週 12 d. が支給された。

[空白]

Marget Coppinge, 71歳, 1582年9月24日に Mr Crane, Mr Bloyse, Mr Bennett によって病院への収容と基金への加入が認められ, 基金から週 8 d. が支給された。

[空白]

Alles Organ, 54歳, Mr Crane, Mr Bloyse, Mr Bennett によって病院への収容と基金への加入が認められた。救済支給は許可されなかったが, 宿泊は許された。

[空白]

[空白]

[欄外] Joane Jeames は 1585年8月に死亡し, 同日に Kye 教区に埋葬された。

[空白]

Joan Skott は 1581年10月11日に Tolye's Foundation で死亡し, 同日に Kye 教区に埋葬された。Mr Bennett が葬儀代を支払った。

[空白]

Richarde Johnson は 1582 年 11 月 13 日に死去し、同月 14 日に Kye 教区に埋葬された。Mr Cutler が葬儀代を支払ったが、私には記録を見つけられなかった。

[空白]

Eme Richardson は 1585 年 7 月 23 日に死去し、Kye 教区に埋葬され、Mr Baxter が支払ったが、私にはこの資料に見つけられなかった。

f. 27v.

1582 年 9 月 30 日

執行人 Balyffes

Awgustin Parker, 商人と Crystopher Crane, 洋服屋

役人 Governors

Me John Knape, alderman

Joane Pode, 未亡人, 70 歳, 1582[-3]年 2 月 18 日に Mr Smarte によって病院への収容が認められ Mother Willson に入居した。とても貧しく、洋服以外に 12 d. しか所持していない。神よ、救いたまえ。

Marrian Rumseye, 未亡人, 80 歳, Mr Culter, Mr Bloyse, Mr Robert Baker, warden たちによって 1582[-3]年 3 月 15 日に基金への加入が認められ、基金から救済を受けた。

Annes Colleman, 未亡人, 80 歳, 1582[-3]年 3 月 15 日に 4 人の warden によって基金への加入が認められ、基金から救済を受けた。

Maryan Joyner, 未亡人, 60 歳, 1583 年 7 月 29 日に執行人 Crane と Mr Smart によって病院への収容が認められ、Mother Wyllson に入居した。基金から週 8 d. が支給された。

f. 28r.

Margerye Hysam は 1583 年 7 月 1 日に死去し、1583 年 6 月 [原文のまま] 2 日に Kye 教区に埋葬された。

Gillian Hill, Hew Hill の妻, 1582[-3]年 2 月 26 日夜 8 時に死去し、翌日 Kye 教区に埋葬された。

Joane Bottemesell は娘 Wrighte の家で 3 月 11 日午後 に死去し、1582[-3]年 3 月 12 日に Kye 教区に埋葬された。

ff. 28v.-29r.

Jyllian Hadnam alias Roodinge, 56 歳, 1583 年 8 月 19 日に Mr Cutler, Mr Bloyse, Mr Robert Baker, Mr Martin によって基金への加入が認められ、基金から救済を受けた。

[空白]

John Buffkin, 66 歳, 1583 年 8 月 27 日に上記 warden によって基金への加入が認められ、基金から救済を受けた。

John Buffkin は 1584 年 7 月 18 日午前中に死去し、同日に Kye 教区に埋葬された。

Judithe Wyght, 32 歳, 足が痛む, 1583 年 9 月 28 日に 3 人の warden によって基金への加入が認められ、基金から週 8 d. が支給された。

Judithe Whight は 1584 年 11 月末日に Mr Smart の指示により基金から外された。

## IV 戸外の貧民救済

### 1. 救貧税徴収と貧民への週支給, 1574 年の場合

f. 382v.

[救貧税徴収]

St Margarete's

Ipswicke

Edmonde Wythepoll, esquire	16d.	John Ropkyn	1d.
Dame Margaret Jermye	4d.	Thomas Whitman	1d.
Robert Ball, gent.	2d.	John Cocoke	1d.
Johon Brenne	4d.	Jasper Meremounte	1d.
William Lymfeld	4d.	Thomas Kenyngton	1d.
John Cole	6d.	Jasper Bayly	1d.
John Gardner	4d.	Roger Barnye	3d.
Robert Hall	3d.	Mr Leche	4d.
Thomas Cock	1d.	Jeames Thomson	1d.
Laurence Bodnam	2d.	Nicholas Norton and	} 1d.
Richard Bennett	1d.	John Dauson	
Thomas Hoodles	1d.	Peter Cole	2d.
William Johnson	2d.	Michaelly Lytleburie	1d.
Edward Ballard	2d.	Robert Dawes	1d.
Robert Bennes	1d.	Humfrye Harman, gent.	4d.
John Withe	1d.	Robert Hynes	1d.



John Pretyman	3d.	John Gibbon, gent.	3d.
William Medowe	1d.	Mrs Rysbye	6d.
Alice Ryvett, wedowe	2d.		

集金人 John Gardner, tanner, and Thomas Cocke

民生委員 Thom[*a*]s Kenington

f. 383r.

St Clemente's

Ipswiche

Thomas Pratt, gent.	8d.	Robert Usherwoode	4d.
John Purpett, gent.	7d.	Richard Goltie	3d.
John Tye, portman	8d.	Godfrye Wollnall	4d.
Robert Braye	7d.	Thomas Glascoke	2d.
John Usherwood	4d.	Thomas Swetman, junior	1d.
Edmonde Flicke	3d.	John Humfrie	2d.
Christofer Taylor	2d.	Jeames Talbott	1d.
Henrye Ashelye	4d.	William Pilbarowe	1d.
Thomas Swetman, senior	3d.	Jeffrye Rose	1d.

St Clemente's Ipswiche [*continued*]

Laurence Andrewe	2d.	Percyvall Cowper	1d.
Henrye Chales	3d.	William Man	2d.
Thomas Wright	5d.	William Wright, senior	1d.
Johane Barker, wedowe	1d.	Myles Mason	1d.
Alice Huggett, wedowe	2d.	Christofer Swetman	1d.
Margaret Andrewes, wedow	2d.	Robert Dameron	1d.
Richard Chales	1d.	John Forde	1d.
John Tye, junior	1d.	John Smithe, cowper	1d.
William Wright, junior	2d.	John Ward	1d.
John Chapman	4d.	Thomas Carter	1d.
John Dereslye	2d.	Alyce Moyse, vid[ <i>ua</i> ]	3d.
William Serles	3d.	Richard Nott	2d.
Thomas Rouse	3d.	Edward Hamonde	1d.
Henrye Colf	1d.	Samuell Barnes	1d.
Robert Cole	2d.	Gyles Barber	2d.
John Brennynge	2d.		

集金人 William Wright, junior

Richard Chales

民生委員 John Chapman

f. 383v.

St Peter's

Ipswiche

Thomas Felton, esquire	12d.	Richard Studd	1d.
John Barker, portman	14d.	John Harmon	1d.
Richard Kinge, portman	6d.	Robert Dabnye	1d.
William Cutler	5d.	William Raynbye	1d.
Rauff Moore	3d.	Arthur Butler	1d.
Gylbert Mayer	6d.	William Daniell	1d.
Robert Barker	4d.	Roger Wright	1d.
Walter Merell	2d.	Richard Leader	1d.
Johane Myles, wedowe	1d.	Robert Drane	1d.
Andrewe Fayercliff	3d.	Rauff Seman	1d.
John Deye, the yonger	3d.	Richard Apleton	1d.
Johon Pepercorne	2d.	Robert Snellinge	3d.
John Beckett	2d.	John Dicley, gent.	3d.
John Denny	2d.	William Abell	2d.
George Payne	2d.	William Nicholas	1d.
Robert Canon	1d.		

集金人 John Becket and Arthure Butler

民生委員 Gilbert Mayerd

#### St Stephan's

Cristofer Crane	5d.	John Revett	2d.
Robert Sallowes	3d.	John Veyseye	1d.
Edward <sup>1</sup> Goodinge, gent.	5d.	Richard Kyndersleye	1d.
Robert Lymbard	5d.	John Hulinge	1d.
Richard Cornelius, joyner	2d.		

集金人 John Revitt

民生委員 Christofer Crane

f. 384r.

#### St Marrie Tower 教区

Edwarde Grimston, esquire	8d.	Robert Pullham	3d.
Robert Kinge, portman	12d.	Thomas Knappe	3d.
William Smarte, portman	10d.	Wedowe Bloyse	6d.
Robert Sparrowe, portman	6d.	Jeames Bedingfeld	3d.
George Wild	5d.	John Knapp	6d.
Thomas Elmes	2d.	Richard Siklemore	1d.
Mr Watson	1d.	Edward Revett	2d.
John Pynder	1d.	Margarett Dameron, wedowe	1d.
Olyver Cowper	4d.	Luke Melton	2d.
Richard Smart	2d.	John Wallys	2d.
Peter Meremounte	2d.	Antonye Amys	2d.
William Mydnall	4d.	John Braye	2d.

注1 In the MS. 'Richard' is struck out and 'Edward' substituted.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

Thomas Syclemore	2d.	Thomas Smythe	1d.
Anthonie Edwardes	1d.	John Morrell	2d.
Henrye Lever	1d.	Phillipp Bloyse	2d.
Edward Dodson	1d.	Charles Radcliff	2d.
Fraunces Williams	1d.	Thomas Bennett	5d.
William Clevelond	1d.	John Ungle	3d.
John Bockynge	1d.	Edmonde Baker	1d.
Thomas Sherman <sup>2</sup>		John Syclemore	1d.
Phillipp Doble	1d.	John Grenelef	1d.
Ambrose Kent	1d.	Jeremy Barker	2d.

集金人 Thom[*a*]s Shereman and  
Phillipp Bloyse

民生委員 William Mydnall

*f. 384v.*

St Mathewe's 教区

Thomas Seckford, esquire	12d.	Anthony Pepler	2d.
Humfrye Seckforde, gent.	4d.	William Pakyn	1d.
Thomas Smythe	2d.	William Mylles	1d.
Thomas Sharpyn	1d.	Henrye Gyppes	2d.
George Penne	1d.	Richard Stannard	3d.
Nicholas Crane	3d.	John London	1d.
John Shereman	3d.	Nicholas Page	1d.
Henrye Hannam	4d.	Thomas Bateman	1d.
Edward Cage	2d.	William Gage	1d.
Robert Bourman	2d.	John Reward	1d.
John Hawys	4d.	Henrye Rose	1d.
Lawrence Troste	4d.	John Heynsworthe	1d.
Roger Redgrave	1d.	Rauff Stone	1d.
Robert Adams	1d.	Thomas More	1d.
John Pytman	1d.	John Hard	1d.
Richard Rusten alias Russell	2d.	Richard Battell	2d.
John Lewes	1d.	William Dyer	4d.
William Dalton	1d.	Christofer Laurence	1d.
John Topliff	1d.	Robert Averd	1d.
Christofer Tolson, senior	1d.		

集金人 Christofer Tolson, senior  
Thomas Moore

民生委員 John Reward

注2 Added later.

f. 385r.

St Lawrence 教区

Jeffry Gilbard, portman	6d.	Robert Lane	1d.
John Moore, portman	10d.	Nicholas Bacon	1d.
Johane Dawndye, wedowe	6d.	Rauff Akers	2d.
Katherin Dyer, wedowe	4d.	Thomas Cuttinge	3d.
George Coppynge	3d.	Edward Seden	1d.
Thomas Burroughe	5d.	Edward Rycard	1d.
Christofer Ward	4d.	John Sturgeon	1d.
Sabastian Man	3d.	Thomas Cage	1d.
Thomas Bobbet	6d.	Nicholas Brame	1d.
Thomas Blossse	5d.	Rauff Conaweye	1d.
William Buckenham	4d.	John Coppyng	1d.
Edmonde Jollye	2d.	William Sparrowe	1d.
William Candler	2d.	John Warde	1d.
Robert Cooke	4d.	Cornelius de Hoghe	4d.
William Hasset	1d.	Robert Scarlett	2d.
John Goylmer	3d.	Anthonye Sharplyn	1d.
George Colman	4d.		

集金人 Robert Cooke

George Colman

民生委員 Thomas Blossse

f. 385v.

St Nicholas

Robert Cutler, portman	10d.	Steven Grenewiche	1d.
Rauff Scryvener	8d.	George Myllen	1d.
William Bloyse	7d.	John Baker	1[d.]
William Loveis, gent.	3d.	Walter Estall	1d.
William Jeffrye	3d.	John Ryver	1d.
Richard Collyns	1d.	Gage, wedowe	1d.
Thomas Glede	3d.	Robert Pettawiche	2d.
Samuell Smithe	3d.	John Collyns	2d.
Thomas Evered	2d.	Robert Cheape	1d.
John Dele	1d.	Steven Grene	2d.
Richard Stowe	1d.	Cage, wedowe	1d.
Robert Hobbye	1d.	Osborne, wedowe	1d.
Steven Grosse	1d.	William Acton	2d.
George Balles	1d.		

集金人 Stephan Grenewich

Richard Stowe

民生委員 Thomas Glede

St Marye Elmes 教区

John Gardner, portman	4d.	Robert Knappe	3d.
Robert Marten	3d.	Thomas Borage	2d.
Robert Deynes	4d.	Mr Mathewe Goodinge	1d.
John Deynes	4d.	John Cowper, clothier	1d.

集金人 Thomas Borage

民生委員 John Deynes

f. 386r.

St Marye Keye 教区

William Whetcroft, gent.	8d.	Robert Cawston	1d.
John Roydon	2d.	Rowlond Cowper	1d.
Stephan Baxter	8d.	Richard Cowper	1d.
Christofer Merell	3d.	Lawrence Lynseye	1d.
Thomas Bonham, gent.	8d.	Richard Goodynge	1d.
Maryon Bryde alias Byrd	4d.	John Gilgate	1d.
Augustin Parker	5d.	John Hamond	1d.
Thomas Fuller	2d.	Adam Fowles	1d.
William Savell	1d.	Robert Donne, gent.	4d.
Thomas Eldred	4d.	John Fysher	3d.
Robert Hallye	3d.	John Deye	3d.
John Carnabye	4d.	Mr Dawes	3d.
Henrye Aldham	1d.	Robert Nottingham	1d.
John Kinder	1d.	Robert Bacon	1d.
John Viter	1d.		

集金人 John Roydon and Henry Aldham

民生委員 Thomas Fuller

St Helen's 教区

Robert Bull	1d.	John Dawson	2d.
Robert Smarte	3d.	John Wheler	1d.
Marmaduke Browne	3d.	John Fayerwether	1d.

集金人 Robert Smarte

民生委員 John Dawson

f. 386v.

[貧民への週支給]

St Margarete's 教区

Margarett Estell, wedow	4d.	Mother Collen	6d.
Mother Orgon	4d.	Wedowe Butler, mason	3d.
Richard Kyrke	3d.	William Deye	4d.



Alice Thunder, wedowe	4d.	Wedowe Sudberye	4d.
Robert Jade	4d.	Wedowe Barker	8d.
Wedowe Skynner	4d.	Thomas Harpam	4d.
Cockeshedge, wedowe	4d.	Wedow Byet	4d.
Robert Dameron	3d.	Wedow Saunder	3d.
Wedowe Tompson	2d.	Wedow Butler, thresher	3d.
William Stiver	2d.	A lame wenche at Orgon's	2d.
Edward Newman	4d.	Tyse's wief, for a child kepinge	9d.
Henrye Ponyard	2d.	To Feld, for kepinge of Austen	4d.
William Thornelles	4d.	To Water's wief, for kepinge of	
Robert Clarke	3d. <sup>1</sup>	Bettes	6d.

St Helen's

Wedowe Slokam	4d.	Johane Starre	4d.
Anne Goodinge	3d.		

St Peter's

William Buckenham	10d.	To Robert Smarte, for kepinge	
Richard Wolcye	2d.	a child	5d.

*f. 387r.*

St Marie Tower

Robert Roke and his wief	4d.		
--------------------------	-----	--	--

St Stephan's

Wedowe Keye	4d.		
-------------	-----	--	--

St Clemente's

Downinge, wedowe	3d.	Bunche, wedowe	4d.
Wedowe Whitlocke	6d.	Wedowe Lese	5d.
Henry Forde	2d.	Holmes and his wief	12d.
Elizabeth Studd	12d.		

St Margarete's

Wedowe Dameron	4d.	Reinolde's child	12d.
Wedowe Smithe	3d.		

---

注1 This entry struck out.

f. 387v.

St Mathewe's

Wedowe Blewe	6d.	Agnes Beale	4d.
Thomas Wilbye	8d.	Cycelie Sharpyn	3d.
Elizabethhe Cooke	3d.	Mother Antonye	6d.
Thomas Kyrbye	4d.	John Starlinge	2d.
Cristen Ponyerd	6d.	Antonye Thompson	8d.
Johone Lorkyn, wedow	4d.	John Tayler	5d.
Margarett Semon	6d.		

St Marie Elmes

Thom[a]s Gardner	8d.
------------------	-----

St Nicholas

Thom[a]s Morfull	6d.	Mawde Harryson, wedowe	4d.
Margarett Gardner	6d.	Robert Briggess	4d.
Alice Hubberd, wedow	4d.	Angell Holme	4d.

St Peter's

To Pynchbacke's wief for keping a child	12d.	Nicholas Bennes	3d.
Katherin Kutberd, wedow	10d.	Margerie Aunderson	3d.
Rose Butnall, wedowe	8d.	John Trycker	3d.
Peter Rowlond	10d.	Alice Edwardes	8d.
		Elizabethhe Blomfeld	6d.

f. 388r.

St Marye Elmes

Jeffrye Archer, wever	2d.	To Father Browninge for keping a child	8d.
The Wedowe Poode	3d.		
Johan Plevant, wedowe	2d.		

2. 貧民への週支給, 1577-8年の場合

i

f. 1r.

St Mary Tower	Johan Rooke, wedow	4d.
St Margarete's	John Lee, at nurce with Carpynder	12d.
	Margaret Whyte, at nurce with Henri Ponyerd	10d.
	Wedow Byet	2d.
St Margarete's	Thomas Harpam	4d.
	Wedow Collen	6d.
	Wedow Kyrke	1d.

	Wedow Cocksedge	2d.
	Wedow Butler	1d.
	Wylliam Styver	2d.
	Wylliam Daye	4d.
	Edmund Haule	4d.
	Wylliam Thornell	2d.
	Wedow Thunder	4d.
	Wedow Barker	5d.
	Wedow Sudberye	2d.
	Robert Dameron	2d.
	Robert Jade	2d.
	Wedow Sander alis Calgate	4d.
St Hellen's	A chylde, with Robert Smarte	4d.
	Anne Pawle's chylde, with Bryges	10d.
	Edmund Slokam, with Bryges	12d. <sup>1</sup>
	Robert Bryges	4d.
	John Partryche	3d.
	Anne Goodynche	2d.
St Clemente's	Father Holmes and hys wyfe	12d.
	John Brunnyng, for the kepyng of a chylde	12d.
	Wedow Lese	3d.
	Wedow Downyng	3d.
St Mary Kye	Wedow Nykolson	4d.

*f. Iv.*

St [Pe]ter's <sup>2</sup>	Peter Rowland	10d.
	John Trycker	3d.
	Wedow Cutberd	10d.
	Rose Dutnall, wedow	8d.
	Nykolas Pynchebacke, for kepyng of a chylde	8d.
	Wedow Edwardes, at the Syckhowse	7d.
	Elyzabeth Wylllet, at the Syckhowse	7d.
	Wedow Balles, at the Syckhowse	10d.
	Johan Anderson, wedow	3d.
	Johan Smyth, wedow	3d.
	Johan Abell, wedow	10d.
St Nykolas	Thomas Morfole and hys wyfe	6d.
	Wedow Warner	3d.
	John Annes, for kepyng of a chylde	10d.
St Mary Elmes	Wylliam Brownyng, for kepyng Mary Waller	8d.
	Wedow Hunte	4d.
	Thomas Gardner	4d.
St Matheue's	Thomas Kyrbye	4d.
	Robert Foborne	4d.
	Wedow Symond	4d.

注1 This line struck through.

2 The corner of the MS. is torn away.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

	Wedow Anthonye	4d.
	Annes Bele	3d.
	Wedow Cooke	2d.
	Wedow Blow	3d.
	Scyslye Sharplyn	2d.
	John Tayler	2d.
	Wedow Owtlawe	3d.
	Wedow Tomson, cobler	4d.
	Waste, for keypyng of Thomas Warram	9d.
	Thomas Tomson	4d.
	Thomas Tomson, for a chylde	8d.
	James Battell, a creple	8d.
St Lawrence	Johan Bery, wedow	12d.
	John Wetherow, for hys yonge chylde	10d.
St Stephan's	Wylliam Mydnall	4d.
	Thomas Cardon, for hys yonge chylde	6d.
	今週の支給総額}	28s.4d.

ii

f. 17r.

St Mary Tower	Johan Rooke, wedow	4d.
St Margarete's	Wedow Byet	2d.
	Thomas Harpam	4d.
	Wedow Collen	6d.
	Wedow Cocsedge	2d.
	Wedow Butler	1d.
	Wylliam Styver	2d.
	Wylliam Daye	4d.
	Edmund Haule	4d.
	Wylliam Thornell	2d.
	Wedow Thunder	4d.
	Wedow Barker	5d.
	Wedow Sudberye	2d.
	Robert Dameron	2d.
	Robert Jade	2d.
	Henri Ponyerd	6d.
	Wedow Sander <sup>1</sup>	4d.
	John Lee, at nurce with Carpynder	12d.
St Hellen's	Annes Elles, with Robert Smarte	4d.
	Anne Pawle's chylde, at nurce with Bryges	10d.
	Robert Bryges, for hymselfe	4d.
	John Pattryche	3d.
	Anne Goodynche	2d.
St Clemente's	Father Holmes and hys wyfe	12d.
	John Brunnyng, for keypyng a chylde	12d.
	Wedow Lese	3d.

注1 *Alias* Calgate (see previous account).

	Wedow Downyng	3d.
St Mary Kye	Wedow Nykolson	4d.
	Thomas Dele's wyfe	6d.
St Stephan's	Wylliam Mydnalle	4d.
	Thomas Cardon	6d.
St Lawrence	Johan Bery, wedow	12d.
	John Wetherow, for hys yonge chylde	10d.
<i>f. 17v.</i>		
St Peter's	Peter Rowland	10d.
	John Trycker	3d.
	Wedow Cutberd	10d.
	Rose Dutnalle	8d.
	Nykolas Pynchebacke, for kepyng a chylde	8d.
	Wedow Edwardes, at the Syckhowse	7d.
	Elyzabeth Wylllet, at the Syckhowse	7d.
	Wedow Balles, at the Syckhowse	10d.
	Clement Slokam, at the Syckhowse	8d.
	Johan Smythe, wedow	3d.
	Margaret Anderson, wedow	3d.
	Johan Abell, wedow	10d.
St Nykolas	Thomas Morfoole and hys wyfe	6d.
	Wedow Warner	3d.
	John Annes, for kepyng a chylde	10d.
St Mary Elms	Wylliam Brownyng, for kepyng a chylde	8d.
	Wedow Hunte	4d.
St Mathue's	Thomas Kyrbye	4d.
	Robert Foborne	4d.
	Wedow Symond	4d.
	Wedow Anthonye	4d.
	Annes Bele	3d.
	Wedow Cooke	2d.
	Wedow Blew	3d.
	Scyslye Sharplyn	3d.
	John Tayler	2d.
	Wedow Tomson and thre chylde	4d.
	Waste, for kepyng a chylde, Thomas Warram	9d.
This daye admytted	Wedow Tomson, late the tynker's wyfe	3d. <sup>1</sup>
	Thomas Tomson, for kepyng a chylde	8d.

注1 The original warrant from the bailiffs on her behalf still remains with the accounts:

‘To Henry Creme, Clarke’  
of the Commen Collection  
of the poore in Ipswiche.

Thes are to require you to paie out of the said Collection to [*Blank*] Tompson of St Mathewe's parishe, wedowe, a verye aged and impotent woman, wekelye, iijd., and that to begynne on Saterdaie next, and this shalbe your warrant in that behalf, this xix<sup>th</sup> of December, anno 1577.



Thomas Tomson, for hymselfe	4d.
James Battell, a creple	8d.
今週の支給総額}	29s.1d.

iii

f. 53r.<sup>2</sup>

St Mary Tower	Johan Rooke, wedow	4d.
St Margarete's	Wedow Byet	2d.
	Thomas Harpam	4d.
	Wedow Collen	6d.
	Wedow Cocsedge	2d.
	Wedow Butler	1d.
	Wylliam Daye	4d.
	Wylliam Styver	2d.
	Wylliam Thornell	2d.
	Wedow Thunder	4d.
	Wedow Barker	5d.
	Wedow Sudberye	2d.
	Robert Dameron	2d.
	Robert Jade	2d.
	Henri Ponyerd	6d.
Wedow Sander	4d.	
St Hellen's	Anne Pawle's Chylde, at nurce with Bryges	10d.
	Wedow Bryges, for hyrselfe	4d.
	John Partryge and his wyfe	3d.
St Clemente's	Father Holmes and hys wyfe	12d.
	John Brunning, for keping a chylde	12d.
	Wedow Lese	3d.
St Mary Kye	Wedow Downing	3d.
	Wedow Nykolson	4d.
	Thomas Dele's wyfe	6d.
St Stephan's	Wylliam Mydnall	4d.
	Thomas Cardon, for hys yonge chylde	4d.
St Lawrence	Johan Berye, wedow	10d.
	John Wetherow, for hys yonge chylde	10d.

f. 53v.

St Peter's	Peter Rowland	10d.
	John Trycker	3d.
	Rose Cutberd, wedow	10d.

---

Your frendes,  
 Jeffery Gylbard  
 John Moore  
 Bailiffes of Ipswich.'

2 This account has become detached from the book.

	Rose Dutnall, wedow	8d.
	Nykolas Pynchback, for keping a chylde	8d.
	Johan Smythe, wedow	3d.
	Margaret Anderson, wedow	3d.
	Johan Abell, wedow	8d.
Syckehowse	Wedow Edwardes	7d.
	Wedow Balles	10d.
	Clement Slokam	8d.
St Nykolas	Thomas Morefole and hys wyfe	8d.
	Wedow Warner	3d.
	John Annes, for keping a chylde	10d.
St Mary Elms	Wedow Hunte	4d.
St Mathew's	Thomas Kyrbye	4d.
	Robert Foberne	4d.
	Wedow Seman	4d.
	Wedow Anthonye	4d.
	Wedow Cooke	2d.
	Annes Bele	3d.
	Wedow Blew	3d.
	Scyslye Sharplin	2d.
	John Tayler	2d.
	Wedow Tomson, cobler	4d.
	Waste, for keping a chylde	9d.
	Thomas Gardner	4d.
	Wedow Tomson, the tynker	3d.
	Thomas Tomson, for hymselfe	4d.
	Thomas Tomson, for keping a chylde	8d.
	James Battell, a creple	8d.
	合計	25s. 8d.

### 3. 疫病貧民救済帳簿, 1579年の場合

f. 1r.

1579

In primis, to Brooke's wyf for iij days attendyng uppon the vesetyd houesses	3s.
Item, j li. candell	4d.
Item, to Smythe for wachyng and wardyng the 19 and 20 day with Sent Mathew's day in the mornyng	2s. 11d.
Item, to Bery for serten [canves.?] bought and dresyd for Cook	12d.
Item, to Fays for wardyng and wachyng the rest of Sent Mathe's day and that nyght	16d.
Item, to Loy for meddysons for the inffectyd housis	20d.
Item, for ij rakes of muttone	8d.
[Item,] j li. of candell	4d.
Item, mor to Loy for Cook and his womane	2s.
Item, mor to Loy for Waeke and his housold	2s. 6d.
Item, payd for bere	8d.
合計	16s. 5d. <sup>1</sup>

f. 1v.

Res[ <i>eived</i> ] the charge ageyne the 7 of Octo[ <i>ber</i> ]	
In primis, the same day for ij pyntes di. of butter	11d.
Item, whytynges	3d.
Item, egges	2d.
Item, aelle and candell and wood	7d.
Item, for Loy's man	1d.
Item, to Johnstone for bred and beer left unpayd by my naybor Bloyse	13d.
Item, payd to hyme mor the same day for bred and beere	11d.
Item, to Johnstone wardyng that day	8d.
Item, Thursday the 8 of Oct[ <i>ber</i> ] ij rakkes and one brest of muttone	14d.
Item, payd to Loy due in my partner Bloys his tyme	5s.
Item, hyme for a box for Waeke thatt day	4d.
Item, bred for Cuff	1d.
Item, one rak of muttone for hyme	3d.
合計	11s. 6d.

f. 2r.

Item, Fryday a qt. of butter	9d.
Item, egges	2d.
Item, whytynges	3d.
Item, payd for a li. of candell	4d.
Item, to Elkoke's wedow for the wyndyng of Crawforde's douter and to bryng her dowyne of the chamber	12d.
Item, payd for one lode of wood amonge theme	4s.
Item, xth of Oct[ <i>ber</i> ] for muskedene and caekes for Waek	3d.
Item, to Johnstone for wardyng Thursday and Fryday	16d.
Item, to Rubyn's wyf	4d.
Item, to Johnstone for iij faggettes	4d. ob.
Item, payd to him for brede and beer	2s. ob.
Item, for fyshe	6d.
Item, to Symonde's wyf for the vewe of Crawforde's douter	12d.
Item, one Sonedaye the 11 of Oct[ <i>ber</i> ] for ij rakes muttone and one chekean	9d.
Item, another rake for the sayd day	5d.
合計	11s. 8d. <sup>2</sup>

f. 2v.

Item, payd one Sonday for a li. of candell	4d.
Item, Monday for a brest of mutone, cakes, and mylk	6d.
Item, suger and senemyne	1d.
Item, mor mylk	1d.
Item, j li. watchyng candell	4d.

注1 The *summa* at the foot of each page of the MS. was apparently inserted later, the original compiler of the accounts merely having noted the total in arabic numerals in the margin. The amounts are the same in all but one instance (see below, p. 112, n. 1). Marginalia have been omitted here.

2 This is inaccurate. The correct total (13s. 6d.) is given in the margin of the MS.

Item, Johnstone for bred and beer for iij days for Cook and Waeke	3s. 8d.
Item, to Johnstone for wardyng iij days	2s.
Item, to Ruben's wyf for watchyng with Wake ij days and ij nyghtes	8d.
Item, one brest of mutone for Cook	5d.
Item, a leg of mutone for Cuff	3d.
合計	8s. 4d.

f. 3r.

Item, this day the 13 Octo[ber] due to the womane for attendyng one the vesettyd howses viij days	8s.
Item, for prewysn suger for Wake	2d.
Item, one Wedynsday one qt. of butter	9d.
Item, plays and oysters	4d.
Item, for mylk, salt, and candell	8d.
Item, to Johnstone for bred and beer sethens Tuesday mornyng	3s. 1d.
Item, to him for wardyng Tuisday for wardes	16d.
Item, Thursday begone the agreement for this week to come to Waek for v in his hous	5s.
Item, to Cook for himself, his womane, and his chyld	3s. 1d.
Item, to Rubyn's wyf	14d.
Item, to Cuff	2s.
合計	25s. 6d.

f. 3v.

Item, payd to the Wedowe La[?] and lent to Cuff	10d.
Item, to Johnstone for wardyng Thursday, Fryday, and Satterday	2s.
Item, payd to Gylson for helpyng the corse to cherch	4d.
Item, payd for sawlte for Wake	4d.
Item, mor to Cook for his relefe this wek past	12d.
Item, for Waeke's releef	6d.
Item, to Johnstone the 21 Octo[ber] for wardyng Sunday, Monday, and Tuisday	2s.
Item, the 22 of Octo[ber] to Wake for the week foll[ow]yng	5s.
Item, to Cook the same day for the week fol[low]ing	3s.
Item, to Ruben's wyf for the week fol[low]ing	14d.
Item, to Cuf for the week fol[low]ing	2s.
Item, to the womane for viij days attendyng uppone theme	8s.
合計	26s. 2d.

f. 4r.

Res[eived] the charg ageyne the 16 of Dec[ember] <sup>1</sup>	
In primis, the same day to the Wedowe Elcoke for her and her chyld	3s. 6d.
Item, to Gilson's wyf, her keper	12d.

注1 This should probably be 'Nov[ember]'.

Item, to the woman that attendyth uppone the vysetyd houses, due to her for viij days, with the other above sayd sums, in my partner Bloyse time	5s. 4d.
Item, to Waeke 19 of No[ <i>vember</i> ] for himself, his wyf, and iij chyldern	5s.
Item, to Cooke the same day for himself his woman, and chylde	3s.
Item, to Good[ <i>ynch?</i> ] wyf	14d.
Item, the same day to Cuff and his wyf	2s.
Item, the 23 of No[ <i>vember</i> ] beyng Monday, to the woman that attendyth appone theme, for viij dayes at iiijd. the day	2s. 8d.
合計	23s. 8d.

*f. 4v.*

Item, the 25 of No[ <i>vember</i> ] to the Wedow Elkoke for vj dayes	2s.
Item, to Gylson's wyf, her keper	12d.
Item, the 26 of No[ <i>vember</i> ] Johnsons for xj days wardyng	3s. 8d.
Item, to Waeke the same day	2s.
Item, mor to hyme for his relef	12d.
Item, Thursday the 26 No[ <i>vember</i> ] to Cuff and his wyf for 8 days	18d.
Item, the 29 No[ <i>vember</i> ] to the woman that attendythe for viij dayes	2s. 8d.
Item, the 3 of Dec[ <i>ember</i> ] to Cuf	18d.
Item, the same day to the Wedow Elkoke	20d.
Item, to Gylson's wyf, her keper	12d.
合計	18s.

*f. 5r.*

Item, the 5 Des[ <i>ember</i> ] to Wake	2s.
Item, to his wyf	12d.
Item, to the Wedow Elk[ <i>ok</i> ], 9 Dec[ <i>ember</i> ]	20d.
Item, to Gylson's wyf, her keper	12d.
Item, to Cuff the same day	18d.
Item, to the woman that attendyt uppone them	2s. 8d.
Item, the same day to Waek	2s. 6d.
Item, mor to him for his reliefe the 13 of Dec[ <i>ember</i> ]	8d.
Item, Wednesday the 16 of Dec[ <i>ember</i> ] to Waeke	2s. 6d.
Item, the same day to Cuff	12d.
Item, to the woman that attendythe uppone theme for viij days	2s. 8d.
Item, the same day to the Wedow Elkok	20d.
Item, to Gylson's wyf, her keper	12d.
合計	21s. 2d. <sup>1</sup>

*f. 5v.*

Item, the 21 of Dec[ <i>ember</i> ] to Waeke	2s.
Item, one Christmes evene beyng the 25 Des[ <i>ember</i> ] to the Wedo Elcok	20d.
Item, to Gilson's wyf, her keper	12d.

注1 This is inaccurate. The correct total is £1 1s. 10d.

Item, to the woman thatt attendyth uppone them	2s.
Item, to Clube	8d.
合計 7s. 4d.	
総計 totalis 8 li. 9s. 9d. <sup>1</sup>	

4. 疫病貧民救済帳簿, 1585-6年の場合

*i*

1585

*f. 268v.*

Imprimis, paid by certen warrantes to Roger Bower for his relief in prison at the sute of Samuell Johnson	2 li.	8 s.	[0]d.
Paid Katherin Powlton for chardges of certen poore people that were lodged in hur howse		7 s.	7 d.
Paid Harry Gybbes the 28 of August for soe much mony laid out by him to the infeccted people in the lane		19 s.	
Paid Nicholas Crane the first of September for mony payde by him to the sicke people in the lane	3 li.		
Paid Edward Cage the 5 <sup>th</sup> of September for mony laide out by him (as aparethe by the bill) in the southe warde, some	1 li.	1 s.	6 d.
Paid Fayerwether for 26 deales for to inclose the lane at 8d. the pece		17 s.	4 d.
Paid for carriage of them		1 s.	

*f. 269r.*

Paide Harry Gyppes to be delivered over unto Hewe Androwes to be employed uppon fysycke amongst the sycke people in the lane	1 li.		
Paide the 8th of September to Cristofer Warde for soe muche payde by him amongst the people in the lane	2 li.	19 s.	2 d.
Paid the sexten of St Mathewe's for beryalls		4 s.	10 d.
Paid for norsinge of Nelkyn Glyde's childe		1 s.	2 d.
Paid for carieng of the stockes to the lane		6[s.]	6 d.
Paid Hercules for his chardges of fysicke		9 s.	4 d.
Paid Thomas Knappe the 20 <sup>th</sup> of September for mony laid out by him in the southe warde	2 li.	9 s.	1 d.
Paid Christofer Warde the 25th of September for mony laid out by him in the lane	4 li.	[0s.]	4 d.
Paid the 26 of September to Robert Barker for mony laide out in the southe warde	1 li.	15 s.	
Paide Bastian Man the same daye for mony laide out by him in the lane	3 li.	12 s.	
Lent Phillip Newton by Mr Baylyffes' commaudent, the some of	2 li.		

注1 This should be £8 12s 3d.



Paid Loffkyne for his chardges lokinge unto the sicke people, as apeareth by his bill	2 li.	18 s.	
Paid Christofer Parker for vinigar		2 s.	
Paid Hercules the 29 of September for another bill of fysycke		18 s.	8 d.
合計 33 li. 7s. 10d. <sup>1</sup>			

ii

1585-6

f. 285r.

	li.	s.	d.
Paide William Jefferye the seconde of October anno 1585 for mony disbursed by him amonge the sicke and infected persons in the sowthe warde	3	17	3
Paide Christofer Warde the same daye for mony layd out by him in the lane	2	11	6
Payde the 30 of October to Browne, dogkiller, for killinge of 17 doges		5	8
Payd Lufken the 4 of October as a further gefte geven him by the towne		10	0
P[ai]d for 2 pottes that he used for his drinckes		1	10
Payde Nicholas Crane for mony laide out by him in the lane the eighte daye of October	3	10	2
Paid Thomas Knappe the 9 of October for mony layd out by him in the sowth warde	3	14	0
Paid the dogkiller for killinge 31 dogges		10	4
Paid Christofer Warde for mony layd out by him in the lane the 15 of October	2	8	0
Paide Robert Barker that same daye for mony layde out by him in the sowthe warde	2	14	0
Lent Phillipe Newton the 16 of October by warrante, the somme of	1	0	0
[Margin] A byll			
Payde Thomas Knappe the 17 of October for monye layde out by him in the sowthe warde	2	17	0

f. 285v.

Paide the sexten of St Mathewe's for berialls		7	6
Payd Oliver Cowper the same daye for mony laide out by him in the lane	2	8	0
P[ai]d William Jefferye the 25 of October for monye layde out by him in the sowthe warde	2	1	0
Payde Nicholas Crane the same daye for monye layde out by him in the lane	1	15	0
Paide the firste of November by warrant towardses the releyffe of Estalle's children		5	0

注1 The correct total is £31 10s. 6d.

Payde for 3 bookes for order of the plage		1	0
Paide Nicholas for Crane monye layde out by him in the lane the 6 of November	1	2	2
P[ai]d Wm. Jefferye the same daye for mony layde out by him in the sowth warde	2	9	6
Paide to Stanbroke			8
Payd Nicholas Crane the 13 of November for monye layde out by him in the weste warde	1	4	0
Payde William Jefferye the same daye for monye layde out by him in the sowth warde	1	17	2
Paid Nicholas Crane for the releffe of the Wedowe Carver, the somme of 合計 38 li. 10s. 9d.	1	0	0

Payde to the infected persons

	li.	s.	d.
Payde Coole of Seynt Margette's the 23 of November		6	0
More for beringe of 3 children		4	6
Payd for 3 graves makinge		js.	6
Paide to Master Jefferye the 23 of November for monye layde out by him in the sowthe warde	1	10	4
P[ai]d for charges in the weste warde		17	0
Lent Phyllip Newton by warrante to be p[ai]d ageine att requeste	1	0	0
Paide William Loye for pottycarye stufe d[elivere]d to Cornel- lys the 26 of November for the use of the poore and infected persones	3	6	8

f. 286r.

Paide the firste of December to Nicholas Crane for monye layd out by him in the weste warde		13	6
Payde the same daye to Wm. Jefferye for mony layde out by him in the sowthe warde	1	10	6
P[ai]d Mother Leame the 3 of December for lokinge to Luffe's wyefe			6
Payde the 10th of December amongste the sicke and infected persones, as apere by a byll	1	15	3
Payd Cornellys for certen drinkes that he gave to the infected persones	5	0	0
P[ai]d the 18 of December to Wm. Loye for poticary stufe	5	0	0
Payde and delivered amongste the infected persons from the 18 of December in '85 tell the 10 of Jenuarye followinge, as apperethe by a byll	2	11	4
Payd Lawrance Trosse the 11 of Aprill for mony dis- bursed by him to Daniell Coole		8	0
Payde Daniell Coole, as appereth by a warrante		5	0
Payde for bringinge the dealls from the lane 合計 24 li. 10s. 7d. <sup>1</sup>	0	0	0

## V 貧民調査表, 1597 年の場合 A Census of the Poor, 1597

地方自治体が有効な救貧政策を立案するためには、直面している問題の全容を知り、それに対処するために必要な地域社会の財政負担を概算すべきであることは明白である。特に大都市ともなれば、こうした予備調査として全貧民住民を対象とした人口調査が行われ、そこには生計の手段も含んだ個人情報に掲載されることが求められる。ところが、こうした調査結果はほとんど保存されていないのが現状である。歴史的な重要性にもかかわらず、研究対象としてあまり発表されていない。よく知られているのは、ノリッチ市が救貧制度を再構築するための前準備として、1570年に2300人以上の男性、女性、子どもを対象に行った包括的な調査である。

イプスウィッチの人口調査はエリザベス朝時代から市の公文書保管所に残っている唯一の資料である。かなり包括的ではあるが、ノリッチ市の調査ほど大々的なものではないと思われるかもしれない。16世紀に存在した12教区のうち、9教区について調査した結果が4つの個別の表、つまり(i) St Nicholas (ii) St Matthew, St Mary Elms (iii) St Mary Tower, St Lawrence, St Stephen (iv) St Clement, St Mary Quay, St Mary Stokeにまとめられている。5番目の表にはSt Helen, St Margaret, St Peter教区の貧民についての詳細が記録されるはずだったのだろう。しかし、こうした欠落があるにもかかわらず、社会階層の底辺を構成している人々の特徴を明らかにした功績は大きい。

その人口調査には日付が記されていないが、一緒に保存されていた帳簿と同時代の物であることは明らかである。実際、1597年10月に調査されたと考えるのが妥当だろう。社会立法の重要な条例の根拠となる貧民に関して、このころ議会の議論が急速に進展している。1597年10月4日、イプスウィッチの参事会員 portman と評議員 councillor は「市民を調査して、身体の不自由のために働けない貧民、労働可能な貧民に分類し、認定する必要がある」ことに同意している。

現存する原稿資料は、はっきりと原本であることがわかる。乱雑な記載や判読不能な部分だけでなく、調査後に書き加えられた記載も多く、また記入欄の配列も読者にとってはわかりやすいものではない。いくつかの修正箇所が見受けられる原書のコピーと資料の表を以下に示す。

---

注1 This is the amount which is carried forward in the accounts, although the payments, as they stand, total £24 10s. 1d. Perhaps sixpence was inadvertently omitted from the last entry.

ST CLEMENT'S

Household	Number of persons	Occupation	Number of males	Number of females	Remarks
Common house	30	A collier	3	5	
John's house	40		2		
John's house	17	groom			
Common house	46	tailor	2	7	groom
John's house	32	tailor		5	
John's house	56	smith	14	13	groom and maid
John's house	45	smith	4	3	
Common house	40	cook	4	13	groom
John's house	40		3	1	
John's house	66	tailor	2	12	an infant
John's house	80	tailor	7		groom
Common house	46	groom	3	16	groom
John's house			15	10	to son
Common house	52	groom	4	2	14 grooms, 10 to son
Common house	50	groom	1	20	groom and maid
Common house	66	groom			
Common house	70	groom	1	14	groom
Common house	36	groom			
Common house		groom	2		

A PAGE FROM THE CENSUS OF THE POOR (ST CLEMENT'S PARISH), 1597

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

原書のコピーの続きの表

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Richarde Mimpres, 労働可能 妻, 労働可能	35 40	Taylor Picke woolle		4	10 7 5 2	Picke woole Tose wooll	4d. 3d.		Worke Clothinge
未亡人 Brande, 労働不可能, 収容	50	Picke woole	16d.	5	9 6 4 3 1	Burle	12d.	16d.	Clothinge Firinge

ST NICHOLAS PARISHE

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
An Thaxter	54	Knitt hose		2	12 9	Knitt hose		8[d.]	8d. Clothing
Robart Edwards, 労働不可能 妻, 労働可能, しかし最近病気	40 30	A scherman		2				8[d.]	12d.
John Tassell, 労働可能 妻, 労働可能	40 50	Poldaveis weaver		4	8 6 4 2				Worke 4d.
Robinson, 労働可能 妻, 育児に忙しい		A knacker		4					12d. Clothing Firing
Symon Blith, 目が不自由 妻	65 60			2	8 8			10[d.] 8[d.]	12d. Firing
An Jacksonne, 未亡人	60	Gather russes						6[d.]	6d.
未亡人 Goffe	40	A sewster		4	14 13 5 2	Seweth		4[d.]	12d.
John Wilson 妻		Laborer Spin woll	2s.	3	7 5 2	Spinne			6d. Wheles and cards
Reynald Cleark 妻	65 40	Tayler		2	14 12			8[d.] 8[d.]	8d. Firing
An Martin		Spin flax						8[d.]	8d.
An Parram	46							8[d.]	6d. Want whele
Jone Browne	65	Picke wull							8d.
未亡人 Carick, 労働可能	60	Spin woll		3	13 12 7			6[d.]	6d. <sup>1</sup>
未亡人 Lurkin, 労働可能	40	Spin flax		1					4d.
John Wilkenson, 労働可能 妻, 労働可能	50 40	Laborer Spine hose yarne		3	3 2 1				8d. Clothing Firing

<sup>1</sup> Arithmetical jottings written in this column in another ink have been omitted.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
William Aggas 妻	65 40	Sherman Spine flaxe		2	7 3				6[d.] Clothing Firing
Petter Barren, 労働不可 能 妻, 労働可能	80 65	A brewer A keper of women						8[d.]	8[d.]
James Coo, <sup>1</sup> 労働不可 能 妻	70 65	A carpenter Spin thred						12[d.]	16d. Firing
Old Frize, 労働不可 能 妻	80 60	A cobbler Spinne						12[d.]	18[d.] Firing
未亡人 Toplif, 労働可能	50	Pick woll		1	15	Knit		6[d.]	6[d.] Firing
未亡人 Fortune, 労働可 能 <sup>2</sup>	40	Daily labor		2	10 8	Knitt			4[d.] Firing

Sum 14s. 8d.<sup>3</sup>

<sup>1</sup> In the MS. 'beadle' struck out.

<sup>2</sup> At the end of this column are arithmetical jottings in another ink which have been omitted.

<sup>3</sup> This section is followed by about five and a half ruled pages without entries, after which there are eighteen names (together with another, struck out) arranged in four groups and written in the same hand. Presumably these men were the census officials viz.

'Mr Mydnall, Mr Martin, Mr Ashley, Marmad[uke] Browne, Edmund Day, John Fulcher; Mr Goodinge, Mr Glascock, Mr Carnaby, Mr Humphry, Jno. Humphry jnr.; Mr Barker, Rob[ert] Knapp, George Acton, Step[hen] Serson; Mr Cage, Mr Huntinge, Step[hen] Gree[n]wich.'

#### ST MATHEWE'S

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
An Taylor, 未亡人, 労働 可能	50	Spinner	12d.	3	10 8 6	Sp[i]nne	8d.	6d.	Wheile 1 Cardes 1 <sup>1</sup> Wollen } 4 <sup>2</sup> Lynen }
Cisley Sharpling, 労働不 可能	60							8d.	1s.
未亡人 Gouldsmith, 労働 可能 woman	56	Spine	6d.	2	17 12	Spinne Scholer	8d.	6d.	Clothing Bedding Cardes
未亡人 Fletcher, 労働可 能	66	Knitt	4d.	1	16				
An Morris, 労働可能 woman	46	Spinne on the rock	12d.	4	15 10 9 3	All rocke work	8d.	6d.	Firing Clothing { Lynen Wollen } Bedding One whele Teaching One paire of cardes
Morfull, 労働可能 妻, 労働可能	60 52	Carpenter Maker of buttens	2s. 6d.	1	7	Schole			Firing Clothes Bedding Discipline
William Clarke, 労働可 能 man 妻, 労働可能	62 60	Laboring man Sp[i]nner	18d. 6d.	1	14	Scholler		6d.	Firing Clothing: Lynen Wollen Beding

<sup>1</sup> In the MS. followed by a small cross.

<sup>2</sup> Or perhaps another cross.



十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Marie Wysome, 労働可能	42	Rock sp[inn]ing Knitting	6d.	1	8	Lerni[n]g to knit		4d.	Firing A wheele and teachin[g] and cardes
Alice Clarke, 労働可能 woman	43	Rock sp[inn]inge	12d.	2	12 10	Knitters both	8d. 8d.		Firing Bedding Clothing ij Wheels Cardes Teachinge
未亡人 Broune, 重病	38	Somtyme sewing Knitting	2s.	3	10 7 3				Firing Clothing Bedding Everie thing belongs unto Mr [Firth ?] 1 Wheele
John Hart, 労働可能 man	55	Weaver wolle	2s. 5d.	2	17 6	Weave	2s.		Firing Releife
Henrie Taylor, 労働可能 妻, 労働可能	60 50	Laborer Spine	16d. 6d.					4d.	Firing Lynnen Bedding A paire of cardes
James Swale, 労働可能	60	Cobler	9d.						Firing Clothinge
Richard Oliver, 労働可能	80	Laborer	6d.					6d.	Hath nothinge Clothing and releife
Henrie Haule, 労働可能 妻, 労働不可能	57 60	Tayler	2s.	1	7			6d.	Worke Firing Lynen Releife
Father Herley, 労働可能	70	Laborer	12d.					6d.	Bedding Clothes Mattock [Sholve ?]
Francis Bright, 労働可能 妻, 労働可能	47 53	Taylor Spinner	2s. 20d. <sup>1</sup>	1	13	Knitter	10d.		Worke Diligence Discipline Wheele
Jane Birde, 足が不自由	60							10d.	Firing Releife Lynnen
An Gilson, 労働可能	42	Worke drudge [?] in houses	4[d.]						Firing Clothes <sup>2</sup> Bedding
未亡人 <sup>3</sup> Tompson, 労働 可能	69	Spiner woll	6d.	1	13	Spiner	4d.	hir[self ?] <sup>4</sup> : 8d. hir childe	<sup>5</sup>
William Tompson, 労働 可能 妻, 労働可能	30 50	Sawer Rock spiner keping [noe ?][?]	2s. 6d.	2	7 5	Spiner	1d.		Firing  Clothes

<sup>1</sup> In the MS. corrected from '12' by the original writer.

<sup>2</sup> Word repeated in the MS.

<sup>3</sup> In the MS. followed by a large cross.

<sup>4</sup> In the MS. preceded by '6d.' struck out.

<sup>5</sup> In the MS. 'Firing, Payre cardes, Clothes' struck out.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
William Wast, 労働可能 妻, 足が不自由	60	Wever	2s.					8d.	Releife 6[d.] more
未亡人 Podd, 労働可能 妻, 労働可能	40	Working in [houses ?] She can spine	10d.	3	12 10 8	Scholler Knitter	4[d.]	6d.	Wheile Cardes Clothes for child[ren]
Barnard Knatt, 労働可能 妻, 労働可能	40 26	Twill weaver Helpeth him in his work	3s. 12d.	4	6 4 3 1	Windeth quiles	2d.		Firing Stock at xxs. to set himselfe a-worke
Margaret Bens, 労働可能 未亡人 Harvie, 労働可能 未亡人 Rose, 労働可能	60 30 53	Spining Rock spiner Knitter	6d. 8d. 2s.	1 3	 4 14 12 10	 Knitters all	 12d.		Firing Cardes Firing Firing 12d.
John Skidiner, 労働可能 妻, 労働可能	60 54	Cobler Gardiner	12d. 6d.	3	14 12 9	Sowe Schollers	4d. <sup>1</sup>		Discipline ij Wheels Cardes Teachinge
Thomas Gudding, 労働可能 妻, 労働可能	50 4[] <sup>2</sup>	Lieth in the gaile Rock spine	3s. 6d.	3	10 5 8weekes				Firing Clothinge Discipli[ne] Bedding

<sup>1</sup> In the MS. '8d.' struck out and '4d.' substituted in the same hand. <sup>2</sup> Second figure missing.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
George Pissie, 労働可能 man 妻, 労働可能	34 60	Laborer Rock spinning	18[d.] 4[d.]	1	19	Laborer	8d.		Firing Discipline
Edmund Baule, 労働可能 妻	40 37	Butcher Knitting for hir [reyte ?]	12d.	3	5 3 di.				Firing Discipline for his wife Stockardes or wheele [?]to occupie with it
William Clarke, 労働可能 妻, 労働可能	60 56	Laborer Spinne iersie	2s. 4d.	1 (Lame)	20	Begs			Firing Clothes Releife 12[d.]
George Bales, 労働可能 妻 未亡人 Bridges, 労働可能 未亡人 Michael, 労働可能	70 63 60 80	Smithe Mend clothes Rock spinning Rock spiner	 16[d.] 6d. 6d.						Discipline Firing Clothes Releife 6d. Firing Clothes
Rowland Broune, 労働可能 man 妻	23 32	Laborer Spinne, but she doth nothing but tend to her children	3s.	2	1 di.				Firing Clothing-1 Bedding
Sam Sterie, 労働可能 妻, 労働可能	47 38	Paynter Rock spine	2s. 6d. 4d.	4	11 8 5 2	Spine Spine	4d. 3d.		Firing Clothes for her children Releife

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Thomas Pascal, 労働不可能	80							6d.	Firing <sup>1</sup> Clothes
妻, 労働可能	55	Rock spin	6d.						Releife 18[d.]
William Wilbie, 労働可能	40	Roote laborer	3s.		12 10 8 6 4	Laborer Laborer	8d. 6d.		Firing Clothes:Linen Wollen
妻, 労働可能	42	Tend hir children		7	2 2				Discipline for him and releife for the rest 1 Wheel Cardes
未亡人 James, 労働可能	44	Vitteller	12d.		16 12 9 6	Labor Knit Scheller Scheller	8d. 4[d.]		Firing <sup>2</sup> ij Wheels Cards Teachinge
John Gilding の妻, 労働可能	32	Spinne	4d.	2	5 6wekes				Firing Releife 10d.
Mathew Lerken, 労働可能	46	Sawer	2s.						Firing Clothes Bedding 8d.
妻, 労働可能	50	Spiner	8d.	1	5	Begs			
未亡人 Bower, 労働可能	56	Spiner Picke wolle	6d.	1	26	Spiner (Rock)	6d.		Firing Cardes Whee

<sup>1</sup> In the MS. followed by a small cross.

<sup>2</sup> In the MS. followed by 'Clothes', struck out, and a small cross.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
未亡人 Alderman, 労働可能	65	Spinne	4d.	2	20 16	Knitters both	8d. 6d.		Firing Payre cardes 1 <sup>1</sup> Wheles Clothes <sup>2</sup>
William Webster, 労働可能	50	Carpenter	3s.		20 18 12 9	Sp[ <i>i</i> ]nner Carpenter	6d. 12d.		Firing Discipline
妻, 労働可能	53	Spinne (Rock, Wheele)	4d.	4					
Bartholomew Warner, 労働可能	63	Laborer	12d.		12 11	Spiner: Rock Wheile	4d. 4d.		Firing Clothes Payre cardes 1 Wheele
妻, 労働可能	63	Spiner (Rock)	6d.	2					
John Taylor, 労働可能	60	Laborer	16d.		12 10	Knit both	2d. 1d.		Firing Clothes ij Wheels Cards Teaching
妻, 労働可能	74	Knitt	4d.	2					
Francis Gooding, 労働可能	37	Taylor	3s.		7 5				Firing Worke
妻, 労働可能	30	Helpeth him	16d.	2					
Peter Dawten, 労働可能	27	Ioyner	3s.						Firing Worke 1
妻, 労働可能	20	Spiner	6d.	1	20wekes				
Rebecca Wathwhat, 手足が不自由	21	Knitt	12d.						Firing Clothes <sup>3</sup> Bedding 10d.

<sup>1</sup> In the MS. '1' is ambiguously placed and may refer to 'Wheles'.

<sup>3</sup> In the MS. there is a small cross over this word.

<sup>2</sup> In the MS. followed by a small cross.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
未亡人 Corner, 労働可能	51	Pick woll Spinning woll (Wheile, Rock)	6d.	3	15 14 13	} Knitters [Setteth ?] wyre	20d. 6d.		Firing Paire cardes 1 Wheel 10d.
未亡人 Rouke, 労働可能	48	Pick and breake woll	8d.	2	14 12	Knitt Pick woll	11d. 3d.		Firing Worke A pare of stocck[?] A paire st[?] <sup>1</sup> Wheels

<sup>1</sup> The MS. is torn.

### ST MARIE ELMS

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Ambros Galla[ <i>n</i> ]t, 労働可能 <sup>1</sup>	40	Porter	20d.	4	7 6 3				Firing 1 Wheele Cardes Teaching Releife 12[ <i>d.</i> ]
妻, 労働可能	34	Knitt			5 qtr.				
Richard Broner, 労働可能	70	Cobler	<sup>2</sup>			<sup>3</sup>			1s.
Thomas King, 労働可能	50	Sherman	3s.	5	18 14 12	Birle	6d.		Firing Worke Hendles Sheres <sup>4</sup> 6d.
妻, 労働可能	46	Birling Picking	12d.		7 6				

<sup>1</sup> With the exception of all but the first of the 'wantes', the whole of this entry is repeated on the last page of the book in which the parish census is written.

<sup>2</sup> In the MS. '3s.' and an illegible sum struck out.

<sup>3</sup> In the MS. there is a large cross.

<sup>4</sup> In the MS. 'ij Wheels', 'Is.' and an illegible word struck out.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
未亡人 Norman, 労働可能	50	Spiner	16d.	1	3				8d. Releif
Richard Clark, 労働可能	35	Laborer	3s.	3	5 3				Firing 6[ <i>d.</i> ] <sup>1</sup>
妻, 労働可能	35	Rock spiner	4d.		di.				
John Becket, 労働可能	34	Carpenter	3s.	4	13 11 9	Soe maie as much helpe hir <sup>3</sup>			Firinge Stock Cardes 6[ <i>d.</i> ] <sup>4</sup>
妻, 労働可能	48 <sup>2</sup>	Breek wooll	3s.		7				
Tooskris <sup>5</sup>		Sherman							6[ <i>d.</i> ]
未亡人 Richarde									6[ <i>d.</i> ]

<sup>1</sup> In the MS. preceded by '8d.', struck out.

<sup>4</sup> In the MS. preceded by '12[*d.*]', struck out.

<sup>2</sup> In the MS. corrected from '37' by the original writer.

<sup>5</sup> The last two entries in this parish were added later.

<sup>3</sup> *Sic* in the MS.

### ST MARY TOWER<sup>1</sup>

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Anne Cumberland, 未亡人, 労働不可能	55 years			One girle	17	She canne knitte	Six pens by the weeke	6d.	
Robert Michaelwoode, 病床 妻, 体調良好のとき労働	44 yeares 40	She spinneth shoe thred	12d. the weeke	One girle	9	She goeth to schole		10d. by the weeke	

<sup>1</sup> 'Peter Imglsh' is also included in this parish census, but in the MS. his name has been bracketed and no other information is given.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Anne Nottingham, 未亡人, sound	50	A semster	6d.	One girle	10	She goeth to knettinge schole		10d.	
未亡人 Baye, 病氣		Souster							

S[T] LAWERENCE

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Richard Loft, 体が不自由, 労働不可能	45 <sup>1</sup>	Nothinge						6d.	
Joane Smith, 未亡人	70	She spinneth browne thred	6d. by the weeke					4d.	
Helene Fisher, 未亡人	37	A semster	12d.	2	The some 9 The girle 11	He goeth to schole She goeth to knitting schole			

<sup>1</sup> In the MS. corrected from '55' by the original writer.

S[T] STEPHEN'S

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Elizabeth Grimstoune, 未亡人	27	She maketh boane lace	9d.	3	7 3 2 and halfe	She goeth to knitting schole		6d.	
Tomas Dorill and 妻	80 60	She spinneth	6d.					12d.	
Michaell Kinge and 妻	60 30	A laborer She spinneth wollen	6d.	3	6 3 1	The <sup>1</sup> begge			

<sup>1</sup>A slip for either 'She' or 'They'.

[ST CLEMENT'S]

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Ralfe Moore, 足が不自由	60			5	23 18 16 14 12	} Knyttinge A boye		2s. 2s.	Of the towne Of Mr [Offeld ?] weeklye 3s. 2[d. ?]
His wyffe, 労働可能	58	And knyttythe							
Mother Ingram	80	Spyne and carde						8d.	12[d.] <sup>1</sup>

<sup>1</sup> In the MS. preceded by '14[d.]' struck out.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Thomas Smethe 妻 (二人とも体が不自由で 労働不可能)	86 70	Spyne and carde		1	30	Spyne and carde		10d.	Of Mr Tooli's gyfte ijs. <sup>1</sup>
Agnes Curtis, 足が不自由	66							4d.	20[d.] <sup>2</sup>
Thomas Elsame, 足が不自由	60								20[d.]
妻, 労働可能	50	Spynn and card							12[d.] <sup>3</sup>
Mother Forde, 未亡人	70	Picke occame	8[d.]					4d.	12[d.]
Mother Bunche, 未亡人	70	Pycke occam	8[d.]						12[d.]
Robert Mane, 労働可能	50	Laborer	3s.		11 10	Knyttythe A skoller	iiijd.		ij Wheels Cards
His wyffe, 労働可能	38	Sowe and knytt		5	8 4 2	} Idell			Teaching 8[d.] <sup>4</sup>
Ward, 未亡人	44			2	5 3				12[d.] <sup>5</sup>
Hewghe Patrycke, 労働可能	80	Pycke occam	8[d.]					11d.	12[d.] <sup>6</sup>
妻, 労働可能	60	Pycke occam	12[d.]						
Thomas Baxter, 労働可能	40	Butcher		2	3 1				Whell and cardes
妻, 労働可能	36	Spyne and card							8d.

<sup>1</sup> In the MS. followed by a superscript 'd'.

<sup>4</sup> In the MS. preceded by 'Relief[<sup>2</sup>s.], struck out.

<sup>2</sup> In the MS. preceded by an illegible sum, struck out.

<sup>5</sup> In the MS. preceded by '18[d.]', struck out.

<sup>3</sup> Perhaps one of these amounts should have been struck out.

<sup>6</sup> In the MS. preceded by '20[d.]', struck out.

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Ellen Howldernose, 未亡人	34	Semster		2	10 8				Want worke ij Wheels Cardes Teaching
Suzan Blage, 未亡人	40	Knyttythe		1	10	Knyttythe		6d.	1 Wheele Cards Teaching at home 12[d.]
Arnold, 未亡人, 労働可能	50	Pycke occame	6[d.]	2	17 12	Knyttythe To skoole		6d.	12[d.] 1 Wheele Cards Teaching
Thomas Barns	50	A cobler		3	5 3 2				18[d.]
妻, 足が不自由	40								
Eade Hodge, 少年	17	Idell							Discipline
Thomas Moore, 労働可能	46	Tayler		2	7 5	Idell			Wantes work 1 Wheele Cards Teach[ing]
妻, 労働可能	32	Tayler							
William Burdall, 労働可能	56	Smethe		4	14 13 8 3	Spyne and carde			Wantes work 12[d.] <sup>1</sup>
妻, 労働可能	45	Spyne and card							

<sup>1</sup> In the MS. preceded by '6[d.]', struck out.



十六世紀イギリス旧救貧法の成立（五）（大場四千男）

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Larens Hulynge, 労働可能 妻, 労働可能	40 40	Cooper		4	13 5 3 1	Knyttythe			1 Wheell Cardes Teaching 12[d.]
Robert Ballye 妻, 労働可能	66 50	Tayler Tayleres thred		2	12 7	An inocent Idell			Want work 1 Wheele Card Teaching 8d.
Eme Daye, 未亡人, 労働可能	46	Knyttythe		3	16 15 10	Knyttythe To sea			ij Wheels Cardes <sup>1</sup>
Thomysinge Nowell, 未亡人, 労働可能	52	Pycke occam	4[d.]	2	14 10	Knytt Skoole to knyt	8d.	6d.	ij Wheels Cardes Teaching 12[d.] <sup>2</sup>
Margrett Powell, 未亡人	50	Dresse hemp		1	28	Hathe had a child and spyne			
Agnes Rytchman, 足が不自由, 未亡人	66	Some small releffe wyll suffyse							8d.
Fynne, 未亡人, 労働可能	70	A woman's keper		1	14	Idell			1 Wheel Cardes Teaching
Jane Nayler, a newcomer, 労働可能, from Great Wallyngfeld	36	A good teacher to spyne all kynd of woole							
Hewge Russell, a newcomer from Burpet, in Dorsetsher 妻, 労働可能		The chiffe workman of ropmakeres		2					

<sup>1</sup> In the MS. '6[d.]' and 'vjd.' struck out.

<sup>2</sup> In the MS. preceded by '5[d.]', struck out.

ST MARY-AT-THE-KEYE

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Robert Dyxon, 労働可能	28	An inocent							18[d.]
2 sturдые maydes, the children of Jno. Mynter	26 24	Spyne of rocke Helpe to washe							Discipline Stocke
Robert Halle, 労働可能 妻, 労働可能	56	Paynter		6		Idell			Discipline ij Wheels Cardes Teachinge 18[d.]

STOKE

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Greg[ory] Nelson 妻	32 32	Laborer Spin of the rocke	8d.	4	8 6 3 1	Begge			ij Wheels Cards Teaching

名前と状況	年齢	職種	賃金	子どもの数	年齢	職種	賃金	救済金	望むもの
Hen[ry] Wiseman 妻	30 31	Bricke stryker laborer Spine of the rock		2	6 2				1 Wheel Cards Teaching
未亡人 Dikes	50	Pick wooll		2	11 7				ij Wheels Cards
Rob[ert] Dearinge 妻	35 34	Laborer Beg		4	14 6 4 2	Bege			ij Wheels Cards Discipline
John Doo 妻	60 50	Laborer Spinn		1	4	Beggs			1 Wheele
John Westarp 妻	40 50	Spinn and carde							Discipline
Mich[ael] Hawfin 妻	40 39	Cooper Spinn of the rocke		3	7 3 1				
George Pyssys 妻	50 50	Laborer							1 Wheele Cards
未亡人 Mann	32	Spinn and carde		2	4 2			4[.]	Releif